

平成26年第1回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成26年3月7日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員

1番	中塚 尚憲	2番	稲垣 誠亮
3番	北村五十鈴	4番	栢木 進
5番	岩井智恵子	6番	上杵 種雄
7番	東郷 正明	8番	太田 健一
9番	野並 享子	10番	井狩 辰也
11番	市木 一郎	12番	坂口 哲哉
13番	山本 剛	14番	丸山 敬二
15番	鈴木 市朗	16番	矢野 隆行
17番	梶山 幾世	18番	高橋 繁夫
19番	河野 司	20番	立入三千男

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	教育長	川端 敏男
政策調整部長	富田 久和	総務部長	新庄 敏雅
市民部長	佐敷 政紀	健康福祉部長	井狩 重則
健康福祉部政策監 (高齢者・子育て支援担当)	川端 弘一	都市建設部長	山本 利夫
環境経済部長	竹内 睦夫	教育部長	中島 宗七
政策調整部次長	玉田 善一	総務部次長	立入 孝次
広報秘書課長	竹中 宏	総務課長補佐	武内 了恵

出席した事務局職員の氏名

事務局長	橋 俊明	事務局次長	白井 芳治
課長補佐	遠藤 美穂子	主査	佐々木美砂子

議事日程

- 第1 諸般の報告
- 第2 会議録署名議員の指名
- 第3 一般質問

開議 午前9時00分

議事の経過

(再開)

○議長(立入三千男君) (午前9時00分) 皆さん、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

(日程第1)

○議長(立入三千男君) 日程第1、諸般の報告を行います。

出席議員は20人全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付いたしました議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、昨日と同様であり、配付を省略いたしましたので、ご了承願います。

(日程第2)

○議長(立入三千男君) 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第127条の規定により、第17番、梶山幾世議員、第18番、高橋繁夫議員を指名いたします。

(日程第3)

○議長(立入三千男君) 日程第3、昨日に引き続き一般質問を行います。発言順位は昨日と同様、一般質問一覧表のとおりであります。

順次発言を許します。

通告第8号、第1番、中塚尚憲議員。

中塚議員。

○1番(中塚尚憲君) 皆さん、おはようございます。

本日、一般質問3日目ということで、皆さんお疲れかもしれませんが、最後までお付き合い下さい。本日は市長に対して、総括という形で地域活性化について、ご質問させていただきます。4点ほど、質問させていただきたいと思っております。

1点目、現状の地域活性化について、お教え下さい。2点目、その課題について、お教

え下さい。3点目、この具体策をお教え下さい。4点目、新たな試みがあれば、お教え下さいという4点でさせていただきました。今回、質問の内容をわざとちょっとざっくりにさせていただきました。市長としては、多分、どう答えてええんやろうとか、多分、悩まれるかと思われたんですけれども、僕は今の市長がよく言われるようにどういうふうに優先順位を付けてはるかというのを明確に知りたいなと思ひまして、ちょっとわかりにくいかなと思ひましたけれども、あえてこういう質問でさせていただきました。市長、よろしくお願ひします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 議員の皆さん、おはようございます。

毎日、日が替わってますので、議員の皆さん、お疲れか、知りませんが、こちらは全然疲れておりませんので。

まず、わかりにくいかもわからないと言ひながら、ご質問いただきましたけれども、まさにわかりにくいご質問で、どう答えていいか悩んでおりますけれども、地域の活性化というご質問ですので、まずそこからお答えをいたします。

地域の活性化というのを、ちょっとわかりにくいので、硬くしゃべりますけれども、地域というのは何を捉えるのかということです。これ、今、野洲市の議会ですから、地域というのは野洲市として捉えて、お話をいたします。

野洲市ということ言えば、野洲の町です。活性化という、これもよく使われる言葉ですけれども、何を意味するのかということ、本来のあるべき姿へ持っていくその促進というのが多分、活性化だと思います。よく一般的には活性化と使われて、何か奮ひ立たせるとか、あるいは元気にさせるとか、そういうことですが、何のために奮ひ立たせるのか、何のために元気づけるのかといたら、それは、やはりあるべき姿だと思ひています。本当やったら、反問して、中塚議員のそのあるべき姿はというのを言ってもらわないと答えられないんですけども、私が考えるあるべき姿というのはもう単純です。常々言ってますように、市民の皆さんが元気で、安心して、毎日暮らしていただけるということだと思ひています。そのためには何が要るかと言ったら、これ、もう一括なので、全てを一本でお答えしますけれども、何があつたら、足るかという、1つだけではだめで、安全と幸せのためにはさまざまなものが要ります。

大きく分けたら、これはもう常識レベルで言ひて、わかると思ひますけれども、まず、自然環境が絶対要ります。そしてから、社会制度が要ります。道路とか河川も水を流すため

に要りますから、河川とか、いわゆる社会インフラと言われているものが必要になります。そして、そこに人間の力、人間の取り組みが必要で、それによって、私たちの幸せ、安心が存在できている。これ、今、単純に言いましたけど、学問的にも裏付けられていて、これ、日本にない学問があるんですよ。英語で言うと、エコロジカル・エンジニアリングという学問があって、これ、日本に入りがたいんです。日本では環境工学とか環境経済学と訳されてるんですけど、全然違います。もうここでも20年近く、欧米ではなされてるんですけど、その考え方が今、言った要素です。大きな自然の中に、順番を変えたら、人間の力、そしてから、社会資本と言われているもの、そしてから、社会制度、その真ん中に私たちの幸せがあります。だから、どれが欠けても、私たちの幸せは実現できません。それを順番に上げていくということによって、私たちの幸せが出てくるというふうに思っています。

ですから、地域の活性化というのは、どれかをやったら、いいというのではないと、私は常々言ってるように日本一のまちづくりはしませんと、よくありますけど、雑誌の見出しになるとか、そうじゃなしに、日々皆さん方が生活していただいている、これは自分として楽しい、あるいは安心できるという、そういういろんな組み込みをしていかないといけません。

もう一つは、別の面から見ると、今日、これを議会でやっていただいていますけども、皆さん方は市民の代表として議論をいただいて、物事を決めていただきます。でも、その背景に、やはり市民の意見がここで闘わされないとだめなので、いわゆる市民の意見がまちづくりの意思決定に伝わるかどうかという、この仕組みが存在するかどうかということです。これは逆もあって、できるだけまちづくりの情報、透明性を保って、いろんな形で市民の皆さんにお伝えをしています。ですから、この往復作用がないとだめです。市民が、いわゆる行動を起こして、判断して、それがまちづくりになると。具体的に言えば、市民の思いがいろんなサービスになったり、制度にならないといけません。だから、これの作用があるかどうかということです。ですから、透明性、市民参画、そういう仕組みがあって、初めて活性化ができるというふうに思っています。

ここまでが基礎的な話で、幸せと安心のためには、やはりいろんな要素が必要で、今、病院の議論も、なぜここまでさまよっているのかなというぐらいにさまよっていて、きのう、終わってから、いろんな人に話を聞きましたけど、私もちょっとあこで、何人かの方の答弁に言いましたけども、何か2年半がむなしいと、イロハの議論がまた起こっていま

す。市民に伝えたんか、伝えないんかとか、そんなもの、全部お伝えされています。きのうもある人から電話がかかってきて、一般の市民の方は市の広報を見ていたら、着々と病院が駅前に整備されるもんやと思っているのにどうなっているのかと、まだイロハのイから議論しているんやないかと。まさにこれ、きのう、ある人から電話がかかってきて、そんな話をしていたんですけども、そういったことで、民間病院がなくなって、市民のかなりの方がサービスを受けておられる病院がなくなるのは困る。じゃ、それをきちっと位置付けようではないかと。あるいは発達障がい、本当は私も深刻だから、なったときから、かなり力を入れています。

きのうも岩井議員がおっしゃったように、発達障がい、3,000万円弱を、いわゆる単費で入れました。これは普通だったら、やらない。私のところまで来るまでは付いてなかったんですよ、悩んでいて。これも、緊急雇用があったからじゃなしに、緊急雇用のお金はどこへでも使えるのを野洲の場合は大半を緊急雇用を発達支援の部分に当初から充てたわけです。単費でもやっていたけども、幸い数千万円が使えるから、充てた。他に充てたのが何かといったら、もう一つ、今、育っているものづくり支援にも充てました。よその町はあと、妓王寺の通年開放、あこも緊急雇用で充てています。だから、町の裁量でどこでも充てられるのを当初、幾つかに大きく、特にたくさんは学校の、いわゆる加配に充てたわけです。そのときに学校の先生は心配していました。これは2年か3年しか続かないと、あと、続かないですよと、それもいきなり数千万円のお金を捻出できないかもわからない。そしたら、そのときの校長先生たちが言ったのは3年ぐらい何とかやったら、教職員の力が付いて、自立できるかもわからない。ですから、表向きは学校の先生方が力を付けられたら、この3,000万円ぐらいは緊急雇用の制度がなくなっても行けるだろうということで動いていたから、岩井議員が現場が心配しておられる、心配しておられると。これは心配というか、自分たちが力を付けるから、付けて下さいということなのに、きのう聞いて、ちょっと意外だったんですけども、私はそれは無理だろうと思ったので、内々はどこかで捻出したいと。

今のこの学校の3,000万だけじゃなしに、前からお知らせしていますように、野洲の学童保育では普通でさえもすごく持ち出していますけども、それ以上に発達障がいの加配で、去年のデータで言えば7,000万円ぐらい、ちょっと学校で、今のプラスしたら、ほぼ同じぐらいになると思いますけども、学校の通常での金額よりはまだ多いぐらいを学童保育の発達支援とか障がい者支援に使っています。ですから、これを当事者は多分知っ

ておられるので、野洲の安心がある。あるいは、学童も4年前は、先般、坂口議員が病院の問題で、学童保育所をどうするのかとおっしゃっていたけど、本当に5年、6年前は保護者も担当者も先生も大変だったわけですよ。200人ぐらいの子どもさんたちが行き場がない。だから、速やかにということで、22、23、24できちっと整備して、今、なっています。なってみたら、もう当たり前に思っておられるけども、学童保育の問題は当然、まだ土日とか、中学生の問題はありますけれども、一定のところまでは絶対土日以外はきちっとやりましょうということで、今、できています。

あと、バスもそうです。今日もちょっと読んでいたら、障がい者の方が昔ただやっただから、ただにしてくれというお手紙があって、今、ちょっと答えを書こうと思いながら、時間なかったから、まさに今、私の机の上にあるんですけども、あれも高齢者の方と障がい者の方は完全無料だったけども、自立ということで、100円だけはいただこうと。調べたら、福祉が充実している栗東でさえ、既にもらっておられたので、やはり、いただくものはいただいた上で、他の形でやろうと。ただ、タクシー、補助は逆にかなりふやしましたけども、そういう形でバスをなくすか、なくさないかということで、従前のサービスを完全に復して、そこに今は1路線ふやしています。私はもっともっとふやしたい、発展するバスにしたいと思っていますけども、ご承知のように、1路線600万円ぐらい裏打ちしているわけで、そう簡単な話ではないので、可能な限り、今後ふやしていきたい。

今後、どうするかというので、これはまとめて話すと言っていますから、例えば、野洲駅前に病院をつくったら、病院のために郊外につくるんだったら、もう一度同じだけの路線を各、遠くから持っていかなんといきませんけども、例えば、病院だったら、今、1路線を2路線に分割して、例えば、吉川を回ってきている、回ってきて、旧の中主町をぐるぐる回ってきているのを吉川から須原、堤になるか、いずれにしても、その路線と野田を通ってきて、比留田を通して入ってくるとか、そういうふうに2分割というか、1路線ふやせれば、それだけで便宜が高まりますし、時間が短縮できるということはサイクルが短くなるので、それによって、1日の便数もふえます。そういった形で順番に積み上げていって、便宜を高めていこうと。ですから、病院というのは今回もるる説明していますように、一つの大きな町を変える要素だろうというふうに思っています。

野洲の町はこれもこの間、言いましたように、近隣の町から比べると、住みやすさランキングは1桁低いわけです。それは何かといたら、今、言った病院だとか高齢者の施設だとかといったことのサービスが少ない。ましてや、この病院をなくすわけにいかないし、

不便なところへ持っていくわけにいかない。これは大きな要素だと私は思っています。

あと、高齢者のサービスもこれも常々言っていますように、野洲はある時期までは進んでいたんです。税金で丸々支援をして、そして、民間の形でやっていました。でも、介護保険ができてからは本来はサービスは民間、介護保険で給付をきちっとするというのにつまでも民間の一福祉法人に全ての支援をしている。これも、きのう坂口議員が聞かれた損失補償しているんですよ。こんなことをやってるから、遅れているんですよ。だから、前は守山とか草津より進んでいたんですけども、率先して税金でやっていたけど、知らぬ間に追い抜かれている。ですから、高齢者の福祉サービスも弱いので、今回、老健施設100床できましたけども、これからも一切補助金を使わないで、民間がサービスをしてくれるところに給付をする。この給付も今回、補正でふやしたようにふえています、予定よりも。そういったことで、病院、高齢者のサービスをする。

もう一つ少ないのが不便だという部分が弱いので、この不便は鉄道がどのこうとか、交通事情は道路交通悪いですけども、鉄道は便利なのに不便というのは矛盾しているけれども、買い物に行く場所が少ないと。若い人からよく言われるように、ブランド、ナショナルブランド、場合によってはインターナショナルブランドがない、珍しい町です、これだけの町でありながら。何もナショナルブランドがいいとは言わないけども、やはり、そういったものがあって、その上に幾つかあった方がいいので、幾つかとかいうか、その地域のお店とかも。そういう、やはり状況へ持っていかないといけない。これも、なぜこうなっているかという、市街化区域の設定がきちとなされてないからです。

きのうもある方から、これも結構、電話いっぱいかかってくるんですけど、ある人が言ったのは名前を挙げませんが、私もこの間、どなたかが答弁に言ったように工場さえあったらいいと、道路も要らんと。工場が来て、法人市民税がたくさんあって、それを少ない市民で、その当時は町民ですけど、町民で分け合ったら、いいんじゃないかという方針でずっとされてきたと言ったら、きのう、電話をかけてきた人が言ったのはその先代、先々代はそこまでもなくて、田んぼがあって、いい米がとれて、酒ができたらいいと言っていたという話をきのう聞いて、もう一つ、あれやなと思って、今はとれるから、きのう、私、その話は初めて聞いたんですよ。ご当人からは私はもう工場さえあったらいいと、私は道路とか、もっといろんなこととして人口ふやしたら、どうですかと言ったら、はっきりもう要らんと、工場さえあったらいいと、今、言ったような話だったんですけど。もう工場も要らんと。田んぼがあって、米さえつくれて、酒がつくれたらいいという話をきのう

聞いて、もう一つ大きいことかなと思ったんですけど、そういうまちづくりで来ているから、お店はないです。隣の両隣、あるいは3つ隣、こっちは琵琶湖ですけど、3つ隣から見ても、商業的な機能は全く遅れています。これは土地がない。町の政策がそういう方針でされているからです。今後、そこを順番に変えていって、市民が楽しく、必要なものは買い物できる、食べられるということです。

これはあと、市民も、やはりそういうふうにならないといけません。私は毎日お店を替えて、お昼を食べに行っているんですけども、職員さんにも、ぜひにと言っているんですが、野並議員が心配、あるいは太田議員が心配していただいているように、給与が低いということもあると思うんですけども、結構、コンビニへ行く人が多いので、残念なんですけども、本当は、やはり、皆さんが使ってもらって、お金が回るという仕組み。ですから、それでバルはやってもらったんですが、1回きりではだめなので、町の人が町を楽しむと、これが、やっぱり、原点です。よその町へ行って、よその町へ行くにもいいんですけども、自らの町で消費を楽しめるという、これ、すごく大事で、働いて、やはり、いい意味でお金を落とすと、それが自分がおいしいものを食べたり、好きなものを着たり、あるいは自分が楽しみたい、いろんな芸能とか、いわゆるパフォーマンスを楽しめると、そういうのが町の中で一定完結するということです。

最後に、もう一つは、やっぱり重要なのは子どもたちが健全に育てる環境、さっきは発達障がいの子どもさんを言いましたが、そうじゃなしに、全ての子どもたちが前向きに伸びていける町の制度、サービス、それと就労の場、働く場、こういったものがそろって、かつもう一回元に戻りますけども、自然がきちっと保全されていて、そしていざというときには防災、危機管理がされている町ということで、私の場合は遅れていた耐震はきちっとやる消防署の耐震もやると。今、病院、今日は特別委員会も開いていただいて、もう既に構想案をお配りしていますので、今日は最後の議論をしていただいて、それを終えたら、市としては構想として出させていたこうというふうに思っていますので、議論でもたもたしているよりはさっき、おっしゃったように、どこへ何をするのかとおっしゃったら、今、お話ししたような方針で、今、申し上げたようなサービス、さっき言った国8もそうです。本当にほったらかしなのを3年前から動かして、もう用地買収まで行っていて、かなりのとこまで見えてきています。どうするのか、どうするのか、いつかという話じゃなしに、市民の皆さんと一緒に取り組んでいただいて、ヨーロッパの町がいいとは思いませんし、アメリカの町がいいと思わないけども、皆さん、やっぱり、まだヨーロッパの町へ

行って、町を見に行っていますけども、ああいう町も同じような形でできています、内陸だけでも。日本の場合は港がないと、神戸、横浜、東京みたいに港がある町が、外港がある町が町だと思っていますけども、ヨーロッパを見てもらったら、内陸の町、すてきな町、いっぱいあります。発展しています。最先端です。ベンツをつくっている町もベンベールをつくっている町もみんな、内陸の町です。あれがいいとは思わないけども、日本の場合はそういう町もみんな港に近いけども、そうじゃなしに内陸で水もあり、安心もある、そして、人が安心して住める、そして、豊かな文化、買い物ができる町を目指したいなど。そのための取り組みを順番に進めていきたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 中塚議員。

○1番（中塚尚憲君） いろいろお伺いして、ありがとうございました。

今の市長の姿勢というのはすごく、やっぱり賛同できるもの、市民が今の話を聞いたときに、安心やし、これからも何かずっと住んでいけそうやなという期待は持てると僕は思います。なので、やっぱり、それはそのまま続けていただきたいし、その声に伴って、市政側も、市長だけがやるんじゃないで、市政も同じ方向で、市議の方も同じ方向でこのまま向かっていけたら、より住みやすい町、もっと自慢できる町、こっち、住みやすいよというのが言えるかなというのは僕は今の話を聞いて、思いました。

あと、やっぱり、市民からの何かやりたいな、市の財産、例えば、公共施設であったりとか、そういうところを使って、町に人を来てもらおうというようなイベントがあったりとか、そういうときとかをうまく、市側と市民側がうまくつなげられるようなつながり手をもっとわかりやすくできると、もっと市民も町に対して、何かやっているなというのがわかりやすいかなというのは今、聞いていて、思いました。

なので、今の市長の話で、地域活性化の方向性、あと、市民、町をどうしていきたいかとかというのは具体的にすごく見えた気がしましたので、これからもそのまま続けていただけたらと思います。

これで、一般質問の方を終わります。ありがとうございました。

○議長（立入三千男君） 次に、通告第9号、第13番、山本剛議員。

山本議員。

○13番（山本 剛君） おはようございます。第13番、山本剛でございます。

2点、質問をしたいと思います。

まず1点。非正規職員の現状と待遇改善について、総務部長に質問をいたします。規制緩和、構造改革といった政策が推し進められた結果、格差社会と言われる現状となりました。その中で、正規社員でない労働者の増加が大きな問題となっています。期限付きの不安定雇用や賃金、労働条件の面における格差等があります。こういった現状は民間企業にとどまらず、全国の自治体、そして、野洲市においてもあると思います。本庁舎の行政職等もそうですが、特に保育園や幼稚園、あるいは給食センター等では嘱託職員や臨時職員といった、多くの非正規職員の方が働いています。そして、そういった人たちがいないと、仕事ができない現状があると思います。

そこで、野洲市の非正規職員の現状と定数の問題や待遇改善等、今後の方向性について考えをお聞かせ下さい。総務部長、よろしく申し上げます。

2点目、人権行政の充実について、お尋ねをいたします。

格差社会が進行する中で、生活困窮者や就労支援、あるいは学習支援を必要とする人たちが現在の日本社会には数多く存在しています。これは過去、同和地区に多くあった生活困窮や不安定就労、教育不平等といった課題が格差社会が進む中で、特定の地区の問題にとどまらず、社会問題となってきたとも言えると思います。そして、野洲市においても、生活困窮者や就労支援、教育支援等を必要とする人たちがおられます。現在、就労支援の具体的な取り組みとして、野洲ワークの取り組みが評価されています。

また、母子、父子家庭への支援の取り組みや発達支援センターの取り組み等も評価を受けています。これは働く権利や学ぶ権利を保障すること、すなわち人権行政の実践と言えると思いますが、こういった実践が同和行政においても取り組まれてきました。こういった人権行政を一層充実させていくことが同和行政の推進、すなわち同和問題の解決にもつながると思います。このことについてお考えをお聞かせ下さい。市長、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 山本議員の人権行政に関するご質問にお答えをいたします。

まさに今、ご指摘というか、ご提案のように、同和問題、あるいは部落差別の解消に大きな、広い意味での人権行政の充実が大きく貢献するというふうに思っております。私は就任以来、その方向で部落差別、部落問題、同和問題があっても、いわゆる同和行政はもう収束しますよと。それは手を抜くという意味じゃなしに、今、ご指摘があったように、

障がい者、あるいは生活困窮、さまざまな場面で、人権の問題が生じています。未解決の問題もそのままだし、新しい問題がふえてきている。それを、やはり、きちっと解決することはおのずから、ゆえなき差別である部落差別の問題も解決するにつながるというふうに思っているからであります。

考えによっては、部落差別というのを無視して、いわゆる同和問題をいきなり対応をやめてしまえとおっしゃる方がいますけども、これは歴史的にそういった根拠のない差別があって、その改善に向けて、個々の、いわゆる運動体の取り組みもありましたし、国の施策として、特別措置法で取り組まれてきています。そういう意味では日本の人権問題の解決の大きな原動力であったし、今もその資産が生きて残っているというふうに思っています。ただ、申し上げたように、障がい者の問題、あるいは子どもの問題とかありますから、そこをもう少し広げていって、対応しないといけないというふうに思っています。

それと、就労の問題は総務部長が答えますけども、きのうも集団的自衛権のご質問がありまして、これも憲法に関わる問題です。ご承知のように、人権の一番、むしろ防衛の問題、平和の問題というよりは憲法の一番大きな柱は、やはり人権の問題です。憲法には書かれています。ですけども、余り日本の、私たちの市民生活の中に入っていない、何か差別事象が起こったら、人権と言ったりしていますけども、そうじゃなしに、先ほどの中塚議員のご質問にもありまして、答えたように、安心して、幸福に生きられるということがまさに人権が守られているということですので、そこがきちっと位置付けられていないと、就労の問題にしても、市民の、国民の位置付けにしても、おろそかになります。一番根幹なのに何か周辺の課題で侵害されているからということではだめだと思っています。いつも、申し上げますように、人権の問題があったら、それを解決するというのも重要ですけども、根幹は、やはり健全に市民が生活していただけるような取り組みをしていくという、その政策の中で、おのずから、問題も解決されるだろうというふうに思っていますので、野洲の場合、今、評価していただいたように、もともとは消費生活相談でした。欠陥商品とか、あるいはその後、欠陥、あるいは詐欺的な金融商品での被害、またこれも大きく、特に振り込め詐欺とか、そういったことで広がっていますけれども、そういうことの解決でしたけども、そうじゃなしに、失職するとか病弱になるとかといったことで、生活困窮になられる方への総合的な支援をしようということで、今、ご評価いただいたところまで来ています。

普通だったら、これ、行政サービスにならないものなんですが、私は市民への相談機能

というのはすごく大事だと、経済的な破綻は地震、水害と同じぐらいに市民生活を脅かす、一般的には地震があったら、命が失われると思いますけども、詐欺にひっかかって、大きな借金を負ったり、あるいは失職をして、たまたま借りた借金で金利が膨らんでいく、これが、やはり自殺とか、あるいは家庭崩壊につながるという意味では全く私は同質やというふうに思っていますので、力を入れてきて、職員も頑張ってくれて、そして、いろんな弁護士さんとか各団体も力を合わせてくれて、そして今現在に至っています。まだ完全じゃないけども、この機能というのは単なるプラスアルファ機能じゃなしに、必須のまちづくりの機能だと思っていますので、これも充実、そして、申し上げたように、健全な子どもたちの教育とか市民の情報共有をしていって、まちづくりを進めていくことがおのずから、同和問題も含めて、人権の解消につながっていくと思っていますので、今、ご提案は大歓迎でして、古い同和問題解決に戻るといふんじゃなしに、広い人権の視野でもっての取り組みを一層進めさせていただきたいというふうに思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（新庄敏雅君） 議員の皆さん、おはようございます。

山本議員の非正規職員の現状、また待遇改善について、お答えを申し上げたいと思います。

本市では多様化、複雑化する行政、市民ニーズに対応すべく、専門性のある業務に対しましては嘱託職員を、また臨時的に生じた業務への対応として臨時職員を雇用しているところでございます。その数は平成25年4月現在で、正規職員が432名、嘱託職員が192名、臨時職員が274名で、非正規職員としては計466名で、正規職員を上回っているという状況となっております。

非正規職員が多い職場としましては、保育園、幼稚園での加配に従事いただく職員、また給食センターでの調理業務、その補助をやっていただいている方とか、あと健康推進課で、乳幼児健診に伴いまして、保健師さん等の専門職員に従事いただく職員などが多くなっております。嘱託職員、臨時職員の待遇改善につきましては、昨今の景気動向を受け、民間賃金が上昇傾向にある中でありますので、必要な人材確保に向け、26年度からですけども、保育園・幼稚園教諭、また図書館司書、現在、日額7,400円ですが、200円を上げていきたい。また、一般の事務職員を日額6,000円ですが、6,200円に、また給食センターで時間給で働いていただく方がおられますので、ここ、時間給750円

を850円に改定をしていきたいと考えております。また、嘱託職員につきましては、その専門性、また人材確保の視点で、これまでも徐々ですが、正規化にもしておりますし、従来、継続上限を3年と、こうしておりましたけれども、5年へ改正をしたいと、こういう検討を進めているところでございます。今後も非正規職員の皆さんの意見も聞きながら、待遇改善、また職場環境の向上に努めていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） 今の2点、質問をいたしました。人権行政の部分について、市長にお尋ねをいたします。少し、事例を2つ、紹介をさせていただきます。

現在、公立小中学校の教科書は無償配布をされています。無償配布されるようになったのは1963年、昭和38年12月に「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」が成立してからです。1964年は小学校1年から3年、1965年は小学校1年から5年、1966年には小学校1年から6年、さらには1967年から1969年にかけて、中学校1年から3年へと順次、枠を広げ、小中学校全体が無償となりました。

この背景には1961年、昭和36年から始まった高知県の被差別部落の母親たちの取り組みがありました。貧困のため、子どもたちに教科書を買ってやることができない母親たちが学校の教師たちと憲法について勉強会をしていました。そこで、憲法26条に「すべて国民は、法律に定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする」と記されていることを知りました。そこから、その母親たちの教科書無償に向けた取り組みが始まり、その取り組みが全国に広がりました。そして、保護者や教職員をはじめ、多くの人々の努力の結果、法律が成立し、教科書無償化が実現しました。このことは人権を保障する実践であると思います。同和教育に携わった人々の取り組みが全国の子どもたちの教育権の保障につながったと思います。

次に、就職に際しての取り組みを紹介します。就職に際して、過去は社用紙が使われ、それを企業に提出することが求められていました。そこには家族構成、親の職業、支持政党、自宅と自宅付近の地図等、本人の適正と能力以外について記入する欄がありました。つまり、本人の適正と能力以外で、採用の可否を決める就職差別があったということです。そういった時期には被差別部落出身者や在日コリアンの人々が大企業に就職することは困難でした。それだけでなく、母子家庭や父子家庭の子弟、あるいは経済的に恵まれない家庭の子弟が金融機関等に就職することが困難な現実も存在しました。このことが問題とな

り、1971年、昭和46年に近畿統一応募用紙が作成されました。これは本人の適正と能力以外に関して、記入する必要のないものです。これが広がり、1973年には文部省、労働省が全国高等学校統一応募用紙を使用するよう通達を出し、統一応募用紙の全国化となりました。

教育や就職は自己実現を図る上で、非常に大切なものです。今、紹介した教科書無償化及び統一応募用紙の取り組みは同和教育に携わった人から始められたものですが、全ての子どもの教育と就労への支援となっています。このように、同和教育は人権教育と合致するものであり、行政についても同様と考えます。人権行政と同和行政は合致するものであり、今日の格差社会の中で、生活困窮や教育不平等をはじめ、さまざまな課題を持つ人たちを支援、救済していくために一層の人権行政の充実を図ることが重要です。同和行政の終結ということではなく、同和行政を包含したものが人権行政だと思いますが、このことについて、市長の考えをお聞かせ下さい。よろしく申し上げます。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今、山本議員から事例を挙げて、同和行政と人権行政の関係について、ご提言とご質問をいただきました。先ほどもお答えいたしましたように、日本の人権の取り組みの大きな流れの一つ、唯一とは言いませんけれども、それが部落解放の動きだと思っています。歴史的にはいろいろ課題があって、あえて言えば、例えば、戦前においては、戦前からの水平社の運動がありますけれども、男性、女性の権利の均等、平等については時代状況もあって、完全に今のレベルの認識ではなかったと思いますし、戦争についても、平和についても、決して、一枚岩で戦争反対ということでもなかったと思いますけれども、人間がゆえなき差別を受けるものではないと、あるいは人間だけじゃなしに、そこに土地の問題とか、いわゆる生まれとか、そういった個人の責任でもない、個人に合理的な、いわゆる属性でもないことによって、差別を受けることはないということの取り組みのそれを解決に向けて、戦前、戦後を通じて、今日まで果たしてこられた役割は重要だというふうに思っていますが、一方で、やはり、差別を解消する障がい者の問題、あるいはらい患者の人たち、例で言えば、らい患者の人たちへの偏見、差別をきちっと解決に導いてきた人たちの活動もあります。

そういったことがあって、現在のものになっていますけれども、先ほど、申し上げましたように、今、自衛権の問題で押し付け憲法とか言われていますけれども、一番憲法の重要なのは人権だろうと思っています。知る権利、意思決定する権利、既に今、おっしゃった

ように、対等で、自己実現もありますけど、社会参加できる権利、こういったことが守られないとだめなんですけど、これは文言に書いてあってはだめで、ご承知のように、イギリスには憲法典がなくて、いわゆる不文法の憲法ですけども、まさに憲法というのはそういうものであって、人々の心の中に、社会制度の中に組み込まれんとだめですから、私も個人的に随分昔から障がい者の方の運動、あるいは白血病の方の運動でもう数十年来、関わってきて、一緒に動いていますけれども、まだまだ弱い。

先般も障がい者の方たちの権利を守る、自立の取り組みがあつて、二十周年だということで、私が滋賀県の活動では一番古いメンバーになっているらしいんですけども、しゃべってほしいというので、しゃべって、そのときに、障がい者の権利擁護、障がい者差別の議論が出たので、あえて言うておきました。部落差別の場合は差別された、運動はありましたけども、ある時期に国の施策になったので、行政の責務、国家の責務ということで、お客さんの位置付けになったので、障がい者の場合はそうならないように、私は差別とか人権侵害は絶対だめなんですけども、人間と人間がやっていることなので、差別があつたから、それを捉まえて、どうのこうのというのも大事ですけども、そうじゃなしに押し返して下さいと、弾力性があるわけだから。1回、差別があつて、ちょっと例で言ったんですけども、缶ビールのアルミ缶みたいなのじゃないと、押したら、へこんだら、戻らないと、そうじゃなしに押される、これは決して押すのはよくないけども、押されたら、暴力じゃなしに、押し返すぐらいの運動の取り組みを一緒にしましょうよと言っていましたので、これまでの何か差別があつたら、その事実だけを捉まえて、これは重要ですけども、そこだけにこだわるようなことじゃなしに、それを弾力的に押し返すような社会づくりをしていかないと、本当の健全な人権が守れる社会にならないんじゃないかなというふうに思っていますので、今、ご指摘のあつた過去の実績、歴史のプラス面と、やはり課題面とを直視して行って、これから日本の中で健やかに人権が守られる町をつくっていかないといけないんじゃないかなというふうに思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） 今、お聞かせいただいたことに、私も基本的には賛同をいたしたいというふうに思いますし、決して、個々のそれぞれのその人権問題、当然、部落問題も同和問題も含めてなんですけれども、全てを包含した人権行政ということで、推進をしていていただきたいということをお願いしまして、市長への質問はこれで終えたいと思

います。

それでは次に、総務部長にお尋ねをしたいんですけども、非正規労働が社会問題であり、それが野洲市役所にも存在しているということを再確認、再認識をしていただいたというふうに思います。今の現状について、お聞かせをいただきましたが、そのことについてどう感じておられますか。そうして、非正規職員がいないと仕事が回らない状況で、非正規職員のモチベーションが下がらないようにする必要があると思います。モチベーションが下がると、そのことによって、市民サービスにも影響が出てくるかというふうにも思います。そういう状況を招かないためにも、非正規職員の方の労働意欲を高める必要があると考えますが、先ほど幾つか待遇改善について、お聞かせ願いましたが、その他に具体的な方策をお考えでしたら、お聞かせ下さい。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（新庄敏雅君） 2点、お聞きいただきました。現状ということですが。公務員の正職員が年々減っています。2000年、行革大綱の中で、公務員も国も減らすということで、定員管理で減らしていきなさいという一つの目標数値も出されていますし、その後合併、指定管理、これによって、どんどんある意味では正規職員が減っていきます。

逆に国は高齢者を含めて、国はどんどん制度改正をしています。細かな点で専門職を要するような相談支援を必要するというところで、本市でも生活相談を含めて、高齢者とか児童虐待を含めて、相談支援をしていますし、そこには専門職員が要ということですが。大きな町ですと、その委託とか受け皿、これがたくさんある中では正規、非正規率というのは一定限保てるんですが、本市では直営というものが一番市民のニーズに応えられるという思いもありますし、受け皿の問題もあるので、現在、半々を超えるというような現状になっていますので、その中で、できるだけ正規率は少しですけど、高める、継続した市民相談サービス支援をするという視点で、今後もしていきたいと考えていますし、今、非正規職員のモチベーションということですので、先ほどお答えの中でも、職員の意見ということをお聞きするというところで、本市も23年12月に臨時嘱託職員の組合というのが結成されて、100名を超える方が加盟いただいていますし、その方とのコミュニケーションをとりながら、進めております。

待遇改善につきましては、今、ご承知、ご報告を申し上げましたけれども、さらに今、やっていくためには、我々、非正規職員を含めて、職場の明るく風通しのいいというんですかね、正規、非正規に関わらず、お互いにみんなが情報共有しながら、共に仕事をする

という、その雰囲気づくり、そこで楽しく、働きがいも持っていただいて、するというのがまず第一であろうということを思っていますので、そのような形でも取り組んでいければと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 山本議員。

○13番（山本 剛君） ありがとうございます。市長もきのう、言っておれましたが、特に保育園や幼稚園では非正規職員の先生が担任や主任をされているような現状もあるというふうなことですし、このように野洲市政を推進していく上で、非正規職員の方々が大切な仕事を担われているということも再度、認識をしていただけたかというふうに思います。

今、言っていただいたようにそういった人たちが気持ちよく働けるための条件整備をより充実していっていただく、そのことがひいては住民サービスの向上、より暮らしやすい野洲のまちづくりにもつながると考えます。そういった観点から、待遇改善を含め、条件整備をより充実していくことが一層必要だと考えます。一層の充実を期待して、私の質問を終えます。ありがとうございます。

○議長（立入三千男君） 次に、通告第10号、第8番、太田健一議員。

太田議員。

○8番（太田健一君） それでは、大きく3つの項目について、質問させていただきます。

まず、1点目に野洲市役所前交差点の歩車分離信号について、質問します。議員の方々もわからない方もおられると思うので、ちょっとここで場所だけを見てもらった方がわかりやすいと思います。ここ、野洲駅です。野洲駅で、市役所で、こっちが新幹線です。ここが野洲小学校です。この駅前からと野洲駅前からの交差点のところの部分の話です。

ここの野洲市役所前の信号は朝の午前7時から8時半までの時間帯が歩車分離となっていて、立ち番の方々の熱意によって、朝の通勤や通学する人々に対する安全が確保されていますが、歩行者側、特に野洲小学校に通う生徒たちにとって、幾つかの問題や課題があります。根本的な課題としては、去年の一般質問でも、私に取り上げたこの行畑の交差点の信号に、これは市民からの要望でもあった右折信号が設置されたこと、またさらに去年に野洲市役所前の歩車分離信号がこの部分ですけど、歩行者の安全のために約5秒延長された。この2つのことはすごくいいことだと思うんですけど、そのことによって、さらに車の渋滞増加という現状もあって、歩行者の安全と渋滞緩和の両立が難しいという

現実があります。

そういった状況の中で、まず初めにこの交差点が朝の歩車分離の時間内は道路交通法上ではスクランブル交差点と同じ扱いになっているかどうかを伺います。要するに、この歩車分離の時間に斜め横断することが可能なかどうかをお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） おはようございます。太田議員の野洲市役所前交差点の歩車分離信号につきまして、お答えいたします。

道路交通法第12条第1項及び第2項に基づきまして、歩行者は道路を横断しようとするときは横断歩道がある場所で道路を横断しなければならないことや、また歩行者は斜めに横断してはならないと規定されておまして、この交差点はスクランブル交差点のように交差点内に白線が引かれていないため、歩行者は斜め横断は禁止されております。

以上、答弁といたします。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 私も個人的に調べましたら、ここは斜め横断できないということですが、現状では子どもたちのこの通学の時間の斜め横断というのは立ち番や担当課の方々の指導の中で、もちろん禁止されているということですが、一般の大人の方はここを斜めに横断されている方も多い現状です。自転車も進入してきているといったような現状で、それをまねしないようにということで、指導はされているそうですが、こういった現状があること自体が問題だと思いますが、どのように感じて、どのような対応を考えておられるのか、お聞きします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 今、1点目でお答えさせていただきましたように、道路交通法上、歩行者、自転車とも斜め横断は禁止されておりますので、そのような形で指導していきたいと考えております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） この交差点の問題の本質というのはこの歩車分離信号の歩車分離の信号の時間が現状、短くて、要するに野洲小学校に通学する子どもたちが時間内に渡れなくなりそうになって、後ろの方の列は走って渡らなければならないといった状況があって、そういった状況が危険であって、この歩車分離の信号の時間をもっと延ばしてほしいなり、斜めに横断できるようにしてほしいといったような保護者の方々からの要望を私は

聞いています。

ですが、この歩車分離の時間の延長というのは現実、厳しいといった現状で、斜め横断に関しても、これは、朝の時間は歩車分離やから斜め横断をしてもいいと言っておられる一般の方々もかなり多いです。現実、僕も何人かに聞いたら、いや、あそこはいいんやでということをかかり聞きました。僕自身もちょっと把握してなかったところもあるんですけど、道路交通法上はできないといった事実があるので、そういったことを保護者の方なりに伝えるなり、一般の方々にしっかり認識するために、例えば、この交差点のところに標識をつくるなど、そういうことが必要ではないかと思えますけど、その点に関してはどう思われますか。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 歩車分離信号はスクランブル交差点でないため、斜め横断はできないことを指示するような看板につきましては、交差点付近ではドライバーの視野を妨げることとなりますので、現在は考えておりません。周知方法といたしましては、「広報やす」や市のホームページ、さらに交通安全教室等で市民に周知すると共に、学校等にも徹底していききたいというふうに考えております。また、現場におきまして、警察署の指導もお願いするよう、考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） これはかなり強く周知徹底をしてもらわないと、先ほど僕が言いましたとおり、通ってもいいと本当に思っている方がかなり多いので、それなら、朝、斜めに子どもが通学しているところへ通っておられる方がいて、子どももそれをまねしますよね、ということが危険につながるので、その徹底はしっかりしてもらいたいと思います。

現状の課題として、聞いているのは、先ほども言いました、子どもの通学の列が長過ぎるということが一つの原因として、行政側としては、学校側にこの長い列を2つに分けて、短くしてという案を相談している、要望しているというふうに聞いていますが、学校側からの回答はどういったものが来ていますか。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 当交差点の歩車分離信号につきましては、平成25年3月から運用を開始しておりますが、駅前自治会等から時間延長の要望があり、県警本部と守山市と協議を行った結果、渋滞の可能性もありますが、横断者の安全を優先し、5秒間の延

長を行ったものでございます。そのことから、守山警察署としては、さらなる時間延長については交差点の円滑な運行に支障を来たすこと、並びに渋滞を引き起こす要因が高いことから、さらなる時間延長は無理との見解でございます。

守山警察としましては、子どもたちの列が長いため、短くすれば、安全に通行ができるではないかという提案がありましたが、学校側としては、人数を少数で分けるにあたり、子どもたちへの指導の徹底等が必要であり、当面は列をすぐに変更することはできないとの回答でございます。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 列を短くするのは厳しいということですが、もう一つの解決策としては、この歩車分離信号を、現実には、地図のところで見ただけで、要するにこちらの側の和田の方から市役所の前を通過して、この交差点から2回、横断している。もう一方はこっちの中仙道の方からずっと来て、市役所側を通過して、2回横断しているといった状況で、2度横断しなければならない、その短い時間の中で、これを1回の横断で済むような通学路の変更ということが有効ではないかということで、担当課の方ともちょっと話をしたら、学校側にもそれを要望して、協議してということで、求めているということで、3月中には学校と警察との協議が行われるというふうに聞いているんですけど、まだ3月に入ったばかりなんですけど、この結果というか、進捗状況というのと、現在の通学ルートと変更した協議を要望されている場合の通学ルートの詳細というのもお尋ねします。

○議長（立入三千男君） 教育部長。

○教育部長（中島宗七君） 通学路の変更については教育委員会の方はまだ承知いたしておりません。基本的に通学路の変更のルールを申し上げますと、PTAの方と地域の総意のもとで、学校の同意を得て、変更するものでございます。基本的には保護者が主体になって、考えていただくということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 現実的な提案になるんですけど、ここの部分の話を僕は今、しているんですけど、要するに、今、説明した、どっちから来ても2回渡らなければいけないというルートを、要はここを2回渡らずに、要するにスプーンの前野洲小学校に向かう、ヤススポーツに向かっていく側の道を通学路にすると、2回曲がらずに1度で行ける。和田側から来ても、1度通るだけでもいい。中仙道側から来た場合でも、1度だけでいいと

ということになるので、ここの2度渡らなければならなくて、時間がなくて、走らなければならぬというような現状は起きないと思いますし、ただ、そうすることによって、ちょっと課題が出るのはここの、前回も一般質問で質問しましたが、野洲小学校前のこの変則の5差路のとこの交差点の歩道のところに子どもたちがたまってしまうということがあるので、こっち側から200人近く来られているということなので、という問題もちょっと起こり得るんですけど、どちらの方が安全度が高いのかということを考えて中でやっていかなければならないとは思いますが、こういったことも考慮して、基本は保護者の方たちが決められるということですけど、もちろん行政側としても、こういった提案もしてもらいたいと思いますが、どのように思われますか。

○議長（立入三千男君） 教育部長。

○教育部長（中島宗七君） 太田議員の提案、1回で済むので、そちらの方が安全ではないかというような通学路の変更の提案でございますが、基本的には今までそのルートで通学をしようというふうに決定してきた経緯は恐らく、より安全性が高い道を渡って、学校まで行こうというような保護者なりの願いがあって、決まってきたもんだと思います。そうした中で、230名の方が歩車分離信号を2回渡らなければならない状況でございますので、もう一度、またPTAなり、地域の方で、また立ち番されておられる地域の方もおられますので、そういった総意のもとで、1回で済む方がいいというようなことございましたら、当然、変更の方は考えていきたい、そのように思います。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 保護者の方が現状を見られていて、すごく心配されておられるので、鋭意いい方向で、進めてもらいたいと思います。

それでは、大きく2点目の質問に移ります。新野洲市発達支援センター構想案と発達障がい者の就労について、質問します。

まず、1点目ですが、野洲市のこの福祉の取り組みというのは全国に先駆けての事業なども含めて、早い段階からの福祉と教育が一体化した施策としても評価されています。市長の他の議員に対する答弁の中にも、発達支援に関してはすごく頑張って取り組んでいるということも答えておられましたが、そのとおりだと思います。そうした支援の中核を担っているのが現在の発達支援センター、健康福祉部とふれあい相談教育センター、これは教育委員会の所管ですが、であり、さらなる施設の機能と整備を進めるために、現在、新野洲市発達支援センター等あり方検討委員会が設置されて、協議や検討が行われている最

中であります。現在、滋賀県としても特別部会が立ち上がり、支援の方向で検討されているということですが、県との連携の中で、制度の充実や実現に向かっているという現状です。

まず、この委員会で検討されているこの新発達支援センター構想案の最終的なまとめというものが僕は2回目にちょっと傍聴しに行かせてもらったんですけど、最終的にはまとめはいつごろになるのかを伺いたと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） それでは、太田議員の新野洲市発達支援センター構想案と発達障がいへの就労につきまして、お答えをいたしたいと思います。

策定の時期でございますが、今回、委員会におきまして、新センター構想案をまとめていただきましたので、これを踏まえまして、案のとれたといいますか、構想の年度末策定に向けまして、現在、作業を進めておるところでございます。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 施設を新たに整備されるという話が進んでいると思いますが、これはいつごろを想定されているのか、場所とか規模とかいうのもお願いします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 現在のところ、具体的な整備の時期につきましては、未定でございます。平成26年度に施設整備に必要な関係課によります、仮称でございますが、基本計画策定庁内検討会議、これを設置する予定をしております。その中で、具体的な整備の時期、あるいは場所等につきまして、検討を進めることといたしております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 場所に関しては、きのうの他の議員の質問、市長の答弁の中に今の野洲駅南口、駅前というか、南口の整備の中に盛り込む可能性もあるというような答弁もあったんですけど、駅前というか、南口のところにできるというのは1点、人も行きやすく、便利だという点もありますが、この間の検討委員会の中でも、専門家の方が話してたら、言葉の中で、話の中で、今、ひきこもりだったり、不登校の方々が、要するに学校の近くにある施設には、もともと学校に行きたくないから行きたくないとか、人の集まる場所にはなかなか行けないというような現状があってという話もあったので、確かにそうだなと僕も思ったので、難しい問題だと思いますけど、そこら辺のことをまたよく加味してもらって、検討を進めていきたいと、いつてもらいたいと思います。

この検討委員会の中で、今もそういった発言もありましたけど、専門家の方だったり、障がいを持つ子どもの方々の保護者の方々も委員に参加されておられまして、さまざまな意見、要望が出されていますが、現時点でのこの新たな課題や問題点をどのように認識されているのか、お聞きします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 先ほどもございましたように、太田議員も傍聴をいただきました先日の第2回のあり方検討委員会、この中での意見等につきましては、現在、先ほど申し上げました策定作業中の構想、これに既に盛り込んでおりまして、この会議の中では新たな課題が明らかになるものはなかったと認識いたしております。

しかし、その中で1点、発達障がいとはどのような障がいを指すのか、わかりにくい、誰にもわかりやすく、明確にするようにというご意見がございました。その必要性について再認識をいたしたところでございます。今後は機会ごとにその辺のことにつきまして、情報発信してまいりたいと、このように考えてございます。

それから、現在、センターでは相談支援の対象を心身の発達に支援を必要とする人、こういうことにしておりますが、発達障害者支援法で定めた発達障がいの他にその疑いのある人や知的発達のおそれがある人もその対象に含めております。また、早期療育通園事業では先天性疾患等による身体障がい者や発達のおそれのある乳幼児も対象といたしております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 新たな課題として、疑いのある方やおそれのある方に対してもということは何となく素晴らしいことだと思います。この委員会の中で出された意見の中には地域の医師会との連携がすごく必要だとか、作業療法士による早期の治療をしてほしい、年齢によってはもう間に合う、間に合わないというところがあるので、そこでなかなか障がい者に対する作業療法士の方々も国内では少ないと言われていましたけど、そういった人を入れてほしいとか、義務教育を終えた後の追跡調査による支援であったり、発達障がいを繰り返した指導主事の配置をしてほしいと。センターを正規の職員にする必要性があると。非正規であったり、嘱託であったりすると、相談するのに辞められて、また新たな人に今の子どもの障がいの現状を説明したり、つながりをつくるのが一からつくるということを何度も何度もまた一から、ゼロからスタートしなければならない、積み上げがなくなってしまうということで、正規の職員にしてほしいとか、障がいを持つ子どもの親同

士のつながりがすごく大切やということで、そういったコミュニティーの場所づくりをつくってほしいということも強く言われておられましたし、小中だけでなく、就学前や一般高校を含めた支援のための協議の必要性とか、さまざまな方面からの意見で、切実で、重要な意見も出ておりましたので、こういったこともしっかり認識して、進めていってもらいたいと思います。

4点目になりますが、現在、両センターではさまざまな障がいや不登校、ひきこもりの子どもに対しての支援を情熱を持って行っておられますが、今回の質問は具体的に発達障がいに関して、取り上げたいと思います。というのも、発達障がいの子どもを抱えておられる保護者の方々から、子どもたちの就労に対する不安という声を聞いています。保護者の方々の願いというのは発達障がいなど、軽度の障がいを持つ子どもが働きがいのある職場へ就労して、支援がなくても、自立していける環境を充実してほしいということを願っておられます。しかし、現実には、例えば、大手の企業への就労などはペーパーの試験がある、学力試験があるために、身体的な障がい者の方は就労できても、知的障がい者の方の採用はほとんどないといったような現状です。単純な作業の作業所しか、現状は就労先がなく、その作業所では自分の能力を発揮がなかなかできない。もっとできるのに単純な作業しか、させてもらえない。ここまでといったラインを引かれてしまって、働く意欲をなくしてしまっている。さらには作業所には重度から軽度の障がい者の方々が一緒に働いているので、軽度の方と重度の方ではなかなかコミュニケーションがとれなくて、さらに落ち込んでいって、結果、仕事を辞めてしまう。そして、一度仕事を辞めたら、次の就職がさらに困難となって、またひきこもりやニートになってしまうケースがすごく多いと聞いています。この間の検討委員会の中でもこんな話が出ていました。

例えば、ある発達障がいを持つ子どもの保護者の方は現在は子どもが高校3年生で、これから進学、就職というような現状の中で、発達障がいの子どもは字も書けて、話もできて、言われたこともやれるし、携帯やパソコンも操作ができる。けど、そういったような現状ですけど、そこまでできるんだから、夢や希望があって、進めるような、自由に働けるそういった場が欲しいということを本当に切実に訴えておられます。こういったような現状をどのように認識されているのかとどのような対策を考えておられるのかをお聞きます。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 発達障がいのある人の就労の現状につきましては、議員

ご指導的のとおり、さまざまな課題があると認識をいたしております。構想の中にも、盛り込んでおりますが、その対策といたしまして、企業等への障がいある人の雇用、就労に対する理解の促進でありますとか、就労機会等の拡大、あるいは支援体制の充実、さらには福祉的就労の充実に向けた施策の展開を図ってまいりたいと思っております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） そうですね。発達障がいそのものがなかなかわかりづらいという話が最初にもありましたけど、企業に対しての今、お答えにあったような取り組みというのを強めてもらいたいと思います。今、構想されている中にも、これまではなかなか、今、言ったような、就労を一度辞めてしまったような人とか、そうした人のケアがなかなかできていなかったことを踏まえて、就労移行支援のシステムを構築するなり、巡回発達相談事業というものも就学前から就学後まで、学校卒業してからも行うとか、そういったようなことも考えられてということが含まれているので、ぜひとも、しっかりとした今の保護者の方々の言葉に応えられるような制度にしていてもらいたいと思います。

最後ですが、5番目に、障がいを持つ子どもの通常学級の割合というのは、何度もこんな話が出ていますけど、小学校で10%、中学校で11%、学童保育でも13から14%と、多い割合で今、おられると。県のひきこもり支援センターへの相談者は5割を発達障がいというのがあるというような報告も聞いています。検討委員会の中の意見でも出されていましたが、これも昨年的一般質問でも取り上げました就学前健診、これが野洲市の受診率が30%だったのが70%までに上がったというように、早期の発見から治療や支援が可能となっていることも、増加と成果の要因の一つであると思います。

このように、過去と比べて、制度が充実した中で、例えば、野洲養護学校の現状も踏まえて、多くの障がいを持つ子どもたちをこの社会の中でしっかり受け入れていく環境の整備というのが今後、さらに求められると思います。不可欠であると思います。以前、全員協議会の説明の中で、びわこ学園横に障がい者のための作業所を整備する計画が出されていましたが、この内容と進捗状況をお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 北櫻地先のびわこ学園の隣接の市有地での障がい福祉施設の整備につきましては、昨年6月の全員協議会で市有地の活用方針と整備予定の障がい福祉サービスの事業概要、これについて、報告をさせていただいたところございまして、また、11月の全員協議会で、その後の進捗状況につきまして、報告をさせていただいて

おります。これまでの報告内容につきましては、社会福祉法人、美輪湖の家が介護を常時必要とする人の日中活動の場となる定員30人規模の生活介護事業所、それから特定非営利活動法人陽だまりが一般企業での就労が困難な人が雇用契約により就労し、能力等の向上に必要な訓練、あるいは支援を受ける場となる定員10人規模の就労継続支援A型事業所をいずれも平成27年4月の開所に向けて、国県補助金の採択、あるいは開発許可に向けた準備の業務を進めていただいているところでございます。

施設の整備状況の進捗状況につきましては、今後、国県補助金が正式に内示され、施設整備に向けた見通しが明らかとなった時点で、議員の皆様でありますとか、地元自治会の皆さんに対しまして、報告をさせていただきたいと、このように考えてございます。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 来年4月ということですね。こういったような施設整備も今後、さらにまた求められていくということになると思うので、現時点ではどこどこというのは決まっていないと思いますけど、こういうニーズがあるということも認識して、また検討していただきたいと思います。

それでは、大きく3点目の質問に移ります。

子ども子育て新システムについてですが、まず、1点目ですが、2012年8月に社会保障と税の一体改革の一環として、消費税増税法とセットで子ども・子育て新システム関連三法が成立しました。政府は2015年4月から関連三法による子ども・子育て支援新制度の本格実施を目指しており、実施主体である市町村には国の方針を踏まえ、2014年10月から認定手続など、新制度の具体的作業に入るように求めています。この国のスケジュールに従えば、市町村では今年の夏までに新制度の関わるさまざまな基準や保育料などを条例で定め、住民に周知しなければならないと思います。

昨年11月議会でも日本共産党の野並の議員がこの新制度について質問をしましたが、詳細は内閣府に設置された子ども子育て会議でまだ検討中であり、詳細な情報が決まっていないといったような現状、答弁でありました。しかし、今年10月からの入所申し込みが差し迫る中で、6月議会か9月議会までには条例制定も必要となります。そういった中で、さまざまな具体的な課題が存在しています。まずはこの新制度そのものが子どもの保育に格差を持ち込み、保育を市場に委ねるといふこの制度そのものの本質の問題点についての見解を求めます。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（川端弘一君） 太田議員からの子ども・子育て新システムの中の1点目の新制度におけます本質の問題点についてのご質問にお答えいたします。

子ども・子育て新制度につきましては、現在、内閣府の子ども・子育て支援会議で議論されておりまして、今もって決定事項ではございませんので、仮定の質問にはお答えしにくいところがございますが、ご質問いただいておりますので、現在持ち得ている情報の中で、見解をお答えしたいと思います。

新制度では保育の量的拡大と質の高い幼児期の教育、保育を総合的に提供するもので、保育に格差を持ち込むものというふうには考えてございません。また、本市では現在も民間保育所に事業委託をしておりますので、保育を民間に委ねることによる問題は生じてございません。この制度は変更される予定ではございません。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 保育を民間に委ねることを市ではしていない、今後もそのような方向性はないということはすごく評価することだと思いますけど、そもそもこの制度が量的拡大、質の高い方向に向かっているというような見解に対してはちょっといかなものかと思うところがあります。

今回のこの新システムというのは、国が進めているのは基本的には大都会、都会の人よね、都会での待機児童解消のために一般の企業参入ができるようなということがメインになっていて、その内容というのが、やはり、僕もいろんな資料を見たりして、勉強していますが、どれを見ても、やはり、一般企業が参入することによって、子どもたちのこの保育というものの質というものがどうしても下げられてしまうというか、危機的な状態にされてしまうということを感じてしまうわけです。本来ならば、やはり、国の責任によって、公立保育所を大幅にふやすことによって、待機児童解消をしていくということが本筋だと思うんですけど、そういったことが今、してなくてというところなので、やはり、全ての施設で十分な保育を行うような財源保障をしっかりと国の方に求めていくことが必要だと思いますが、その点に対してはどう思われますか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（川端弘一君） 保育の給付に対しまして、実施主体であります地方公共団体等への支援の方向性につきましても、新制度の中でどうなっていくかということは現在、決定したことではございませんので、決定していないことに対して、意見を申し述

べるといふことは今のところ、できないというふうに思っております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 今、後ろから回りましたが、決定してからでは遅いということもあると思うので、しっかりとこういった国の流れというものを踏まえて、考えていかなければならないと思います。

2点目に移ります。先月の中ごろに政府内で検討中であった、この新制度の具体的な保育所などの入所基準と利用基準ということが決まりました。赤旗新聞にもこれは載っております。この内容に関して、中身に関して、3点ほど問題点があります。

基準となる利用時間は標準時間、最長1日11時間と短時間、最長で8時間の2つとなります。利用した場合の費用負担はまだ未定となっておりますが、基準を超えた利用時間の費用は全額利用者が負担ということになるということです。こういったような基本的なところですが、まず1点目に、標準時間の理由対象となるのは親の勤務時間が週30時間以上で、短時間は親の勤務時間が月48時間から64時間として、この範囲で勤務時間の下限を各市町村が独自に定めるということになっているため、市町村によっては入所できなかったり、利用時間がこれまでより制限されるケースが生まれ、保育ニーズに十分に答える仕組みになっていないという点に関しての見解を求めたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（川端弘一君） 現在、野洲市では保育入所を決定するにあたりまして、定められております就労時間の下限時間を月60時間としてございます。これは近隣市と現在、大体同程度でございますが、現在の制度におきましても、国の基準に準じて、地域の実情に即した下限時間を市の裁量で定めることができるようになってもございます。新制度においても、引き続き、市の裁量で定めることができるように検討されております。

下限時間の今後の改定の必要性の有無につきましては、野洲市子育て支援会議の意見を聞きながら、検討を加え、野洲市子ども・子育て支援事業に盛り込んでまいりたいというふうに考えてございまして、現在の方向、制度を決して悪い方に変えようということは毛頭ございませんので、ご安心いただきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） では、2点目に、子どもの生活発達保障という視点から、集団保育が成立するには最低8時間の保育時間が必要と言われております。しかし、短時間認定を受けた場合、1日6時間や4時間といった利用になれば、それに合わせて、子どもの生活

時間がばらばらになり、子ども同士の関わりや発達に影響を及ぼすということになります
が、これに対しても、見解を求めます。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（川端弘一君） 現に幼稚園では1日4時間、あるいは6時間の保育
を基本にしてございますし、教育、保育をそれによって、提供してございます。子ども同
士の関わりや発達にそれで支障のないというふうに認識してございまして、既に先行して
おります篠原こども園ではいろいろな保育時間の子どもが1つのこども園で生活しててご
ざいますし、その点に関する課題は現在のところ、ないものというふうに認識してござい
ます。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） そこら辺の認識はこちら側とはまた違っている点だと今、感じま
したが、次に、3点目にさらには認定を受けても、利用調整があつて、待機児童が多い場
合、保育を利用できる保証がないという点です。例えば、定員を超える申し込みがある場
合、優先利用指数というものがあります。ひとり家庭であったり、育児休業明け、障がい
を有するなどの情報を点数表示、これによって、順位点を付けて、入所の選考を行うため、
受け入れ可能な施設や事業に入れられないというようなケースが出てきます。これは政府自身
が入所できる施設、事業がない場合、待機児童となるとも認めています、それに対して
の見解を求めます。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（川端弘一君） 新制度の開始後におきましても、民間保育所の利用
の基本的な仕組みは変わりません。待機児童の発生は施設のキャパシティーと申しますか、
定員とか、あるいは保育士の人材不足の現状によるものでございまして、今後も市内のこ
ども園の整備、あるいは新制度における多様な保育形態の保育の量的確保を野洲市では図
っていきながら、引き続きまして、待機児童の解消に向けて努めてまいりたいと、このよ
うに考えてございます。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 明らかになった問題点の大きく一つに、この新制度に必要な事業
費約1兆1,000億円のうち、約4,000億円の財源不足の見通しが明らかになって
いまして、地方自治体で準備を本格化させる時期を迎えて、今、いますが、いまだに財源
の部分が明確に約束されていないことが大きな問題となっています。これを厚労省の示し

た試算では40万人分の受け皿をふやすために、まず一つとして、保育所の整備など、量の拡大に事業所負担を含めて、4,273億円、2つ目に保育所の職員配置基準や保育士の給与改善など、質の改善には6,865億円の計1兆1,138億円かかるとありますが、しかし、政府はこれまで消費税増税分から7,000億円を充てるとしか、説明していません。加えて、低所得者に対する負担軽減の拡充などについては所要額が示されていないため、総額のさらなる増加は避けられないといったような状況であります。

こういったように財源の保障がない中で、新制度の実施が可能なのか。この交付金として、財源が減らされた場合、当市としての対応はどのように考えておられますか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（川端弘一君） まず、消費税増税分の財源が一部充当される予定でございまして、今後の景気動向を注視しつつ、政府の消費税増税の判断を見守ってまいりたいというのは一般なんですけども、あと、民間保育所につきましては、入所手続であります、いわゆる保育の必要性の認定は子育て支援法の新しい適用でその辺は変わるんですが、新制度におけます保育サービスについて、いわゆる利用の方法等につきましては、民間保育所は適用除外となつてございます。したがって、現在の野洲市にはこの点では影響のないものと判断しております。

また、保育料の徴収や民間委託料の仕組みについては、今ほど申しましたように変更はございません。それから、公立、民間を問わず、保育士の確保が、これは課題ではございまして、それには市独自で保育所の処遇改善等、必要に応じた対応をしてまいりたいと、民間にも支援をしてまいりたいと、このように思っております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） この新制度そのものが、先ほども言いましたけど、都会での待機児童解消を目的にしたもので、野洲市の現状とはそぐわない点が多く多いと思いますが、影響を受ける課題として、私立の保育所、保育園が関わってくると思います。市内4つの私立保育園との、訪問させてもらって、その話の中では私立の保育園は国の認定こども園というのは選択せずに現状のまま、子どもたちの保育に責任を持つために頑張っていくということをおっしゃっておられましたけど、影響を受ける分として、補助金が交付金になることに対しての不安を感じておられました。具体的には、例えば、今現在でも私立保育園の保育士の給与単価が公立に比べて低くて、保育士の確保というのがすごく難しいと言われておられました。そういった現状ですけど、これは交付金となることによって、運営

状況によっては、人件費を削らなければならないような状況も起こりうる可能性があつて、よつては、子どもの保育に対する質の低下につながるということをすごく危惧されておられました。そもそもこの補助基準額、保育士の私立の基準というのは低いんですが、それを上げていくということを市から国へも求めていくべきだと思いますけど、その点に関して、どう思われますか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（川端弘一君） 先ほど、太田議員の質問の中にもございましたとおり、国が今現在、進めていく質の確保の中で、保育所の職員配置基準や保育士の給与改善など、いわゆる質の改善に6, 865億円を充てるということをおっしゃったとおりなんですけど、したがいまして、質の、いわゆる保育士への処遇だとか、そういったものが悪くなるというふうには考えていないんですね、これから認めますと。したがいまして、国において、公定価格が改悪されるというふうな向きではないというふうに理解してございまして、これはまだ議論の最中ですが、目下のところ、そういった要望は考えてございせん。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 私立保育園に関しては、交付金になる影響として、さらに、例えば長時間保育や子どもの人数がふえた場合、これまでは補正予算で対応してはいたしましたが、これをどのように対応していくのか。これまでは1人に対しての措置として国から費用が来てはいたけど、これを市として裏打ちを行うのか。例えば、次年度に返金する形になったとして、一時的には園が支出しなければならないという負担というのが大きくなると思うんですけど、その点に関して、お願いします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（川端弘一君） 先ほども答弁申しましたとおり、新制度のもとでも、民間保育所への運営委託料の支払いの方法だとかにつきましては、変更はない予定でございまして。また、民間保育所への支援につきましては、国のスケジュールとして、本年度末に公定価格が確定する予定でございまして、公定価格が示された後に現行の市の単独補助につきましても、必要な検討を加えてまいりたいと、このように思っております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 全てに関して、まだまだ情報が来ていないという中でということなので、答えづらいところもあると思いますが、課題がいろいろあるので、そういうとこ

ら辺を踏まえて、いい制度で維持できるようにお願いしておきたいと思います。

今、この新制度になるところで、大きく関わる部分のもう一つとして、補助金の対象となる施設等の種類がふえました。ここにちょっとわかりやすくというか、ですが、要は野洲市の中で影響する部分として、ここの下の部分の地域型保育というところですね。小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育、ここの部分に関係してきます。この地域型保育を現在実施しているのは野洲市内ではポポラーさんとヤクルトの託児所さんの2か所となっています。一番最初に言いましたけど、条例で6月か9月には施設面積や保育士の資格の有無等を決めていく必要があります。この2か所の施設の現在の事業形態を踏まえて、どのような基準をいつごろを目処に設けていくのかをお聞きしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（川端弘一君） 地域型保育は今回の子ども子育て新制度の中で、新たに設けられます19人以下の保育事業でございまして、ご指摘のポポラー保育所だとか市内のヤクルト事業所が現在行っている保育等は別枠のものでございます。地域型保育は利用定員が6人以上の19人以下の小規模保育園と利用定員が5人以下の家庭的保育で、居宅訪問型保育と事業所内保育が議論されております遵守基準と地域の実情に即した参酌基準が予定されてございまして、市が認可することが想定されております。

そういったことも含めまして、今後、検討はしてまいりたいと、このように思っております。時期はまだにわかには明らかにしてございません。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） これも今後ということですが、要は申請されたら、そのための基準をしっかり決めていくということになると思うんですけど、現状は現場に行かれて、何か状況とかを見られたというか、聞かれました。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（川端弘一君） 誠に申しわけございませんが、無認可の2つの保育所につきましては、訪問させていただいて、実情をお聞きしたという、現在のところは行ってません。私ども、担当は行ってございます。話は聞いておりますが、私の方は行ってございません。いずれにしましても、事業主の意向をお聞きしまして、野洲市子育て支援会議の意見を聞きながら、保育の質を担保した小規模保育、あるいは多機能保育が市内でも芽吹くようになるように、保育の量的確保、質の確保を図りながら、待機児童の解消に向けて、取り組んでまいりたいと、このように思っております。

○議長（立入三千男君） 太田議員。

○8番（太田健一君） 私どもはちょっと直接行かせてもらって、現状を見て、話も聞かせてもらってきたんですけど、基本的には、例えば、ヤクルトさんの場合は企業内託児所ということで、すごく頑張っておられるんですけど、今の現状のスペースの中とか、今のやっている事業のことにしましては、その申請されるかどうかというのはまだわからないと言っておられましたけど、種類も違うので、可能性は低いかなとは思いますが、その中でちょっと1点だけ、今回の保育に関わるんですけど、企業内託児所の中でされて、今、やられているのは1歳から受け入れて、2歳、3歳ぐらいまでということとされているんですけど、スペースも狭いし、1つの部屋なので、3歳以上、動き回ったら、もうなるべく保育園、幼稚園に行ってもらおうと、幼稚園の方に行ってもらおうようにと、しているんですけど、この企業内の託児所があるということで、ランクが下げられる、要は幼稚園の入所のランクが下げられてしまって、現実にはもう企業内の託児所の中では見れない、スペース的にもということがあるのに、なので、逆に何で託児所があるのに保育所とか幼稚園に入れるねんと言われてしまう、すごいそこが問題なんですとも言われていたんですよ。そういったような現状があります。

そのことも少し考えてもらいたい、要望として、聞いておるのでという部分と企業が全国チェーンでやられているところは、僕もよそのところで、ちょっと実態を見てきたんですけど、本当に30人ぐらいを1人で見ていたり、基準なんか全くなくて、そこで働いておられる方は保育士の方とかは一生懸命やられてはるんです。でも、普通の保育園、幼稚園みたいに対応できる、誰かの事務の方がいるとかいうわけではなくて、現場もしながら、その施設も管理をしていて、対応もなかなかできない、現場も見ながらなんで。いろんなことに対しての決定権も責任だけ押し付けられて、決定権は本社にあるというような現状があって、要はそういうところがどんどん、要は保育の質という意味ではなかなか満たされていない部分があるので、そういったところが結果、申請してくるか、こないかという話ですけど、が仮に申請してきても、この野洲市としての保育の質をしっかり守れるような、やっぱり、基準をつくらないと、どんどん何でもありが入ってくるということになるので、そこら辺のことをしっかり考えてもらいたいと思いますけど、最後にまたお願いします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部政策監。

○健康福祉部政策監（川端弘一君） まず、最初の、例えば、既に今ある事業所内の保育所を利用されている方がその利用しているという実態があるので、いわゆる認可保育園、

保育所への通園が不要であろうというふうな判断をされないかと、いわゆるその判断基準のことですが、そういったことは今後の基準になるんですけども、原則としてないと、あってはならないことだと思っておりますし、ただし、保育に必要な、保育というか、その基準、先ほど親の就労時間だとか、ああいったことについては公平に運用していくというふうに思っております。

それと、会社の事情で、例えば、その現場に任されておって、その設置基準が、設置の状態が非常によくないというものに対してですが、設置基準につきましては、国の基準が示されるものの、最終的には市の方が決定するものがありまして、その決定、その基準をつくる時もそうですし、その基準について、それぞれの事業所を認可するかどうかという判断につきましても、そういったところは厳選にやっていきたいというふうに思います。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。

（午前10時50分 休憩）

（午前11時05分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

次に、 通告第11号、第7番、東郷正明議員。

東郷議員。

○7番（東郷正明君） 7番、東郷正明です。

それでは、大きくは2問について、質問いたします。

まず最初に、政府が進める農地中間管理事業の問題点について、質問いたします。

現在、安倍内閣はTPP参加を前提に農政改革の決め手として、農地中間管理機構事業を実施するための農地中間管理機構法を今年の臨時国会で採決を強行しました。この農地中間管理事業は都道府県単位で設置される農地中間管理機構が離農者などの農地を借り受け、また必要な場合は基盤整備も行いながら、その借り受けた農地を希望する農業経営者に貸し出すことが主な内容です。政府はこの事業により、農業の大規模化や農地利用の効率化、高度化が促進できるとしています。しかしながら、この農地中間管理事業はTPP参加を前提としていること自体問題ですが、さらに地域農業を崩壊させる重大な問題を含んでいます。本市農業にとりましても、重大問題であり、以下、見解をお聞きします。

問題の1点目は都道府県単位で設置される農地中間管理機構が行う農地の貸出先について、企業の参入を促進することが大きな柱の1つとされています。これにより、規模拡大を願う地域の農業者や集落営農が排除されかねない事態となります。今回の農地中間管理

事業はこれを議論した産業競争力会議、規制改革会議で、財界委員の意見を色濃く反映したのになっています。すなわち、農地に関する権限を農業委員会や農村社会から奪い、競争力という名のもとに農業に市場原理を導入し、農地を企業に開放するというものです。本来、農業の再生は21世紀の日本社会の自足にとっても、不可欠の課題であります。必要なことは新規参入者増加、体験農園、安心、安全の食と農業と農村地域の再生を一体で、伝統文化の継承、地産地消、自然エネルギー活用を地域が一体となって、取り組むべきではないでしょうか。本市でもさまざまな策や取り組みが行われていますが、ここに市場原理が導入されれば、地域農業は壊滅的な打撃を受け、崩壊は必至です。この農業中間管理事業なるものが企業参入と地元の事業者締め出しで、地域農業、ひいては野洲農業の崩壊につながると考えますが、見解をお聞きします。

問題の2点目は農地借り入れにあたって、条件の悪い農地を切り捨てられようとしているところです。当初、この事業による農地の借り入れは耕作放棄地の解消に役立つかのような説明がされていましたが、現場の関係者からその役割に期待する声も出ていました。ところが、農地中間管理機構が貸出先が見込めない農地を抱えれば、財政負担がふえるとして、借り入れの対象から排除、しかも、引き受けた農地も一定期間、貸出先が見付からない場合には所有者に戻すことにしました。つまり、耕作放棄地の解消は当初の目的から消えてしまったのです。本市でも耕作放棄地は今後、増大します。であれば、優良の農地の貸し出し優先、一方で、耕作放棄地は放置するようなこの事業は農業破壊を一層進めるものでありますが、見解をお聞きします。

3つ目の問題点は、この農地管理事業は地域の実態に即した判断や市町村、農業委員会の意見を反映させる保証がないことです。この事業による農地の貸し借りは機構が対象となる農地の地盤や面積、借り手の名前などを農用地利用配分計画にまとめ、知事が認可し、報告することで権利が発生します。この手続によって、一般の農地の貸借契約では必要とされる農地法に基づく、農業委員会の許可は不要になります。さらに、この計画、作成、決定にあたっては、機構は市町村に案の提出を求め、必要があれば、農業委員会の意見を聞くものとされました。しかし、農地貸し借りについての最終的な判断は知事に委ねられ、地域の農業委員会や市町村関係者は排除されています。これはたび重なる規制緩和でも、かろうじて維持されてきた農地に関わる農業委員会の許可、関与の仕組みに決定的な風穴を開け、農地に関する権限、すなわち農業委員会制度の否定につながるものに他なりません。このようなことになれば、野洲農業でありながら、野洲農業でなくなると思います。

見解をお聞きします。

2点目、次の2問目の交通安全問題について、質問します。

まず、湖南幹線関係であります。湖南幹線関係の安全対策について、質問します。

現在、湖南幹線道路について、比江地先の着工に向け、進んでいるところですが、既に供用を開始されている区間では小学生の通行路と交わっている場所もあり、子どもたちの保護者、通学児童帰宅時間帯に立ち番を行っています。現在、木部方面からの交差点は信号機設置工事中ですが、湖南幹線道路は今後、県道守山中主線から、野洲川までの比江地先を循環していくため、道路工事が進めば、小学生等の通学路でもあり、父母からは心配の声も聞きます。よって、供用開始において、県道守山中主線及び通学路となる比江地先の交差点に信号機の設置が必要と考えますが、見解をお聞きします。

2点目に、県道32号、中主守山、中主野洲線関係についての安全対策です。既に小堤の国道8号線から新幹線手前の場所には信号機が稼働はしていませんけど、設置されているところですが、中北の交差点ですが、祇王小学校の通学路でもあり、最近ではますます車の通行量がふえ、危険な状態となっています。この場所においても、信号機の設置が必要と考えます。

次に、3点目であります。祇王小学校の通学路でもあり、これまで大変危険と言われていた、新踏切の安全対策について、お聞きします。この新踏切についてはこれまで柿ノ木原踏切と同様、新踏切の拡幅、安全対策について、共産党市議団は旧野洲町議会時代から合併後の市議会でも取り上げ、またJR西日本にも再三、要望、交渉を繰り返してきたところです。今回は柿ノ木原踏切につきましては、拡幅事業が実施されました。そこで、新踏切の対策であります。昨年12月議会の一般質問答弁では野洲駅から篠原駅間の新駅の設置の動きを見ながら進めるとのことでありました。しかし、現実の問題として、新駅設置のときに考えるというのでは、5年先、それどころか10年、15年先、つまり、見通しがない中、これでは事実上、新踏切の安全対策はしない、できないと言っているようなものであります。早期に拡幅事業に取り組むべきと考えますが、見解をお聞きします。

4点目に竹ヶ丘団地から県道守山中主線に出る交差点の安全対策について、お聞きします。この交差点につきましても、これまで市議団として、議会で安全対策を求めてきました。県にも要望してまいりました。言うまでもなく、県道守山中主線につきましては、近年、朝夕を中心に通行量が増加しています。その中で、交差点の見通しは極めて悪く、とりわけ団地から守山中主線は左折、右折とも見通しが悪いものであります。今後、竹ヶ丘

団地の戸数は350戸にもなります。さらに、今後、団地内の若い世代では中学生や高校生もふえてくると思います。よって、早期の対策が必要であり、信号機の設置が求められますが、見解をお聞きします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 東郷議員の農地中間管理機構についてのご質問にお答えいたします。

まず、全般にわたって、ご質問の趣旨、あるいは熱意はわかりますけども、一番今日の午前中に中塚議員のご質問にお答えしましたように、まちづくりというのは、やはりこれまでの積み上げ、そして、社会の制度、そしてから、社会資本、そういったものでないかと思えます。そこを、やはり議員も市民も限界があるという中で、その中にいかによくしていこうというので、ご意見をいただかないと、言うはやすしですけども、じゃ、自ら何か提案できるのかということだと思えます。

まず、農業ですけども、私は常々言っていますように、TPPは私も心配していますし、今の取り組みがいいとは思っていませんけども、それ以前に本当にもう後継者の問題とかで破綻をしています。これから、順番にお答えいたしますけども、耕作放棄地は私は問題だと思えますけども、現実問題として、食料増産のときに必要だと思って開墾した里山とか、あるいは滋賀県の場合は広大な琵琶湖の内湖を埋め立てています。人口が減って、お米の減り方がもう急激に消費量が減っています。じゃ、そこをどうするかという議論をした上でないと、過去になかって、ある時期からふやした農地、それが人口が減ってきて、消費量も減ってきて、消費もなくて、実際はずっとこれまで、いわゆる減反という名目で3分の1ぐらいの農地を、優良農地を含めてお米をつくってない。世界の人から見たら、不思議に思っているわけです。先般もインドネシアの人が来て、不思議がっていました。意外に生産性が高いんです、日本も。でも、もっとよそは高い。アジアの方がもっと高いんですよ。10アール当たりもう10俵以上とっていますけども。いずれにしても、優良農地の3分の1を使わないで、無理して、他の産物をつくっている。それなのにまだ無理して開墾した里山農地、琵琶湖農地を使うのかと。だから、その根本のお考えですね、産業と考えるのか、産業と、これ、農業ですから、業ですよ。今の東郷議員の根底のお考えはもう反問しませんけども、答えないと反問できないので、産業と考えるおられるのか、税を使って、公益事業と考えるおられるのかによると思っています。

順番にお答えいたしますけども、まず、中間管理機構ですけども、これ、今回、新たにこう

いう制度をつくろうということになっています。使い手を公募して、そして、農地の集約を図ろうと、そんなもん、本当に動くのかなと思うんですが、当然、その公募の対象には担い手の人たち、集団もありますし、農業法人もありますし、ご心配の企業もあります。何を優先するのかということです。農地がきちっと健全に利用されるのか。あるいは、当然、その上に立って、優良農産物が生産をされるのか。あるいは農家を守るのか。これ、いずれもやらんとだめです。でも、今、問題になっているのは農地が活用されないから、集約化をして、やろうとしているわけであって、これ、やむにやまれず、中間管理機構をつくろうとしています。

野洲の場合は基本的には担い手の方たちに使っていただくということになっていますので、今、余り過大に心配していただくよりはいろんな調整とか市内の意向反映とか、あるいは自営とか農業委員会の意見反映がありますので、悪くすれば、もちろん企業は出てきて、どんどんということはありませんけども、企業にとっても、そんなに水田の農地というのが魅力というものではありませんので、そこは状況を見ながら、余り過大な心配をされないで、もう少し状況を見ていったら、いいんではないかなというふうに考えております。

次に、耕作放棄地ですけども、先ほど申し上げましたように、優良農地の3分の1を使っていない、その中で、耕作放棄地をどうするのか、割り切らんとだめです。耕作放棄地問題というのは5年ぐらい前から補助金を付けてやっていますけども、実は上がっていません。それは、やはり、今、申し上げたように、過去の経緯からして無理があるからです。無理に拡大してきている。ただ、野洲市の場合は比較的耕作放棄地は他地域から比べたら、少ないです。これはなぜかという、そう急峻な山とかを開墾していません。ただ、やはり、まだ狭いところ、水も利用の悪いところがあって、一部、そうになっていますし、もう一つは、やはり、後継者の問題、あるいは米価が下がってきて、なかなか採算性が合わない、第2種兼業農家の方の場合はもう条件の悪いところは少し置いておくということになります。

でも、例えば、実態ですよ、ちょっと調べてきていないんですけども、滋賀県の場合、内湖を開拓した広大な農地があります。昔、携わった、例えば、早崎内湖というのは昔のびわ町、今の長浜市にありますけども、もともと90ヘクタールの内湖を埋め立てて、農地にしたわけです。何も仕事していないんですよ。仕事というか、琵琶湖を閉め切って、毎日ポンプで水を上げて、農地を満たした。土を入れていないようなんです。そのポンプ

の水上げとポンプの修理とポンプの更新代だけで、10アール当たり大体2万円ぐらいもかかった、私が知っている限りでは。小作料が1万3,000円とか1万5,000円ということです。今、ちょっと変わっています。完全に逆ざやになっています。そんなところの農地をいつまでもつくり続けるのか、誰がお金を出すのかということです。

ですから、ご承知だと思いますけど、平成8年、9年のころに、あそこ、全部をゴルフ場にしようという計画があって、もうぎりぎりだったんです。大問題になっていました。環境保全派の人たちと地域の地権者はもうそんな逆ざやになっているところではもうお米をつくってられないと。もともと琵琶湖だったんだから、琵琶湖に戻してくれと。だけど、戻せない。じゃ、ゴルフ場にしようということで、もう本当にゴルフ場になる寸前まで行ったんですけども、全ての地権者の同意がないとだめだという、これは当時の滋賀県副知事の文書を出しました。私は相談を受けて、県庁にいたんですけども、全てというのはこれは課題なんですけども、結果的に地権者が従われて、1人、2人が、多分、お仲間という、おかしいんですけども、そういう考え方の党の方たちが頑張られて、私は全く中立ですから、それは地域としては真剣だったんです。今、17ヘクタールはビオトープになっています。なぜビオトープになったというたら、その後の知事さんがその地域にやむにやまれず、頼まれて、ビオトープにしようということで、この実態を見たら、その10年ほど前から農地として成り立っていないんです。ですから、今、耕作放棄地の例でわかりやすく言うために言いましたけども、無理がある。そこをどうするかというのは真剣に考えんとだめです。

先般も市内で一生懸命農業をやっておられて、あるまとめ役の方に私の議論を言ったら、もうそうだと。耕作放棄地をどうするかよりは、やはり、優良農地をきちっと守ってやっていく。もっと大胆な耕作放棄地を割り切る政策をやっていかない限り、今の安倍さんも多数派で、元気なんですけども、これ、まだ逡巡しています。耕作放棄地、今回も数百億円を来年度使うようになってはいますが、過去にも物すごい使っている。でも、現に経済の論理、社会の論理、人の、後継者の論理に合わない耕作放棄地を幾らお金をかけても、これは実質効果は上がりません。だから、両方やろうとしている。

そういうことなので、私は耕作放棄地というのをできるだけ、中間管理機構との連携を図っていきながら、いい方向へ持っていきたい。ビジネスチャンスを生み出せる、借り手もあると思いますし、ここに関しては、やはり通常の農業だけじゃなしに、民間企業も含めたビジネスチャンスの中で借り手があったら、農地を守ると、結果的に環境も守れると、

水も守れるということで、そういう借り方もあるんじゃないかなと思っています。

それと、農業委員会もご心配になっていますけども、基本的には、やはり農業委員会の調整とか関与があるような仕組みになっています。ただ、私が理解というのか、物事の理解じゃなしに、今の政策に対して一定賛同すると、やむを得ないという意味で、理解している部分は農業が危機的状況なわけです。それなら、集約という方の優先度を高めて、農業委員会との権限がいい意味で、拮抗するようにしようというのが今回のことだと思っています、よくも、悪くも。

一方、これも行政委員会なわけです、農業委員会も。この間、監査委員、これは委員で、機関で、行政委員ですけども、のところで申し上げたように、一番今、焦点になっている、教育委員会と同じことで、あり方が、やはり検討されるべきだと思っています。現に野洲市でも、農業委員さんはおられますし、私は会合も年に一、二度は議論させていただいていますけど、会合に出て。農業委員さんでさえも、この組織のあり方に疑問を持っておられます、これでいいのかどうか。だから、今、東郷議員のお考えだった農業委員会は完璧だと、それはどうするのかですけども、まず、農業委員会のあり方をどうするのか。これ、現に今、政府は検討しています。この間も、日経新聞の1面に大きく載っていました。かなり、大胆な改革、いわゆる直結もありということです。

私も教育委員会の直結は大いに心配です。これは、やはり、いわゆる思想、信条とか、若い世代の育ちの心の部分がありますから。憲法にも、もちろん東郷さんの政党は憲法を守ろうということで、物すごいお詳しいと思いますけども、憲法の権限の中でも、通説は思想信条の自由と経済的自由とどちらを優位に置くかということ、思想信条の自由は、やはり最優先であって、経済的自由というのは、やはり一定の制約の中で、制限され得るということです。そういう意味では産業、農業のこの分野の委員会についてはもう少し、これも行政ですから、公選で選ばれている首長とか知事とかの権限のもとにあった方がいいんじゃないかということもあるので、今回、中間管理機構というものができて、権限が一定拮抗するとしても、やむを得ないのではないかなというふうに思っております。

長くなるといけません、本来、やっぱり農業のあり方を大きく議論した上で中間管理機構を議論しないと、ここだけ、議論していても、全ての農業の今後の展望が出てこないと思います。とりあえず、ご質問でありましたので、お答えをさせていただきます。

以上、答弁いたします。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 東郷議員の2点目の交通安全対策のうち、第1点、2点目、4点目につきまして、お答えいたします。

比江地先の県道守山中主線と大津湖南幹線交差点につきましては、交通量が非常に多い交差点でございますので、滋賀県公安委員会に信号機設置を要望していきたいと考えております。それにもまして、大津湖南幹線が一日も早く供用開始になることを期待するものでございます。

2点目の県道野洲中主線と市道中北江部線交差点、また第4点目の県道守山中主線と市道市三宅竹生線交差点の信号の設置につきましては、毎年要望しておりまして、本年度も昨年6月に滋賀県公安委員会に要望書を提出しております。しかしながら、信号機の設置につきましては、県内各地から700基の設置要望がございます。予算措置ができているのは15基から20基と聞いております。

本市におきましても、平成23年度はゼロ件で、平成24年度は右折矢印信号のみ、平成25年度分につきましては、44基の要望をしておりますが、既に供用開始になっております行畑地先の右折矢印信号と中主小学校付近が3月5日に供用開始になりました。また、近く大篠原地先で供用開始になる予定でございます。今後につきましても、厳しい状況が予想されますが、粘り強く要望活動を展開してまいりたいと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君） 3点目の新踏切の件につきまして、お答えをさせていただきます。

通学路の安全、あるいは昨日、矢野議員の方から代表質問をいただきましたバリアフリー、あるいは交通渋滞等々、問題、課題があれば、それを何とか解決したいという思いで、先般の定例会の折にも答弁をさせていただいておるところでございまして、安全対策を行うには地形の状況等から非常に難しく、他の要因を含めながら、対応をするしか、解決策がないため、新駅設置のときがチャンスであろうというお答えをさせていただいておるところでございまして、引き続き、努力をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

○議長（立入三千男君） 東郷議員。

○7番（東郷正明君） まず、農地中間管理機構について、質問します。

確かに農業、いろんなまちづくりで、いろんな制度については農業もあって、産業もあ

って、いろんなところでそういう制度が成り立つと思うんです。やっぱり、これまで、政府の方針が農業を中心とした基盤にしていかなかったというところから、こういうひずみが出てきているのではないかと思うんです。ちょっとうまくしゃべれないんですけども。それで、どういう提案ができるかとおっしゃったので、それは、やっぱり、政府の進めてきた、産業中心というか、農業も産業なんですけれども、輸出産業とか、そういったところ辺を中心にとんどん進めていった、そういう政治の方針が今、農地をほっておく、農業が阻害されてきたというふうに思うんです。人口も確かに減って、消費も減って、土地もそういう放置されたというのもふえています。確かに、そういう土地をどうするという問題もあります。

中間管理機構では公募制で、集約していこうということになってはいますが、最初、そういった放置耕作はそういうのも含めて考えていこうということでありましたけれども、産業競争力会議、ローソンの会長の新浪さんなんかはこうした農地を機構には抱えない方向でというふうに言われています。これでは、やっぱり、地域で頑張る大農家とか農業耕作法人が排除されていかれかねないと思うんです。本当に農業を守るんやったら、そういう大きな田んぼだけでなく、山とか、そういう段々畑があるような農地も、畑にお野菜がちゃんと植えられるようにしていかないと、それが地域農家だと思うんです。大きな農家だけに集約されてしまって、それでいいのかどうかと私は思うんですけども、これまで助成金も貸し手、借り手に、両方に支給されてきました。

しかし、これ、機構では認定農家だけにしようやないかということも言われていますし、そうなってくると、やっぱり、農家がそういう機構に有利な、全部機構に集約されかねないと思うんです。それでは、やっぱり、確かに機構が集約して、その大きなところを農業産業としてやっていこうという、ある一定はそのようになって、そこで営業というか、産業として、市場原理が働いたら、そこでもうけが出なかったら、それはもうやめてしまおうと思うんです。僕ら個人の農家やったら、土地を守るために、もうからなくても田んぼをやっていたとか、そういう、それが、地域農家だと、僕の感じでは思うんです。そういうことでは営利が優先されてしまって、本当の個々の農家が外されかねないように思うんですけども、どのような見解を持っておられますか、お尋ねします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ご質問の趣旨が。

○議長（立入三千男君） 質問を続けて下さい。

○7番（東郷正明君） 済みません。ごめんなさい。

それでは、交通安全問題についての答弁に対して、まず、比江地先の信号機の設置ですが、これは設置要望をしていただくということでお聞きしました。問題なのはその設置が供用開始と同時に信号ができるかどうかということだと思えます。過去にも、道路が供用開始でも対策が遅れて交通事故が起こった例があります。湖南幹線でも、小比江からずっと西河原と八夫の間でも事故が起こっています。とりわけ、そういう事故がないように、供用開始時点での信号機の設置を求めます。再度、見解をお願いします。

それと、交通安全対策の2点目の中北の交差点ですが、ここにもこれと各4点目の竹ヶ丘の交差点、これも粘り強く要望していただくということですが、主に竹ヶ丘なんか、僕も8時過ぎぐらいに何回か通ってみたんですけども、左右、両方ともなかなかほんまに曲がれないというか、そういうことがありまして、それと竹ヶ丘に関しましては、「止まれ」の停止位置があって、そこから、ちょっとわかりにくいんですけども、これでは。ここに。これでほんまにわかりにくい。「止まれ」の位置があって、その停止線にとまったら、ちょうど目線が欄干になるんです。その欄干で端の方から来る車がほんまに停止線よりかなり前に行かないと、車両が見えませんが、そういった面に対しても、改善の。他の場所でもそういった橋の欄干に対して、端の部分だけ、ちょっと低くして、見やすくしている場所もあるようなので、そういった面も検討していただければ。よろしく願いいたします。

それと、新踏切についてですが、共産党としてもJRと交渉し、交渉の中で、市の方から計画を示していただければ、協議に応じるということでありました。このJR、市として、JRとの協議を進めていく考えはありますか。

また、当面の措置として、時間限定の車両、進入禁止はできないか、お聞きします。今、8時から9時まで片方側は一方通行になっています。両方できないかどうか、法的問題があるかもしれないけど、それは検討していただけないでしょうか。

以上です。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 東郷議員の中間管理機構というよりは農家、特に小規模農家の経営とか育成のご質問にお答えします。

私が冒頭に言いましたように、ないものねだりというのはできないと思います。農業は本当に今、社会の中に存在していますし、国際的な位置付けです、よくも悪くも。今、TPPで、今、協議になっていますけども、TPPがなくても、さっき言いましたように、

後継者の問題、あるいは円安による資材の高騰、それと日本の場合は米作中心ですから、米の消費の低下、米だけじゃなしに、野菜も厳しくて、前も申し上げたか、知りませんが、吉川の人たちと京都市場へ行ったときに、京都市場の社長がもう日本では野菜要りませんとはっきり言っていました。どういう意味かといったら、加工で使われているのはほとんど中国、ベトナムあたりから来ます。新鮮な野菜も向こうで洗って、カットして、空輸で来ると言っていました。それでも、採算が合うわけです。さまざまな障壁があります。コストが高い。今、野洲の学校給食で野菜は4回水洗いしています。その水代は保護者からはいただけていませんけども、これ、ほんまにそこまで基準が要るかどうかなんですけども、ですから、企業にしてみても、社員食堂とかチェーン店はそういったことを含めて、外国から輸入をしています。ほんまに野菜要りませんと言っていました。ただ、吉川の春菊とか京野菜とか、こういったブランドについてはまだそれなりの需要はあります。そういう状態です。お米は今、言ったようなことです。

じゃ、その中で、生産をして、意味があるのかどうかということなので、おのずから、大きな問題が出ています。ですから、私、中規模零細の農業というのは大事だと思いますし、いつも言っていますように、環境も水も、あるいは地域の活動も守るということで、重要ですけども、その絵が私も今、回答を持っていません。だから、今、採算度外視で、兼業で、他で収入を得ながら、やられるというのは私も大賛成なんですけども、それが全てができるかどうかというところが今、問われているわけです。それ以前に、今、申し上げたように生産性の高いところでも太刀打ちができるかどうかということなので、最良とは言えませんが、担い手なり、あるいは企業参入も含めて、大規模集積を図っていつて、競争力を付けないともたないと。

これはだから、TPPだけの問題じゃなしに、今、申し上げた後継者とか資材の高騰とか需要の減とか、そういったのを含めてなので、そこをきちっと、これ、党で何か方針を持っておられるんですか。消費税は何か無駄を省いたら、いけるというふうにおっしゃってたんですけども、これ、今、誰が真剣に考えても、日本の農業のあり方の可能性はないですよ、農水省の役人としゃべっても。私はいつも言っているんですけど、ミスター農業という人がいない。私に対してでも、きちっとしゃべれる人はいません。国会議員としゃべっていても、皆逃げていく。東郷議員は私に問いかけておられるんですけども、私はだから、野洲の農業は最低限守ろうと思っているから、いろんな取り組みをしたいと思っていますけども、ちょっちょっちょっとなら、どうするんやという簡単な議論じゃ、

私はないと思っています。ですから、今の集約というのは一定、私は評価していますが、この先にどうなるのか。

それと、もう一つ、大きな問題がありまして、企業がやるという場合、これ、今、農業者がやっている場合はいい意味で緩やかなんですよ。でも、本当にこれ、大手企業がやった場合、どういう問題が起こるかという、これ、前から言っているんですけど、農業の環境基準が物すごい弱いんですよ。今、製造業だったら、敷地から大気、水、騒音、これ、環境基準があつて、出したら、もう操業できません。これ、農業が本当に企業のレベルで、大企業はですよ。私もアサヒビールの土地を値切りに行ったら、うちは一部上場の企業から、もうそんなものとは言われたけど、実際は固定資産税を払ってくれていましたけど、市有地に。本当に環境基準に事業所並みに満たそうと思ったら、成り立たないです。敷地の境界で排水が一切農薬も肥料も漏れないかといったら、無理なんですよ。これ、多分、企業が参入し出したときに、次、その問題が私は起こってくると思うので、そういうことも含めて、もっともっと、やっぱり真剣に考えていかないといけない。そういう意味では大規模にしても少し緩やか、それだったら、小規模も緩やかという論理をやっていかんとだめではないかなと思うので、もう何か小規模を痛めつけるのかとか、そういうこと、問題が違って、やはり日本の農業と農地とを守るべき。

それと、もう一つは農地を集約する場合に今、野洲市内の青年農業者と話していても、彼らでも、やっぱり集約したがっているし、畦畔も取りたがっています。でも、今は農地を借りているので、彼らが物すごく苦勞しているのは農地を借りられる、そのコスト、手間、これを、やはりこういう機構を使って、省けるようにするのと、もう本当だったら、採算の合わない農業に農地代なんて出すのは結構、負担なんですよ、ほんまにぎりぎりで行っているのに。だから、私もこんな数百億円とか、全部足したら、一千億円台になりますから、もう安心して、きのうも鉄道で言いましたように、上下分離方式で、農地の心配なくて、上だけで営農をやって、採算が合うぐらいの大胆な農業施策を出さんとだめですけども、多分、アベノミクスでも、そこまでやりませなん。だから、ローソンの社長は条件の悪い、放棄地まで入れたら、ビジネスにならないので、これはいいかどうかは別として、ああいう彼らの考え方からすると、そこを除外して、競争力という観点で除外されているということなので、私はやむを得ないことだなと思います。ぜひ、党でも実効性のある農業提案を、今度は省くんじゃなしに、プラス面を出したいいただいた上で、議論をしていただければ、また応じさせていたいただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

それと、部長が答えると思いますけど、J Rが何か応じると、私はJ Rとほんまに交渉しているんですけども、そのあたりも責任を持って、私はこれ、一括だから、後で質問しようと思っています、部長の答えによっては、一括ですから。

○議長（立入三千男君） 市民部長。

○市民部長（佐敷政紀君） 信号機の稼動につきまして、守山中主線と大津湖南幹線の交差点に限らず、その信号機も供用開始と同時に信号が稼動できるように常に要望しております。

それと、市三宅竹生線の川田橋の欄干の切り下げにつきましては、左岸の方もそのような切り下げがなっておりますので、一応、県に相談していきたいと思っております。

以上、答弁といたします。

○議長（立入三千男君） 都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君） 新踏切の関係でございますけれど、J Rとの協議につきまして、いろんな機会がございますので、協議は行ってまいりたいと思います。

それと、進入禁止の関係で、自主的には通行どめになってしまうということでございますので、これについては私どもの権限外ではございます。ただ、今、一方通行になっておるのもかなり経過を踏まえて、今の状況になっておると聞いております。今後、一つのご提案として、受けとめたいと思います。

○議長（立入三千男君） 東郷議員。

○7番（東郷正明君） 確かに中間管理機構で、農業集約、課される、確かに今の野洲市の農業を見ていると、いろんなことを野洲市もやっていただいておりますし、その中で、やっぱり、ブランド化というのが、そういう、野洲市の野菜というのをもっとアピールしていただいて、少しでも売れるように、他に買っていただけるように、そんな努力も、やっていたているんですけども、もっとやっていただけるようお願いをしたいと思います。

後継者につきましては、これまで、農業は僕らの子どものころやったら、後継者はいっぱいいたんですけども、そのときは減反、減反と言われましたよね。今はもう、今、ほんまに後継者がなくて、そういう。

○市長（山仲善彰君） 誰に質問するか、言うてもらわんと質問しますという後でまた質問。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。

（午前 11 時 54 分 休憩）

（午前 11 時 55 分 再開）

○議長（立入三千男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

東郷議員、続けて下さい。

○7番（東郷正明君） 市長に質問。答弁として、答えます。

後継者問題についても、やっぱり、昔はちょっと繰り返しになりますけども、いろいろ昔減反、減反と言われましたけども、今、後継者はほんまになくて、そういう中でも、今度は農業をやる者はやれ、やれなんだからやるなという感じになっていますよね。なりますよね。ほんで、交付金もなくなり、5年後には減反打ち切り、それで、野洲の農業として、地域が一体となった農業をやっていくためにはほんまに住民と農家が地産地消とかブランド化とか、そういったものをいろいろ努力もいっぱいやってもらっています。でも、中間管理機構は国の施策とはいえ、野洲農家にとって、本当に大きな影響があると思うんです。だからこそ、市民、農家の声が届くように国に対しても、県に対しても、きっちり声を届けていただきたいと思うんです。

市長の答弁をお願いします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何か論点が中間管理機構に全く反対で、やめよと。ただ、これ、制度化されようとしていますから、私は動くと思います。そのときに借り手が全然見も知らない企業なのか、あるいは地元の担い手なり、営農組織なのかというところが肝心なわけで、地元の担い手であったり、地元の営農組織であれば、私は東郷議員の趣旨にかなうというふうに思っていますから、さっきからずっと言うてますように、中間管理機構というのは器なわけですよ。中に盛るのがよそから来る外来資本とばかり思っておられるから、その懸念ですけども、これはだから、冒頭から言うてますように、そうならないように私どもも、あるいは農業委員会もJAも地域も、そういうふうにしていこうということなので、今後、見ていただいたら、結構かと思います。

以上、お答えとします。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。

（午前 11 時 58 分 休憩）

（午後 1 時 00 分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

都市建設部長より、発言を求められておりますので、これを許可します。

都市建設部長。

○都市建設部長（山本利夫君） 先ほどの東郷議員のご質問の再質問の中で、ご提案がございました新踏切のご答弁をさせていただいた中で、一方通行という言葉を使わせていただいたと思いますけれど、今現在、許可証を持った方が進入をしておられまして、現実的には市道の久野部小南線から新踏切の間は進入禁止に7時から9時に今現在、もうなっております、その点につきまして、訂正をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（立入三千男君） それでは、次に、通告第12号、第17番、梶山幾世議員。

梶山議員。

○17番（梶山幾世君） 17番、梶山幾世でございます。平成26年3月の定例会において、次の3件の質問をさせていただきます。

まずはじめに、読書意欲を高めるために、読書通帳の導入について、お伺いいたします。

近年活字離れが指摘される中、市民に読書に親しんでもらう取り組みの一つとして、読書通帳を導入する動きが各地で見え始めております。この取り組みは借りた本の履歴を目に見える形で残すことによって、子どもを中心に市民の読書への意欲を高める効果が期待されております。

そのような中、平成25年、昨年9月に読書通帳システムを導入された富山県立山町の記事を見せていただきました。この取り組みは自動貸出機で、借りた本のデータが併設する読書通帳に送られ、通帳を入れると、借りた本のタイトル、著書名、貸出日が記帳される仕組みとなっております。通帳は町内の小中学生には無料で贈呈し、その他の利用者には1冊100円で販売されております。平成26年1月末現在の登録者数は600名を超え、そのほとんどが町内小学生となっております、子どもたちから好評な取り組みとして、利用されているようです。特徴といたしましては、行政と学校が一体となって進められ、町内の小中学校の教員に読書通帳の取り組みを理解してもらい、読書通帳を利用して、読書に挑戦する生徒を励ますことで、より一層生徒の読書意欲を高めていくというものでございます。また、この町では賛同してもらった地元の銀行に通帳作成費を負担してもらったり、地元団体からの寄附を活用し、読書通帳機を購入するなど、地元の理解と協力を得られていることはよい取り組みだと思われました。県内では甲賀市の5つの図書館が子ども読

書通帳として全小学校に配布され、工夫した取り組みがされております。他店のどこよりも誇られる本市の良書が並ぶ図書館です。より多くの子どもたち、市民の皆さんに利用していただくために、読書通帳の導入は財政負担を抑えた、効果的な取り組みであると考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 梶山議員の読書通帳の導入についてのご質問について、お答えをいたします。

読書は個人個人の精神的な営みで、その読書記録につきましても、本来、自己の管理のもとで行われるものであると考えております。読書通帳システムの導入につきましても、公共図書館では、先ほど述べられました富山県立山町を含めまして、全国で5例という状況もございまして、今後、その動向を見ながら、調査、研究をしてみたいと、そのように考えております。

甲賀市の取り組み事例にもあるような、これは手書きでございます、手書きの読書通帳は図書館や学校を含めた、子どもの読書活動推進の中で検討をしてみたいと考えております。

なお、野洲市の小学校では読んだ本の書名、読んだ冊数、ページ数等を読書記録として、ためていく、読書貯金に取り組んだり、読書カードの読書冊数が100冊を突破した子どもにつきましても、校長室で表彰をしたりするなど、読書意欲を向上させる取り組みも行っている学校がございます。

また、中学校では中学生が同級生に読み聞かせをしたり、学校便りに職員のお薦めの1冊を紹介したりするなど、ユニークな取り組みを行って、読書意欲の向上につなげているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） それでは、もう一度、確認の意味で、質問させていただきます。

今、全国的にこの読書通帳が展開されているという現状で、機械を使ってということろまでは全部行っていないんですけども、そういう方向に行くのではないかというふうに思っております。

そんな中で、私もいい取り組みだなと思って、インターネットで調べますと、広島とか山口、静岡、千葉、そして滋賀県の甲賀市ですね、先ほどの立山町以外にも出ておりまし

て、身近なところでは甲賀市の各図書館で取り組んでおられるということで、どういうものかと思ひまして、せんだって、行ってまいりました。それがこれなんですけど、少し銀行の通帳よりかは倍ぐらいの大きさなんですけど、ユニークな、非常にカラフルな絵で、各図書館の特徴を生かして、工夫されているというふうにも聞きましたけども、この通帳は甲賀市全域で使っているということで、小学生だけに配布されるということでした。もう無料ということで、甲賀市さんはまだ始めて間もないので、大きな成果というところを具体的にはお伝えできないけれども、皆さん、楽しんでこれを使っただけということ、これは50冊、全部記録されるようになっております。そして、1冊、この読んだ人、それから本とか、あと、読んだ後には感想を一言述べるようになっておまして、この1冊、ずっと50冊になると、どんな本を読んで、どんな感想を抱いたかということが、また交換しながら、十分利用できるということで、私も丁寧に説明していただきましたので、機械を使うとこまでいかない間でも、こういった冊子にしていくと、きちっと保管もできますし、今、独自の取り組みもしていただいているようですけども、こういった例も甲賀市さんは各図書館で今、取り組まれておりますので、調査していただいて、参考にさせていただいて、野洲市の独自のこういった通帳を作成していただければ、いいんではないかというふうに思いますし、またこれは小学生ですけども、中学生、また私たち大人も、私も図書館を時々利用しますけども、そういった一連の控えとか、先ほど教育長がおっしゃいましたように、自己管理というのが基本ではありますが、こういったものにきちっと記録していくと、また忘れることもなく、いつ、どういう本を読んで、一言感想を書いておくと、また皆さんにもアピールできるんじゃないかというふうに考えます。

この取り組みについて、再度、もう一度確認の上で、教育長のお考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 今、甲賀市の通帳を見せていただきました。大変、ユニークな通帳ですので、今後、野洲市でもそういったものを取り入れられるんやったら、参考にしてみたいと思ひますが、先ほども少し申し上げましたけれども、各学校におきましては、それとよく似た、読書通帳に似た読書ノートとか、あるいは読書貯金といひましようか、そういうようなものを作成しておりますので、それとそんなに大差はないんじゃないかなと思ひますが、市内全域ではございませんので、それぞれ各学校の取り組みとしてやっておられますので、冒頭述べましたように、甲賀市のそういった通帳を参考にさせて

いただきたいなというふうには思っております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） それでは、次に参ります。

2点目に、健康対策受診率の向上について、お伺いいたします。2人に1人はがんになると言われている今日、検診による予防が最も大事となります。今回は女性の健康対策、特に乳がん検診と子宮がん検診の受診率の向上について、質問させていただきたいと思っております。

乳がんと子宮頸がんの個別に受診を勧奨する無料クーポン券はがんによる女性の死亡率を減少させるために2009年度から始められ、乳がん検診は40歳から60歳、子宮頸がん検診は20歳から40歳を対象にそれぞれ5歳刻みで実施され、5年間で一巡いたしました。私もちょうど60歳でこのクーポン券の対象になり、いただいて、検診を受けさせていただきました。本市でも、この取り組みにより、受診率はアップしてまいりましたが、まだ30%台です。クーポン券利用者の5年間の推移を見ましても、乳がん検診で28%から32%、子宮頸がん検診では32%から39%、徐々に上昇はしておりますけれども、50%に満たない状況でございます。

そこで、このたび、厚労省は5年間で無料クーポン券を受け取っても受診しなかった女性を対象に、2014年度から2年間かけて、無料クーポン券を再発行して、受診を呼びかけ、受診率向上に取り組む方針を出しております。また、同時に手紙や電話などで改めて働きかけ、受診の後押しをしていこうとしております。この未受診者への個別勧奨と再勧奨を行う制度をコール・リコールといいます。この制度で受診率を高めているのが米国80%、ニュージーランド87%という、高い受診率の成果を上げております。本市もこの制度を効果的に取り組むことが必要と考え、次の点をお伺いいたします。

まず、1点目、コール・リコール制度の具体的な取り組みについて、お伺いいたします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 梶山議員の健康対策受診率の向上についてのご質問にお答えをいたします。

本市では平成21年度より子宮頸がん検診が20歳から40歳、また乳がん検診については40歳から60歳を対象に個別通知による受診勧奨通知、いわゆるコール、それと無料券配布後の半年後に再度、勧奨の通知を行う、いわゆるリコール、こういった取り組み

を実施しております。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） 私が今、質問させていただきましたのは、今、過去の取り組みだと思うんですけども、これから、国が今、通知していると思うんですけども、国が今、各市に働きかけておりますこのコール・リコールですね、5年間で受診を受けなかった方が今、野洲では30から40%までです。あとの六十数%の方は券をいただいても、まだ受診されていないわけです。この方たちに、この5年間で受診されていない方にもう一度受けてもらおうという取り組みを今、国は考えております。これはご承知だと思うんですけど、この取り組みをしっかりといただいて、そういう乳がんの予防と早期発見、そして生命を守っていただく、そういうことに力を入れていただきたい、そういう思いで、私は質問をさせていただいておりますので、今後のこの2014年度、取り組む国の方針に対して、市はどのような取り組みを計画されているのか、伺いたいと思います。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） ただいま、議員からお話ございました国の方針、あるいは補助事業の関係でございますけれども、平成26年度から20歳を対象に子宮頸がん検診、それから40歳を対象に乳がん検診の無料クーポン券を配布する事業とあわせて、過去に子宮頸がん検診、あるいは乳がん検診の無料券を利用されてこなかった方に対して、再度、クーポン券を発行する事業に取り組んでまいりたいと、このように考えてございます。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） その発送とかはまだ未定、具体的な取り組みはまだできていないのでしょうか。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） いや、先ほど申し上げましたように、国の方針に従いまして、その補助事業を活用いたしまして、26年度から実施をしていきたいと、このように考えてございます。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） 国が一律に下りてきますけども、市としては、効果的にどのようにすれば、50%に届くかというところ、国から下りてきたから、そのままというよりも、やっぱり、独自の工夫をぜひしていただきたいというふうに思います。

それでは、次に、もう一点、伺います。受診率向上への推進、啓発とあと、目標はどのように考えて取り組もうとされているのか、この点をお伺いいたします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 本市におきましては、がん検診の受診率向上を目指しまして、市のホームページでありますとか広報等で周知を図っております。また、市の健康づくりプラン推進のかなめでございます、健康を考える会では委員の皆さんと共に、がんの早期発見を目指しまして、検診の受診を促す、見やすいチラシを策定いたしまして、そのチラシを委員自らが家族でありますとか友人、あるいは地域のイベント等の参加者に対して、直接声をかけて手渡す、そういった活動が広まっております。今後も、健康推進プラン推進委員会でありますとか、健康を考える会の皆さんと共に、地域に根差したきめ細やかな働きかけ、呼びかけを行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） もう一回、質問します。

今、クーポン券によって、受診率が大幅上昇はしてきたんですけども、今、国は50%まで持っていこうという、まず取り組みをしておりますが、市はどのような考えなのか、例えば、今年度は何パーセントというふうに具体的な数字をつくって、目標を持って取り組むことが必要だと思っておりますが、その点の考えをお伺いいたします。

○議長（立入三千男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（井狩重則君） 特段、スケジュール的なそういう目標値というのは定めてございませんけれども、やはり、国が示しております50%に近付けるよう、例えば、個別に電話で勧奨するなどの努力をしてみたいと、このように考えてございます。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） 50%を目指すということで捉えておいていいのでしょうか。よろしくお願ひいたします。

今のちょっと補足ですけども、せっかく国が今回のこの制度、これから取り組むということですけども、今回で44億円という金額を導入しておられますので、しっかりと市に予算を組んだ中で、無駄にならないように成果を出していただきたいことを期待いたします。

それでは、次に行きます。

3点目ですけれども、ちょっとまた、がんに関する内容なんですけど、小中学校でがん教育の実施をということで、質問させていただきます。昨年8月議会で質問させていただきましたが、早期の取り組みをと、再度、質問させていただきます。文科省のがん教育検討委員会では命の大切さを育むがん教育という視点をがん教育の基本として、教育を進めようとしております。単に病気を教えるのではなく、がんを知る中で、命の大切さを考える、命には限りがある、だから、今を大切に生きようという姿勢を全生徒に認識してもらうことを目的といたしております。文科省が取り組む以前から必要と考え、積極的に取り組まれている自治体もあります。がんはなつてからは手遅れの場合もあり、予防の大切さ、命の大切さの認識を高めるために、子どもころからの教育が必要であると考えます。

そこで、次の点を伺います。小中学校でのがん教育の取り組みについて、昨年8月もこの件は質問させていただきましたが、検討するという答弁でありましたので、具体的な考え方をお伺いしたいと思います。まず1点、お伺いいたします。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 小中学校でのがんの教育の実施に係るご質問について、お答えをさせていただきます。

8月の議会でお答えをしましたように、現在のところ、本市におきましては、小中学校でがんの特化をした教育は行っておりません。しかしながら、小学校の保健、中学校の保健体育の授業の中で、生活習慣の予防や喫煙の害などを学ぶ際に、他の疾病とあわせて、指導をしているところでございます。

がんについての教育は重要な課題であると認識しておりますが、がんの教育を行うにあたっては、子どもたちの発達段階に応じて、具体的に何をどう教えていくのかという教育内容や特に教育課程への位置付けなどについて、十分な検討が必要でございます。がんの教育に関する検討委員会におきましても、この1月に発表された報告書案でございますけれども、この案において、がんの教育の今後の論点として、がんの教育を位置付ける教科等について議論が必要ではないか、また、がんの教育を実施する校種、学年について検討が必要であるなどが挙げられております。

今年度文科省の新規事業でございますが、がんの教育総合支援事業というのが取り組まれるようになっておりますので、そこでの検討会の議論とか事業成果を踏まえながら、本市におけるがん教育のあり方について、検討を進めながら、できるだけ、教育課程の中に位置付けられるように努めていきたいなど、そのように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） 前回と余り答弁の内容が変わっていないようには思うんですけども、今、教育長もおっしゃったように、今年度、平成26年度から、国が各県を通じて、市の方にこのがん教育に関する検討委員会を設置した計画書を求めているということで、そういう内容を聞いております。今、全国的に、3月28日までにこのがん教育をモデル校をつかって、教育していくということで、今、モデル校を募集しているということが出ておりました。そういう状況はご存知でしょうか、そういう内容的なことは。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） モデル校を指定して、実施をしていくということにつきましては、承知をしておりますけれども、具体的なモデル校でどういうことをしていくのかということについては、ちょっと私はまだ把握はしておりません。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） そういう形で今、国が打ち出している中で、早くから取り組んでいる自治体もあります。特に最近、よく進んでいますよという記事を見ていますと、名古屋市ががん教育の要綱をつかって、今、取り組んでいくという内容が出ておりました。意義と目的ということで、がんは生活習慣と関わりの深い病気であることから、子どものころから望ましい生活習慣を付けることが大事であり、学校教育において、がんの正しい知識と理解を深めるために、がん学習を行っていくという位置付けをいたしまして、あと、がん学習の副教材といたしまして、これはつくっておられるんですけど、まず、副教材としてのタイトルががんという病気を理解するという、がんができる仕組みはどうなのか、がんとなる原因は何なのか、がんの予防と検診の必要性、また、がんの治療はどういうふうにしていくか、がんになった人の体験談を聞いていく、このような副教材をつかって、3月中に小中学校に配布するということが書かれておりました。4月、7月、9月という中で、しっかりと学習ができるような方向に取り組んでいく流れが出ておりましたけれども、このように必要性を感じて、早くから取り組んでいるところもあるんです。

また、埼玉県の熊谷市では今年度なんですけども、142万円の予算を計上して、出前講座を開いていくということもあります。前回、私も質問させていただいたときには京都市が取り組んでいるということで、京都市の、大きく京都新聞に出ておりましたけれども、その中ではそういうがんの体験者が本当になんかになると、痛い思い、苦しい思いをしなけ

ればいけない、その体験を乗り越えた体験を話されて、やっぱり、がんにならないように予防していこうという、生の体験を聞かせてあげることによって、子どもたちが本当がんとするのは怖いという、自分たちの将来に影響する、そういうことを教えていこうということで、やっているという取り組みもあって、ご紹介させていただいたかと思うんですけども、私たちも大人になってから、がん気付いて、やっぱり、生活習慣病を変えても間に合わない場合もありますので、子どものころから、今、2人に1人が亡くなっている時代になってきましたので、がんというものの知識を十分に知らせていく必要があるんじゃないかというふうに感じております。

せんだって、滋賀県が、後でちょっと条例のことを伺いますけども、滋賀県がん対策推進に関する条例をつくられて、がん習慣を打ち出して、各地域でがんと向き合うフォーラムとかさまざまなフォーラムを持たれました。私もその会に参加して、本当がんになった方が乳がんを乗り越えられた方がパネラーとなって、いろいろとおっしゃってたんですけども、やはり、気づいたときにはもうこの乳房を取らなければいけない状況になっていて、取りました。取って、再発しないと思ったら、再発して、もう本当に自殺したいぐらい苦しかったです。でも、それを乗り越えて、今、こうして皆さんの前に立っていますとおっしゃってまして、やはり、なったらなつたで、乗り越えていかなければいけない、対策を考えていかなければいけないんですけども、非常に生きる勇気が要ることだと思います。そこではなつた方の患者録を付けていこうという、なつた方が本当に生きる力を付けていこうということで、NPO法人を立てられて、その方たちの仲間をつくって、今、本当に力強く生きていこうとされている状況の話がありましたけれども、やはり、その前に予防がまず大事だということも、声を大きくおっしゃっておいりましたので、やはり、今、教育長は国の制度を待って、それに準じてということですけども、私といたしましては、やはり、それよりも、こういった先進自治体があるわけですから、待つ姿勢じゃなくて、積極的に関わって、取り組んでいただきたいという思いで、今、質問させていただいております。

県にも問い合わせをしましたら、NPO法人がお医者さんと製薬会社ですね、がんの薬をつくっている製薬会社とそれからお医者さんと一体となって、そういう出向して、講演をされている。依頼があったところには行って、学習しておるといふところもあるようです。そういう情報もしっかりとつかんでいただいて、まず、国の方針を待っていたら、遅いと思うんです。県からそういう計画書を出しなさいとか協議会をとりなさいとかいうの

を、段階を踏んでたら、やはり、遅いと思いますので、積極的にそういったところを視察とか情報を聞いていただいて、どこの学校からでもいいのですので、まず取り組んで、子どもたちの反応とかを見ながら、全校に広めていただきたい、そういう思いなんですけども、こういった考えに対して、再度、お伺いしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 教育委員会としましては、がんを予防するということは確かに大事なことだというふうには考えております。今、先進地の事例等もお話をさせていただきましたし、パネル討議会なんかがありましたときのお話も今、聞かせていただきましたら、ゲストティーチャーなんかも入れることが可能だと、応援しますよというような、そんなお話もあったように聞きましたので、教育課程の中で、特に保健体育の中で、中学校が一番ふさわしいかなと思うんですけれども、保健体育の中でゲストティーチャーをお招きして、できる、そういう状況が生まれるとしたならば、それは、やっぱり積極的に学校にも紹介をしながら、やっていただけるような指導といいたいでしょうか、広報はしていきたいなと、そのように考えております。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） もう一点通告しております滋賀県がん対策の推進に関する条例が昨年12月27日に施行されましたが、この条例について、市として教育長はどのように捉えておられますか、伺いたいと思います。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 県の条例について、どのように捉えているかというご質問でございますけれども、がんは国及び滋賀県におきましても、死因の第1位を占めております。がん罹患する者が年々増加する傾向にあることから、がん対策を強化して、計画的、総合的に推進するためにこの条例が制定されたものと考えております。

第10条におきまして、がんに関する理解を深める教育の推進について、定められておりますし、小中学校ではがんに対する正しい理解と命の大切さに対する理解の進化を図っていかなければならないと、そのように考えております。先ほどからも申し上げますけれども、本市におきましては、モデル事業をしっかりと見守りながら、そして今、ご紹介をいただきましたようなゲストティーチャー等々の連携も図りながら、積極的にがんの教育を進めてまいりたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） 今の条例について、もう一度質問させていただきます。

滋賀県がこういう条例をつくったということで、今、県を挙げて、健康対策に取り組んでおりますが、この条例は特に市町にどうこうせよことは余り触れていないということで、やはり、この滋賀県が条例をつくったことで、この内容にあわせて、私は本市の独自のがん対策の推進に関する条例をつくって、取り組んではどうかというふうに、教育長の立場ではないかもわかりませんが、学校のがん教育をこれから実施していくにあたって、こういう条例が必要ではないかと思いますが、見解を求めます。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 条例をつくってはどうかというご質問なのですが、ちょっとこのことについては今すぐにはお答えできませんが、先ほど申しましたように、県の方では市町と連携をしてというようになっておりますので、やはり、これは県と連携をしながら、進めていくものだと思っておりますので、市独自でそういった条例をつくるということについてはちょっと今のところ、お答えはできません。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 梶山議員。

○17番（梶山幾世君） それでは、野洲市民の皆さんが本当に健康で、本当に楽しい人生が歩めるように健康対策には一丸となって、取り組んでまいりたいと思います。

以上で、質問を終わります。

○議長（立入三千男君） 次に、通告13号、第2番、稲垣誠亮議員。

稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 2番、稲垣誠亮です。

まず最初に、野洲小学校と祇王小学校の時間外労働申告書について、お尋ね申し上げます。

前議会の一般質問に付随した内容で、質問を行います。

1、平成25年10月、11月、12月、平成26年1月、2月の野洲市内における教職員の平均時間外勤務を小学校、中学校別にお知らせ下さい。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） それでは、稲垣議員の野洲小学校と祇王小学校の時間外労働等申告書についてのご質問にお答えをいたします。

各所属長に提出をされております時間外労働時間自己申告書による集約をお答えをいたします。

なお、この申告書はあくまでも自己申告であり、所属教職員全員分を集約しているものではございませんので、その点をご理解をいただきたいと思っております。

小学校は10月が38.7時間、11月が33.5時間、12月が26.1時間、1月が29.6時間で、2月は未集計でございます。中学校は10月が39.5時間、11月が27.5時間、12月が25.5時間、1月が30時間で、2月は未集計でございます。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） それでは、次の質問に移らせていただきます。

野洲小学校と祇王小学校の時間外労働申告書の提出率を先ほどと同期間について、お知らせ下さい。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 野洲小学校と祇王小学校の時間外労働等申告書の提出率でございますね。野洲小学校は10月が29.5%、11月が34.1%、12月が31.8%、1月が38.6%で、2月は未集計でございます。祇王小学校はこの期間で月末に自主的に提出されている職員が約15%、声をかけてからの提出が約70%と聞いております。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） その提出率は非常勤の方の人数も含めた人数でしょうか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 正職員だけだと思います。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 今の正職員だけということなんですけども、提出率が野洲小学校さんに関しては30%台ということなんですけども、僕は前議会のときに教育長さんに割と何回も提出率を上げていただけないかとお願ひしたと思うんですよ。例えば、子どもの成績を10点から20点に、倍に上げろと言われてたら、そんなことはなかなか難しいと思いますし、10点を上げることで難しいと思うんですけど、提出率を上げるというのは特に労力を要することではないと思うんです。単純に上司である校長先生の方から出すようにと言われて、用紙を回収するだけだと思うんですけど、その点について、どのように

お考えでしょうか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） これは先ほどもお答えさせていただきましたけども、あくまでも自己申告で、こちらから出して下さいといったようなことは余り求めておりません。当初はこれは一人ひとりの健康管理といいたいでしょうか、自分がどれだけ残業をしているか、時間外勤務をしているかということを知ってもらうために書いていただいておりますんですけど、平成24年度からは各学校の先生とかの主体的な取り組みとして働きかけておりますので、ぜひ出して下さいというふうなことはあんまり強くは言っていないということでございます。

反問します。

○議長（立入三千男君） ただいま、教育長から反問の申し出がありましたので、反問を許可します。

○教育長（川端敏男君） 前回の稲垣議員もこの質問をしていただいたんですが、この質問の趣旨がちょっと私どもわかりかねるんです。どういう意図でこの質問をされているのか、ちょっとそこを答えていただかないと、私どももしっかりとしたお答えができないので、その質問の意図、趣旨をちょっと明確にしてください。

○議長（立入三千男君） ただいまの反問に対する発言を求めます。

稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 僕、その件に関しては、何度も教育委員会さんの窓口でもお伝えしているんですが。

済みません。反問に関しては、質問して、繰り返しはよろしいのでしょうか。

○議長（立入三千男君） 今の反問に対して。

○2番（稲垣誠亮君） 教育委員会さんの窓口でお伝えしてまして、この辺の提出関係の申告書の書類についても受け取りをお願いしていったりする過程があるんですけど、その辺の時系列なり、事実確認なりは教育長さんのお耳には入っていますでしょうか。

○議長（立入三千男君） いやいや、答え。

○2番（稲垣誠亮君） もう答えだけですか。わかりました。済みません、知らなくて、済みません。そのようなお伝えはさせていただいているんですけど、再度、じゃ、今、お伝えしたいと思います。

この趣旨というか、提出を求める理由なんですけど、僕として、やっぱり、前回、教育

長さんがおっしゃったように、現場が、やはり、現場の混雑に対して、教員の充足率がなかなか足らなくて、お忙しい的な、趣旨的なその内容に類似した答弁もいただいたと思うんですけど、国に対して、そういう山積する教育問題に対して、教職員の加配の実現によって、ゆとりある豊かな教育ができるように教育予算の増額を求める意見書等を出していきたいという思いがあるんですよ。そのためには現状の実際の現場の数字がわからないことには、野洲市の教職員さんの仕事状況がわかりませんので、意見書を出すためというふうにご理解いただけたらいいと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 反問はこれで終了いたします。

引き続き、稲垣議員、質問を続けて下さい。

稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 先ほど、提出を求めることに対して、消極的な今、教育長さんから答弁が伺えたんですけど、前回の会議録のこの231ページを僕は今、見ているんですけど、その中で、川端教育長さんはこの勤務時間、時間外勤務につきましては、きちんとした報告書の提出を求めているところであるとあるんですけど、今の答弁とは矛盾はしませんかね。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 今の申告書、これについては求めていることは求めているんですが、これはあくまでも自己申告ですから、強制的に出して下さいということについては、これは強制はできないんじゃないかなと、そういうふうを考えているので、求めていることは求めているんですよ。でも、あなた、出していないから出しなさいといったようなことは強くは言っていないということで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） わかりました。ただ、提出を求めない、義務ではないといっても、提出を働きかけていらっしゃる以上、やはり、現場でその意思というのが強く伝わっていないのかなというふうには僕には見えるんですけど、前回の数字とさほど変わらず、あんまり熱意が伝わってこないんです。余り真正面から前回の質問に対して受け止めていただけないのかなという率直な気持ちを持ったんですけど、具体的に何か前回の議会から今回までにおいて、教育委員会さんで、今回の提出に関して対応されたことを具体的にお聞かせ願いたいと思うんですが。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 時間外勤務の短縮に向けての取り組みでございますが、前回の質問の後、校長会もございますので、校長会でこういう質問が出ましたので、ぜひ時間短縮に向けての取り組みをお願いしたいというふうなことはお話をさせていただきました。その後、各学校で変わった取り組みをされているかというのと、そんな取り組みは余りなくて、今日、ノー残業デーですよとか、あるいは今日、ノー部活デーですよとか、いろんな課題があったときには、やはり、1人で対応すると、時間もかかりますので、チームで対応するとかいったようなことで、時間短縮に取り組んでいるところでございます。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） それでは、校長先生の方から、職員会議等を含めてですけど、その今回の提出に関して、何かお話なり、指導なりというのはあったか、なかったかということまでは把握されていないということですかね。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） そうです。把握はしておりません。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） いや、その把握されていないというのは教育委員会さんとして、僕は聞いているわけですから、かなり無責任なように僕には感じるんですが、いかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） これは教育委員会と各校長との信頼関係がございまして、指導したことににつきましては、必ず指導しているというふうに私は捉えておりますので、改めて指導されましたかということについては聞いておりません。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） では、その指導が実際、やはり、かなり行われているという思いとか、そういうお気持ちだということで、理解してよろしいのでしょうか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） この時間短縮につきましては、年度当初から県の方でも随分と指導といたしましょうか、時間短縮をして下さいということは県の方からでも言われておりますので、そのことを受けまして、市としましても、各学校にきちっと指導をしております。ですから、先ほども申しましたように、一々それをどうしたか、こうしたかということは聞いておらないというところでございます。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 正直、僕の気持ち的には50%を直前ぐらいまでは提出率が上がるかなとは思っていたので、今回のちょっと数値的には前回の市議選じゃないですけど、それ以下の数字になって、大変ショックを受けているんです。教育委員会さんの校長会を通じて、お話しされると言いましたけど、そういったものは、やっぱり、強い影響力があると思いますので、今回の結果を見ると、教育委員会さんの現場への指導力の低下疑義に関わってくるんじゃないかなと僕は個人的に思うのですが、教育長の見解はいかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 私は全くそんなことは感じておりません。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 僕ごときが本当に言わせてもらって、申しわけないんですけども、大変失礼なことを申し上げたと思うんですけど、また、僕はこの件に関しては正確な、やっぱり、先ほどの趣旨に沿って、意見書を出したいという意思もありますので、提出率が少しでもあともうちょっと上がるように、全力で対応いただきたいようお願いしたいところなのですが、教育長の見解はどうでしょうか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） 提出率が上がるように云々ということなんですが、それよりも、先ほど私がお聞きしましたように、稲垣議員は現状、各学校の教職員の労働の勤務が非常に厳しい状況にあるということ把握をしたいということなんですけれども、全国的にもこの勤務時間の問題につきましては随分と言われておりますし、文科省におきましても、調査もされております。ですから、すぐにでも意見書を出していただいて、教職員の定数の増をしていただくような、そういうふうなものをぜひお願いをこちらからしておきたいと、そういうふうに思います。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） それはわかったんですけど、ただ、僕も、やっぱり学校の中は閉鎖的な状況じゃないですか。なので、その外部から、やっぱり、わからないですし、例えば、いつもどうなっているか、学校を訪ねていくということもできないと思いますので、状況がわからないんです。その全国的に見てもと言われても、各県の教育状況はまちまち

だと思いますし、特に野洲市内においても、学校によってはかなり落差があるとは思っているので、正確な情報は、やはり知りたいと思うので、教育長さんのおっしゃるように、意見書はもちろん出したと思っているんですけど、と同時に提出率のアップにつながるようお願いしたいと思うのですが、済みません、最後の締めくくりが本人の希望では終われないということなので、どうしてもこういう答弁になるんですけど、いかがでしょうか。済みません。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） ちょっと議論が余りあれなんですけど、提出率を上げるようにという、ご意見でございますので、できるだけそういうふうな方向では努めたいと思いますが、じゃ、100%出せるようにしますということは確約はできません。あくまでも、これは自己申告でございますので、出して下さいとか、それから管理職の方も先生方の労働時間については十分目で見えておりますので、それで健康状況に何か問題があれば、それは指導もしていただいているところでございますので、学校の実態を家の前からでもよく見られると思いますので、それだけでも、学校に入らなくても状況はわかると思うんですが、むしろ、なぜこういうふうな状況になっているのか、その背景もしっかりと捉えていただいて、ぜひ国の方に教職員の定数改善に向けての意見書を出していただくようお願いをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。

では、次の質問に移らせていただきたいと思います。

新野洲市立病院建設のプロジェクトについて、本件質問は既に議会で可決されたことに関して、再度、否定的及び疑問を擁する質問が趣旨であり、議会制度上、矛盾要素の可能性もありますが、以下の点から行わせていただきたいと思います。昨年10月の選挙活動において、主要公約として、議会可決とは本件に関し、反対の内容を訴えてきたこと、他、紙面記載の点から、行わせていただきたいと思います。

市立病院建設構想は市民の命と健康を守り、高度で良質な医療の提供と地域医療機関との連携により、地域医療の向上に貢献しようとするものであると理解しています。しかしながら、市民に必要とされる病院であり続けるためには、将来にわたって安定的な病院経営を行いながら、市立病院ならではの存在意義を確保しなければならないものと考えます。

市立病院整備のために50億円超の公金を投入する価値があると市民に周知、理解されているのかどうか、私は少々疑問に感じています。市民が必要なとき、必要な医療を受けられるように地域医療環境を守っていかなくてはならないと思いますが、そのことと市立病院が自治体病院としての存在意義を発揮できるかは全く別問題で、仮に病院を建設するのであれば、安定的な経営が不可欠だと思います。

以上を踏まえ、以下の点について、お尋ねします。新病院の運営形態について市立病院を進めていらっしゃると思います。そこで、滋賀県内の他の市立病院の経営状況を見ると、大変厳しい状況に直面しているかと思われれます。私は病院運営のあり方として、優先順位を上げると、市立病院ではなく、民間経営が最もふさわしいと考えています。そのためには他の支援医療法人があらわれる必要があります、あらわれない場合には消去法的に独立行政法人による運営をしていくべきだと考えています。

しかしながら、現状、野洲病院が抱えている負債を引き受けてまで支援に名乗りを上げる医療法人が出てくるかという、難しい状態かと思われれます。そこで、一つの可能性として、野洲病院に民事再生法を申請させ、民事上の権利関係を適切に調整し、負債を取り除いた上で、病院で働いている看護師や事務員等の職員、債権者等の協力を得れば、潤沢な大資本を持つ医療法人の支援先が出てくる可能性が前段より高くなり、従業員の雇用も継続され、一時の出血を伴ったとしても、未来にわたって、野洲市の財政リスクを回避することができると思われれます。再生手続開始後であれば、裁判所の許可を得て、事業譲渡することもできます。市の資料には民事再生法の可能性の有無について記載がありませんでしたが、検証されたことはありますでしょうか。市長にお尋ね申し上げます。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 稲垣議員の（仮称）野洲市立病院大プロジェクトに関しての民事再生法に関してのご質問にお答えをいたします。

ご質問の件については検証をしておりません。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） ちょっと予想外の答弁だったんですけども、野洲病院は会社ではありませんので、再生手続に関する法律としては、この民事再生法ぐらいしかないとは思いますが、どうしてお考えにならなかったのか。庁舎内でそういう意見とかもなかったということなんですか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） そんな検証するに値しないと、すぐにわかります。ですから、やっていないだけです。いろんな選択肢があるけれども、検証というのは検証ですよ。もう直感でわかることにわざわざ検証する人はいないと思いますけども。

以上、お答えいたします。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） その検証に値しないというのは同法が適用できないということでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） そもそも民事再生法を申請するのは野洲市ではありませんから、今のご質問からいっても、これは理事会もあって、常任委員会もあって、きのうも言いましたオーナー会もある、純然たる民間病院です。野洲市は単なる支援者といいますか、債権者です。それも変な債権者です。土地、個人のポケットマネーみたいに9億円を貸してあげて、気の毒に、きのうどなたかが創立者の思いはわかっているかとおっしゃったけど、あれは実態は高利貸しと一緒に一緒ですよ。あなたは10月に訴えられたと言われたんやから、よっぽど野洲病院のことを調べられたんだと私は思いますけども、先ほどの教育長へのえらくしつこい質問からしたら、たかがあのレベルでも、これぐらい調べておられたんだったら、そして先生たちの超勤を心配していただいているんだったら、大プロジェクトって、これ、私、初めて聞いたんです、大プロジェクト。私は当初から、象が針の穴を通り抜けるより難しいと、また思い出しましたが、言っているぐらい大プロジェクトですけども、民事再生法というのは当該法人がやることでありますし、民事再生法の手続も私は若干知っていますけども、お昼を食べに行くのに化粧品屋さんへ行かないでしょう、お昼食べるのに。そのレベルの判断でわかることです。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） よく、今のように民間病院のことなので、市とは関係ないというふうにおっしゃるんですけど、ただ、時々、市長の答弁を聞いていると、市の病院のように市長が、例えば、昨日聞いていても、思ったんですけど、支援先を打診したと、そのような答弁が坂口議員との答弁の中であったと思うんですけど、三人称的ではなくて、二人称的に市長はお話しされることがあると思いますので、その都合のいいときに、民間と言ったり、二人称に話したり、使い分けていらっしゃるように聞こえるのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いや、全然使い分けていません。純然たる民間病院ですが、さっき言いましたように、土地になりましたけど、野洲市は本当にポケットマネーでお金を貸したんです。オーナーからの個人の土地ですよ、医療法人の土地をもらっているわけじゃないんですよ。これ、普通、町がやらないですよ。私は当初から、この土地は1回お返ししますというのを正式に言って、もう一回、そこで、決着を付けておかないといけないから、筋を通して、今、始めています。当然、さまざまな選択肢の中で、誰かに聞かれるだろうということもあってということもあるけれども、民間病院への可能性も探りました。ただ、民事再生法というのはこれは仲介のレベルじゃなしに、当該法人が考えることですし、本当は説明しようと思ったんですけど、説明するまでもないので、検証したかとおっしゃったから、私は検証していないということを使ったわけです。

ちょっと反問します。

○議長（立入三千男君） ただいま、市長から反問の申し出がありましたので、反問を許可します。

市長。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） では、反問させていただきます。

今日はもうこれ、山場だと思っています。この後、特別委員会、きのうも本当にちょっと冒頭の朝も中塚議員のときだったかに言いましたけど、本当にもう何しているのかと言われてます。深刻です。野洲病院も心配しています。野洲病院を取り巻いている人たちも心配しています。何を聞きたいかと言いますと、今、稲垣議員のご質問、この1問で幾つか聞こうと思っているんですけども、これ、私も通告書もらっているんですけど、1つ抜けていまして、一般質問通告書提出に際して、議会運営を阻害することにならないかを含め、事前に議長に判断を仰いだところ、質問を行うべき助言を受けたことと書いてあって、今、これ、ちょっと発言がなかったと思うんですけども、何の助言を受けられたのか、それと、10月から反対を示されたらと、私も稲垣議員のあのビラは見ました。全部、見ていないと思います。1つ、2つ、見たつもりですけども、反対というあたりがよく明確ではなかった。そこをもう一回、きちっとこれ、大プロジェクトにご意見をいただくんだったら、その民事再生法の云々じゃなしに、先ほどあれだけ丁寧に教育長とやりとりしておられたぐらいだったら、まだ時間がありますから、簡単に稲垣議員の正式見解、それ

と私は選挙のときにいろいろ回ったら、稲垣議員は注目をされていました、病院に賛成か反対か。稲垣議員は賛成なんだよという話もありました。でも、ビラを見たら、反対とも書いてありました。明確ではなかったです。誘いをかけていた議員からすると、私はもう全然多数派工作するやり方をしていませんから、ですけども、稲垣議員は病院賛成、でも、反対、よくわからなかった。今回はこういうふうに言うておられる。そこを明確にさせていただきたい。

私が選挙のときも通っていたら、何人かの政党の代議士のビラがおたくの事務所に張っていました。どの支援なんか、よくわからないんですよ。個々の政党、政治家の名前を言いませんけども、聞いてみたら、あの人は何でもありやということやったんですけど、私も無所属ですけども、市民派なら、やはり、そんなあんまりやらないと思うので、ちょっと稲垣議員のスタンスを、やっぱり聞かせていただきたい。

もう一回、整理しますと、議長にはどういう助言を受けられたのかということですが、1つは。それと、もう一つは稲垣議員のこの2年半議論しているこの病院に関する基本的な考え方を聞かせていただきたいと。それと、きのう、坂口議員にお聞きした、野洲病院の、これ、民事再生法と言われるんだから、野洲病院の問題の根幹、平成23年4月25日の全協に示して、その6月に市民の皆さんに野洲病院から出された基本構想と申しますか、新病院構想2010はお示しをしました。そこには、幾つかの問題が秘められています。きのう、坂口議員にお聞きしたけど、答えられなかった。それについて稲垣議員だったら、もっとよくわかっておられるから、それを答えていただきたい。

それと、もう一つ、最後は細かいことですけども、先ほど、まずは支援医療法人があらわれる必要があり、あらわれない場合にはと、支援医療法人というのはこれは民間の病院を言うておられると思うんですけども、消去法的に次は独立行政法人による運営をしていくということですけども、独立行政法人というのは、多分、よくご存知だと思いますけども、公務員減らしで出てきた組織なんですよ。これ、私は何回も検討委員会でも申し上げています。指定管理もそうです。指定管理というのはかつて、日本というのは保守も革新も皆、イギリスへ勉強に行くんですけども、イギリスのエージェントという、イギリスのサッチャー改革で、公務員の数を減らすために現業は公務員から外そうというので、出てきたやり方です。独法法人も全く一緒です。ですから、滋賀医大は今、独法法人ですけど、オーナーは国です。ですから、いきなり独法法人を民間、これは多分、民間を言うておられると思うんですけど、さっき、支援医療法人と言われた、これはどういうものなんか、

民間なんかどうか、確認します。

次は選択肢は独法法人だと言われた。独法法人は誰がオーナー名を想定しておられるのか、独法法人というのは公的な枠があって、オーナーがあって、初めて成立します。ですから、今、野洲市の検討の中でもよくご存知いただいていると思いますけども、野洲市が設立をして、それを独法法人に移行すると。この制度は今の国立大学もそうですし、町の自治体病院も自治体病院だけど、それを独法法人化しようという中で出てきているのであって、卵がないのに鶏は生まれませんよ。その仕組みをまずきちっと教えていただいた上で、質問をしていただきたい。これ、結構、脅かすわけじゃないけど、真剣に、今日打ちどめやと思っていますので。ぜひお願いいたします。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 今の反問ではないんですね。

○議長（立入三千男君） 反問、反問。

○2番（稲垣誠亮君） 反問ですか。わかりました。

ちょっと質問の数がかなり多かったので、済みません。ちょっと僕、頭がいいもんじゃないので。いえいえ。わからなかったら、僕は反問権とかは無制限にあってもいいと僕は思っているんですけど、もし、質問が答え切れてなかったら、休憩等を入れて、また指摘して下さい。

最初にまず、2番のこの事前の議長の判断を仰いだ点ですよね。こちらは、やはり今回の野洲病院の問題に関しては、一度議会で、やっぱり、通っていることですので、やっぱり、それを後の他の質問でも、それ、ちょっと絡んでくるんですけど、尊重しないと、最大限尊重して、それに従うことが、やっぱり必要だとは議会運営上、思うんですね。ただ、僕は今回、選挙の際に関して、主要公約として、市立病院の建設には反対の内容を訴えてきたので、結局、議会の可決内容と反対のことを言うてきたので、そのことを議会でどうしても発言していかないといけない責務があるのかというふうに、最初、個人的には思ったんです。議会の運営を阻害することにならないどうかを含めて、議長にご相談いたしました。それはこの記載のとおりです。僕はこの記載のとおりの中で、理解していただけるかと思ったんですけど、これの内容ではちょっとわからない点が多いということですから、市長の意図がちょっと僕はわからなかったのです。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。

（午後2時11分 休憩）

(午後2時12分 再開)

○議長(立入三千男君) それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

稲垣議員。

○2番(稲垣誠亮君) 単純に議長に、この紙面に記載のとおりなんですが、議会運営を阻害することにならないかを含め、議長に判断を仰いだところ、質問を行うべき助言を受けたと、そのままのとおりです。

あとは最終的に、投票してくれた方への、一度約束した以上、義理を果たす必要はあると思いますので、最終的に自身の判断で行ったものです。

次に、病院の考えについて、移らせていただいてよろしいでしょうか。

○議長(立入三千男君) 今の、それで、他の反問で数点聞かれた、他の医療法人の方式とか、独法法人とかの。

(「反対の理由とか」の声あり)

○2番(稲垣誠亮君) いや、たくさんあったので。

(「4問聞きました」の声あり)

○2番(稲垣誠亮君) まず、その病院のあり方の考えについても聞かれたように思っただけです。

○議長(立入三千男君) 暫時休憩いたします。

(午後2時13分 休憩)

(午後2時14分 再開)

○議長(立入三千男君) それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

稲垣議員。

○2番(稲垣誠亮君) まず、病院の考え方で、選挙中、すごい大変わかりにくかったということなんですけど、僕は市長さん宛てに自身の病院に関するニュースピラをお送りさせていただいたと思うんですけど、それはお手元に届いてましたかね。

○議長(立入三千男君) 暫時休憩いたします。

(午後2時15分 休憩)

(午後2時15分 再開)

○議長(立入三千男君) それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

稲垣議員。

○2番(稲垣誠亮君) 送らせていただいたと思うんですが、まず、自身の病院の考え方

について、順番に説明したいと思います。

まず、病院に関しては、僕は市内に必要だと考えています。ただ、考えているんですが、病院運営のあり方としては、やはり、市が市政で負いきれる内容のものでは、異質のものだとは思ってはいますので、民間病院による経営を進めていくべきだと思っております。

あとは野洲病院さんに関しても、今のこの新病院基本構想2010もお読みしましたが、当事者能力に欠けるのかなと思いますので、第3の民間病院による病院経営が望ましいのかなと思っております。

あと、病院の場所なんですけど、場所に関しては、南口ではなく、郊外遠隔地が場所が望ましいのかなとは思っております。ただ、あくまでも議会は多数決だと思いますし、優先順位があると思うんです。なので、今、申し上げたことは優先順位の第1番目に骨格として病院のあり方、病院の場所について、自身が思うところではあります。

仮にその民間病院の参入ができないと、そういった場合に一部適用の市営の病院ではなく、独立行政法人による病院運営が消去法的にまた望ましいのではないかということを考えています。

○議長（立入三千男君） 次、経営形態。独法か。

○2番（稲垣誠亮君） 独法の場合は、やはり、オーナーとして、市が担当することしかないのかなというふうには考えております。

（「市営、違うんですか」の声あり）

○2番（稲垣誠亮君） いや、だから、あくまでも消去法的に苦渋の選択で申し上げただけであって、自身の思いとしてはもう民間病院が最適で望ましいと考えています。

○議長（立入三千男君） 反問はこれにて、終了します。

引き続き、稲垣議員、質問を続けて下さい。

○2番（稲垣誠亮君） 他の、今、聞かれたことはもうよろしいんですか。

（「そんでええ」の声あり）

○2番（稲垣誠亮君） わかりました。

野洲病院の債務が、やっぱり、一番僕は問題になるかなと思うんですけど、今、その民事再生に関しては議論に値しない的なことをおっしゃったんですけど、では、あくまでもその申請者は野洲病院さんになると思うんですけど、その実現の可能性についてまで否定はされないということで解釈してよろしいでしょうか。仮に実行を行った場合、その存在を100%近い数字で無理だと、そういうふうにはまでは、そこまでも、できないことを思

われないということによろしいでしょうか。ちょっと、済みません。わかりにくいんですが。

（「主語とか述語とか、言ってもらわんと」の声あり）

○2番（稲垣誠亮君） 済みません。議論をしないということだけであって、否定するものではないという、可能性について否定するものまでの趣旨ではないということによろしいでしょうか。伝わってませんかね。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 民事再生法を適用されるように野洲病院の医療法人が取り組むことについて反対をしないのかと、異議を差し挟まないのかという前提でのご質問として、お答えをいたしますけども、それによろしいですかね。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。

（午後2時20分 休憩）

（午後2時21分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

市長。

○市長（山仲善彰君） 手続をしたら、裁判所が認めないかどうかの以前に、もう熟しておらんで、私は先生だと思っているんですけど、先生がこれはもう社会の話やと私は思っているんですけども、そもそも可能性が低いと、認められるかどうかというよりは民事再生法を使うことによる債権スキームの可能性が低いと、裁判所が認めてくれても、当事者にとってはプラスにならない。あえて言いますと、民事再生法でいけるのは、例えば、それなりに健全に動いていた何か製造会社があると、工場も問題ない、そしてから、従業員さんのノウハウもきちっとしている、中の機械も大丈夫と。ですけれども、例えば、金融、何かの問題が、大きな金融危機もあったり、自らの負債が少し大き過ぎて、資金繰りが、売上げが悪くなって、資金が回らなくなってきた。倒産といいますか、いわゆる倒産です。でも、その事業所は健在、熟練労働者がいると。それなら、そのお金のフローのショートした部分をもう一回、動かすためにはこれまでしがらみになっていた債権、債務関係を解除して、製造設備、スタッフを使って、別の人が運営して行って、動かそうということだったら、私はあると思うんですけども、先ほど、野洲病院問題の根幹はお聞きしたときに答えていただかなかったんですけど、もうこんなことやってられないので、「わかりました」と言っておきましたけど、きのうも坂口議員が何回も言っておられて、なぜわ

からんのかなと思うんですけども、一番重要な部分が耐震対策ができていないわけですよ。

それと、億単位の基幹的な医療機器、MRIとかCTとか、その他、億単位の医療機器がもうほとんどぎりぎりしか使えない。本当にそうなんです。ということは、今、あるものが酸欠とか、血液循環がとまったから、継続できないんじゃないしに、そもそも本体自体が課題を持っているわけです。お医者さんとか、関係者は私はある程度健在だと思いますけど、民事再生法をした病院に残るお医者さんがいますかね。可動性が高い。例えば、どこかにある工場だったら、もうそこに住んでおられる。通勤しておられる。その業種で仕事しておられる。汎用性がないわけですよ。じゃ、私はできたら、再建してもらったら、そこでもう一回工場で働きたいとか、なりますけども、お医者さんは民事再生法の病院で頑張ろうというのはよっぽど使命感のある、それこそ開設者に志をささげているような人であって、ということなので、民事再生法には私は馴染まないと思っているんですけども、反問を使うのはもったいないので、そのあたりを質問の中にぜひ入れて、ご質問いただきたいというふうに思っていたんですけど、ないから、さっき、反問したんですけどね。

だから、こんなもん、私も素人ですけど、一応、いろんな体験は仕事上、やってきています。ですから、さっき、言ったように、お昼食べたいのに化粧品屋さんへ行かんのでしようと言っているわけですよ。裁判所まで行く必要ないと思いますけども。もう一回、そのあたり、含めて、ご質問の中にあわせてやっていただいたら、今日はこれ、重要な場だと思って、期待しておりますので、よろしくご質問をお願いします。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） でも、一番の、結局は問題というのは耐震の問題もありますけども、やはり、債務の問題が僕はどうしてもそれ抜きにしては語られないと思いますし、その耐震の問題についても、違う場所に病院を建て替えれば、解決できることですし、お金の問題だと思うんです。済みません。僕が申し上げたかったのは民事再生包括、市の具体的な支援によって、新しい民間病院の支援があらわれるということを趣旨として、申し上げただけであって、単純に野洲病院の単体で民事再生法を申請して、それが裁判所で認められて、うまくいく可能性については、かなり難しいんじゃないかと思っております。やはり、民事再生包括、市のある程度、支援なりを同時に行うことによって、その辺の問題がクリアできるかなと思っております。

やはり、病院を建てるにしても、病院の土地にしても、そういった問題もあると思いますので、市の債権放棄とあわせて。ただ、この場で、簡単に話せるようなことではないと

思うんです。やはり、すごく諸条件とかがあると思うので、一概に申し上げられません、市にも、かなり出血をしていただいて、協力をして、その民間病院による経営を行っていかうということを申し上げたかったんですが、伝わってませんか。

○議長（立入三千男君） 質問を続けて下さい。

○2番（稲垣誠亮君） はい。済みません。僕もちょっとたくさん言われたので。

（「答えていただく質問ですよ」の声あり）

○2番（稲垣誠亮君） 今の反問ではなかったんですか。

わかりました。

（「質問しな」の声あり）

○2番（稲垣誠亮君） わかりました。済みません。

では、再生については考えられていないということをお聞きしましたので、無理だというふうに判断されているということなので、次の質問に、じゃ、移らせていただきます。

きのうの答弁の中で、支援先を1、2打診したというふうにおっしゃられてたんですけど、支障のない範囲で、打診された医療法人の概要とかをお伝えいただくことは可能でしょうか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 成立していたら、お答えしますけども、成立していないので、それは申し上げられません。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 具体的な名前までいいんですけども、病院の規模とか、どういったような内容の病院なのか、その辺も含めて、お話はいただけませんか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 規模というのはどういいますかね、1つは恐らく5つ以上の病院を持っている、運営している、関西に本拠のある病院です。それを疑っておられるのか。私はあんまり大した情報じゃないと思うんですよ。私も無理だとは思っているけれども、だめもとでどうですかということ。1つは問い合わせがあった。それも同じぐらいの規模のところでした。でも、結果的には秘密でないレベルで野洲病院の状況をお話ししたら、もう無理だと言われました。

参考までに言っておくと、きのうも言いましたように、了承というのはなかなか得がたいので、その了承が得られるんだったらというレベルですけども、今の民事再生法にか

けた方がいいというご提案をしておられる病院を吸収する人はいませんよ。今は、湖南は病床数が満ちているので、なくなったら、これは浮かない。ですから、病床数が浮いているといいですか、その計画内でしたら、どこかで認められるわけだから、その病床を持ってきてと、よそと競合するよりは先に、もう手続なしでいけますからね。A医療法人をB医療法人が吸収したら、自分とこの傘下に入るから、それをつくり替えるとか移し替えるとか、それでやります。

この問題がもう病院一生懸命やっておられるからわかるでしょう。あえてもう言いたくないけども、東京都の猪瀬さんが疑惑になったのがそういうことじゃないですか。東京電力病院を民間病院が買おうという、あの手法ですよ。でも、あの病院はアクティブな病院なんですよ。生きている病院。野洲病院は今みたいにいっぱい課題があって、全く、私も聞いていて、情けなくなるわ。民事再生法提供したら、どうですかと。その民事再生法に野洲市民の税金もできるだけ出さないように、債権を保全しようとしているのに、民事再生法にかける病院にまだ野洲市民の支援をする。あげくの果てにはどっか別の場所に病院を建てると、民事再生法を適用しておいて。これ、真剣に議論できないぐらいに、悪いけど、言葉悪いけど、本当にもうちょっと10月から訴えておられたんだったら、私、もっと期待をしていたんですけど、ちょっと言い過ぎんようにしますけど、そういうことです。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 僕は、例えば、全国的に見ると、累積が100億を超える市民病院というのはあると思うんですよ。やはり、そういった将来にわたる財政上のリスクとてんびんにかけて、ある程度、市に病院を残すためには、一時の出血も伴わないかなという思いで、発言させてもらったんです。今、僕が言いたいことは市長さんが整理して、話していただいて、まさにそういうことであります。済みません。

それにきのうの問題に関連してなんですけど、僕も再確認があるんですけど、きのうの坂口議員の答弁でもあったんですけど、滋賀銀行さんの損失補償契約について、市長はきのうのお話だと、履行義務がないというふうに判断されているのかなと思ったんですけど、その見解をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これ、滋賀銀行に確認しんとだめなんですけど、私の判断では契約が結ばれていない。勝手に議決をして、その議決証明をもって融資をしておられますから、かなり厳しいというふうに思っています。その議決があるだけやというのは私、当初

から聞いていたから、これはおかしいですよと、そして、民間病院への支援もおかしいから、坂口議員が引っかかっておられたように法に反するのではないかと saying it anyway but also, this time with the question from the member of the assembly, in order to confirm once again, I saw the resolution proof, but also, I strengthened my confidence, this, two financial institutions are supporting it, but also, one of the institutions is the same as my thought, it is not established, it is not connected, this is the recognition, so from now on, that is what I think. From the bank, the statement, I didn't see, I couldn't access it, but this is a very serious thing, it is very serious, it is a problem as an issue.

他も、野洲市は大体滋賀銀行の融資ばかりなんですよ。私はもう全く客観的です。私になったときに、金融機関の人たちが来まして、なぜ野洲市は滋賀銀行ばかりなんですかという話がありました。私も全然認識なかった。私は当然、安い金利。ただ一定の信頼性の問題はありますよ。継続性はある。あるいは送金とか、いろいろ便宜を図っていただいている。私は前の仕事でもそれは関わっているからわかります。でも、それはやるけれども、余りにも競争性がないと。近隣の町と比べても、比率が異常やと言われたので、調べたら、異常です。今は戻っています。

いろんな損失補償をしていますね。億単位ですよ、これ。全部そういう形でやっている。だから、野洲市の税金なんだけれども、別の福祉法人とか医療法人に行っている。そこで、決めておられるけれども、そこには、やっぱり、理事とか、意向が働いていますね。私は一切やっていないけれども。という話になってくるので、そういうこともあって、こうなっているのではないかなと思うぐらいに私は公正さの面で厳しいなと思って、あえて、ご質問をいただいたから、お話しいたしますけど。ただ、わかりません。これは争わないとわからないので、ただ、もう当初から宣言をしています。ご協力をいただかないといけないかもわかりませんというのは滋賀銀行には伝えてあります。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 義務があるかないかという、二者択一で、はっきりとしてお聞きしたかったのですが、そこまで断言していただくことは難しいですか。市長個人の見解としてお聞きしたいんですけど。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） いや、その断言を捉えて、どうするのかなと思って、これは断言するかどうかじゃなしに、疑問が存在しますよと。でも、市木議員はそんでええとおっし

やっているわけですから、市全体の中でも議決されているんだから、それでいいんじゃないかと、有効だと。ですから、契約は当事者間で認められますからね。前の町長さん、市長さんはそれでもってお支払いをしますよという、口頭の、多分、意思表示をしておられるわけです。議決証明は余り私、意味ないと思うんですけども、それとは別に当事者間でこの紙を渡すことによって、金融機関が野洲病院から債権を回収できない場合は野洲市がお支払いしますよという約束がありますよと言われたら、それは当事者間で約束を守らんといかんかもわかりませんので。だから、私はそんな、今、断言せよと、断言できる状況にないから、今、客観的な要件をお話ししているわけです。その断言を求められて、今、どうしようとされているのかが意味わかりません。これ、決して、反問じゃないんですけど、答えられたら、答えてもうたらいいんですけど、そこまでしつこく断言を求められることの意味が、野洲市の利益に、私はかなわないと思いますけども。今、ぎりぎりのところ、行っています。

きのうも言ったように、なぜこれを聞かれたから、言ってるのか、当然、協議した職員は知っています。坂口議員が損失補償を聞かれたから、これはきちっと言っておかないと、万が一、訴訟になったり、ぎりぎりの債権債務の関係になったときに、私がここで言ったことは記録に残るから言っているわけです。できるだけ、ここは雑談の場と違いますよ、休憩以外は、そういうことを聞かれるんだったら、慎重に聞いていただかないと。ぎりぎり、ちょっと金融機関に今、厳し目に言っていますけども、これも今日ネットで聞いておられるか、聞いておられないか、知らないけども、メッセージを送っているつもりなので、言っているわけです。それぐらい厳しいつもりで、9億円とか十何億円とか、やろうとしているわけです。だから、今日はこの本会議が決着の場で、後の2日ほど読んでいただいた基本構想案は取れるようにぜひご準備を賜りたいと思います。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 議会の可決に基づいて行われた以上、やはり、単純に考えれば、履行しないというのは銀行さんに対して、信義にもとるかなと僕は一瞬思ったんです。何か公正さに欠ける要因として、何か市長が考えていらっしゃる事が今までご指摘なされたこと以外に何かあるんでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何かえらいしつこいんですけど、きのうも言ったでしょう。損失補償というのは損失補償契約があって、その補償契約を仮契約にして、それを議会に示し

て、これがあるから損失補償しますよという議決があるのに契約なき、私が言ったようにつぶやきなんです。勝手に損失補償しますよという文書があるだけなんです。だから、異例だから、かなり厳しい。金融機関にしてみたら、厳しいですよ。ですけども、それを渡すときに、お支払いしますよと、責任持ちますよと言われているかもわからない。だから、私はそこまで今、調べていないし、私もこのことは坂口議員にも質問してほしくなかったし、稲垣さんに質問してほしくなかった。ほじくっていないので。でも、聞かれたら、何回も言うように、議事録に残って、今度、野洲市長がいよいよ、それは払いますと言ったら、もうそれ、そういうことになってしまうから、かなり厳しい議論をしているのに、何かもう稲垣さん、何を言っているのか、私は意味わからないんですけど、ここで確認するんだったら、もったきちっと調べた上で、議論してもらわないと。

ただ単に議決証明があって、やられている分だったら、つながっていないと、現に政府系の金融機関は私が言っているような考えで位置付けていますよと言っているから、余計に私が言っている方の精度の方が高いのではないかと。最終は何回も言いますように、裁判とか弁護士を立てて、決着することだと思っています。

○議長（立入三千男君） 質問を続けて下さい。

○2番（稲垣誠亮君） 病院の債務に関わることなので、ちょっとしつこくお聞きしました。済みません。

では、次の質問に移らせていただきます。

病院の運営形態についてですが、病院は基本、労働産業であり、人件費率が重要な指標になってくると考えます。野洲病院のそれはここ数年60%を超える高い水準であり、同規模の50%台と比較すると、人件費率が非常に高いように思われます。市立病院に以降すれば、職員の身分は地方公務員となり、人件費のさらなる増加を招くおそれがあると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 人件費の問題についてのお答えをいたします。

これも稲垣議員のご質問のお言葉を、いい言葉があるので、使わせていただこうと思っていますけど、簡単に言いますと、自治体病院としての存在意義があることと、全く、ちょっと簡単に言いますと、赤字のおそれがあることと赤字になるかどうかということは全く別問題だと思っている。おそれがあることとなることは別問題だと思っています。そして、人件費というのは全体の運営経費の中の一部ですから、それはまだ見通せません。た

だ、少なくとも今、シミュレーションしている限りでは野洲病院の現状では60%を軽く超えていますけども、今のシミュレーションは56、7を見ていますし、これも全体の経費の中ですから、万が一、絶対的な人件費、公務員ということで上がったとしても、全体の効率をよくすることによって、トータルの全体の運営経費ですね、必要経費が落とせたら、可能だと思います。ですから、おそれがあるから、それが現実になるとは限らないし、そのためにシミュレーションをして、20年なり、最短10年で黒字に転換できるということをお示ししているのです、これ以上、議論しても、余り意味がないのではないかなというふうに思います。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 一般的に経営が行き詰まった場合には、やっぱり、再建されるためには民間企業であれば、人件費の削減というのがなくては通れないと思うんです。ちょっと大きい会社になりますけど、日産自動車さんにしても、シャープさんにしても、東京電力さんにしても、日本航空さんにしても、やはり、人件費の削減というのは行われていると思うんですけど、今の50%台の数字にしても、その想定人件費率は経営シミュレーションの中で出された数字だと思うんですが、経営が行き詰まった場合、職員の身分が地方公務員ということになれば、人件費の削減というのが実行困難が予想されると思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 実行困難かどうかというご質問ですけども、全国の自治体病院の半数近くは赤字ですけども、半数近くというか、もう少し少ないかもわかりませんが、大ざっぱに言いますと、黒字の病院もあるわけです。ですから、そういう病院を目指してやったらいいわけで、ですから、できるだけ条件もよくしたい。市民が利用しやすい、稼動がいい、スタッフの通勤コストも少なく済むというところへ持ってこようとしているわけですね、何か堂々めぐりしています。稲垣議員は病院は反対ではないと。郊外とおっしゃる。郊外ということは市民の移動のコストもかかるわけです。絶対郊外へ持っていったら、また循環バスをそこへ向かって、各地域から出して下さいという話が出てくると思いますし、出さないとしたら、誰かがご提案されているように、病院経営で自らバスを出さない、これ、同じことなんですけども、それと医療スタッフの通勤費は高くなります。ですから、できるだけいいところにつくろうと思っている。

ですから、稲垣議員は病院をつくらないでおけと言うんだったら、これ、話が早いんで

すけども、市が独法法人になって、病院をつくることまでは認めておられるわけですね。私も独法法人は否定しないけど、いきなり独法法人は難しいので、まずは直営で責任を持った上で、場合によっては独法法人もあるかもわからないと。もうそこまで示しているのに、何が引っかかっておられて、問題なんか全くわからない。その問題の根幹を示さないので、何かさっきの教育長の質問と同じことで、何が聞きたいのか、わからないで、質問しておられるから、堂々めぐりになるのではないかなと思いますけども。

以上、お答えとします。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 僕は先ほど申し上げたように、民間というのが一番思っていることなんですけど、だからといって、話が堂々めぐりと言いますが、今、現状で見ると、民間の可能性というのはなかなかもう可能性としては低い、もうないに等しい、議会の情勢を見ていると、そうは思うんですけど、だからといって、市立病院の話をするなど言われたら、そうでもないと思うんです。やはり、そのときの市立病院になった場合のときの話もしておかないといけないと思うので、こういうふうに話すことが堂々めぐりだとは僕は思わないんですけど。

先ほどの市長のおっしゃる黒字の病院もあるということなんですけど、僕も滋賀県内の市立病院のデータは全て見させていただいたんです。でも、黒字といっても、滋賀県内では1つしかないと思うんですけど、それにしても、一般会計からの繰り入れ予算によって、何とか、黒字を保っているという状態であって、実質的には滋賀県内の市立病院で繰入金なしで黒字を保っているところはないと思うんです。今のお言葉を借りてなんですけど、市長は全国の市立病院を見て、本心からシミュレーションどおりに、または近い状態になると、本心から本当に思われているんでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） シミュレーションは私は一切操作していません。それでいける可能性があると言われてます。もちろん絵に描いたとおりは行かないけども、可能性があるんで、きのうもフィギュアスケートの例を言いましたけど、危ないチャレンジはしませんけども、十分体制を整えて、それなりの人を入れてやれば、十分可能性があると思います。公的、お金を入れていると言いますが、それはいろんなメニューで入っています。きのうも言ったように民間企業も入っていますし、朝、東郷議員がご質問になった農業なんて、私は補助金は出していいと思っている方ですけども、補助金づくめですよ。基盤

整備をするに当たって、かなり補助金が出ていますよ、水道、ダム、あるいはこの間までは10アール当たり1万5,000円、出ていたわけですし、今回も7,500円になりますけども、そのお金が他へ回る形で、総額は減らない形になっています。日本の林業なんて成り立たないと言われてはいますが、8割、9割が補助金ですよ、林業。それでも、成り立たない。

私は朝、言ったように、人間の健康とか、思想、信条とか、これと経済的な問題、どちらが価値があるといったら、やはり、先ほども梶山議員、がんで心配しておられて、熱心にご質問ありましたけど、心と体、そのために税金があるのではないんですかね。そこに税金を一切使うなどというのはこれはあり得ない。民間企業でも、皆さん、公的な財源を使って、営業したり、事業をしているわけですよ。公共経済の意味が全くわかっていない。何のために税金出すというたら、市民の健康を守ってくれるために出す。でも、医療の制度は独立採算だからということです。

それと、もう一つ言っておきますけども、民間病院で黒字になりやすいのは何かといったら、条件のいいところだけを選んでやったらいいわけですよ。日本に民間病院ばかりだったら、成り立ちません。ご承知のように、今、北欧はほとんど公立病院でいっています。医療を商売にすること自体がおかしいので、民間というのは商売でしょう、ビジネスは。もう一つ、前から、これも言っているのですが、勉強していただいていると思えますけど、無駄なものを買って、廃棄したり、使わない機械を買って、置いておいて、借金代を返している、赤字だったら、これはだめですけども、一生懸命やって、いいお薬を使って、機械もフル稼働して、万が一、赤字になるとしたら、これは保健医療制度が悪いわけであって、その赤字を、これは独立会計だったら、赤字はきのうも坂口議員、誤解しておられたけど、その法人の中にたまるから、市民の負担じゃないんですけども、万が一、支援したとしても、それは市民に生きて返ってきているお金です。薬ほかしたりしたら、だめだけど。これも、何も赤字の中にも、コレステロールと一緒に、良質のコレステロールと悪いコレステロールがあるのと一緒に、良質のコレステロール、市民に還元されているコレステロールもありますよ。私はそういうことも含めて、このシミュレーションの中で、あとは透明性を保って、議会、市民がチェックされて、運営していったら、いいのではないかなと思っているけども。質問しませんけど、今、言ったことも含めて、観点を示して、ご質問いただければ、いいと思えますけど。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） その趣旨はよくわかりました。ということは、シミュレーションを見て、やる価値があるというふうな、今、答弁だったんですけど、ということは逆に言うと、守山市民病院や大津市民病院のように、累積赤字が重なっていく、ふえていくという可能性は否定されないわけですね。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 否定はしないし、肯定もしません。ただ、やってみないとわからないじゃないですか。ただ、シミュレーションで10年なり、最悪20年で黒字になると言っているわけで、だから、始めるので、頭から赤字だったら、私は本当に当時から言っていますように、病院の事業を野洲市が抱えるのは大変だから、やめることもあるというふうに思っていますよ。また全然、本当、唾は付いていません。どこかの医療法人なり、建設会社に病院をつくってあげますよと言っていますよ。あるいはあの土地を誰かに使わせてあげるとか、設計会社どうか。あえて言えば、今までの野洲市は全部そうになっているじゃないですか。この建物を見たら、こんなんもん、県内の建築屋さんができるのに、なぜ全国レベルの設計屋さんに出して、電気も水道も空調も建物も、こういうの、今、私の場合、全部市内でやっている。なぜこんなもの、わざわざ大手ゼネコンに、それも1本で出すんですか。そういう発注やっていない。

全部、だから、いつでもとまれます。でも、とまったら、大変だと思っているから、病院をやろうと思っているのに、ただ、それは赤字になるか、ならないか、これ、前からも何回も、稲垣議員が議員になられる前からそちらの方に座っておられる方が絶対赤字にならんか、ならんかとおっしゃるんですけど、これはならないようにするのはみんなの力ですけども、なるかもわからない。そこを言うんだったら、絶対何事もできない。きのうも言ったでしょう。車がリコールされないか、確認した上でしか、乗らんようにして、そして、今のリコールのあれだけ、世界の1番、2番の会社も潰れてもらわんと困りますよ、リコール出したら、あかんのやったら。現にそれによって、亡くなっている方もいるわけですよ。病院だって、一緒じゃないですか。一定のレベルで大丈夫だったと思ったら、踏み出さないと、そんなもん、何事もできませんけども。稲垣議員は、これも反問じゃないですよ、塾で子どもさんが全部100点満点とるといって、入れておられるんですか。保証しておられますか。そんなことはできないと私は思うんですけども。

以上、答えとします。

○議長（立入三千男君） 質問を続けて下さい。

○2番（稲垣誠亮君） 僕は病院を一旦始めた以上は他の事業みたいにやめれないということと、やっぱり大きい金額のことなので、リスクが余りにも大き過ぎるじゃないかという思いで聞きました。今、市長の中で、病院をやめるかもしれないというふうにおっしゃいましたけど、それは何が何でもやるということではないんですか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） もう議決をいただいてやっています。その議決をいただくまでの検討についてはそうだから、一昨年12月も半年、いろいろご意見もありましたけども、凍結して、もう一回冷めて、ご議論をいただこうということをやってきて、もう一度議会で判断いただいたら、ここまで来ているから、今はもう全然やめるつもりないですよ。

それがわからなかったら、例えで言っているわけで、何、先に答えありきじゃなしに、だから、そのためにシミュレーションを、稲垣議員のこれ、質問を読んでいたら、何かつくりたいがためにシミュレーションをどこかで黒字に鉛筆をなめて、操作しているみたいことが書いてあったから、あえてシミュレーションの話の中で、そういうシミュレーションになっていませんよということと言っているわけで、もう今さら何も、本当に危ないものだったら、引き返しますけど、私はいろんな方の検証を受けて、市民の期待を受けて、進めようと思っていますから、この時点で、病院を整備をしないということは一切思っていません。稲垣議員はまだそれを反対に思っているだったら、よっぽどの根拠を持ってもらわないとだめですし、きのうも言いましたように、ここではもう一回、予算の組み替え動議を出されるんだったら、大いに覚悟の上で出していただいたら、いいですけども、もう民主主義の原理に反すると私は思いますけども、野洲市議会、よほどの合理的な問題がない限りは。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） ありがとうございます。

では、次に移ります。

独立行政法人であれば、病院職員に対する人件費を市の年功序列体系ではなく、弾力性を持たせることが可能で、さらには市がご指摘されている医療スタッフの確保もしやすく、患者の増加、サービス向上につながると思いますが、いかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これも、常々お答えしていますけども、独法法人の移行も可能性も否定はしません。ですけれども、まず、優良なスタッフを採用しようと思うと、これは

私もそう思っていますし、専門家の意見ですけれども、自治体立病院、あるいは公立病院という位置付けでないと困難だと言われていて、信頼性の問題で。

あと、立ち上げて、独法に移すときにどうかですけれども、これも野洲の背景人口は10万とか、その程度だと私は思っていますけれども、職員は先ほどもどなたか、質問があったように、四百数十人、そして非正規の方がそれより多い約500人です。でも、1,000人です。病院にスタッフ、何もかも入れて、300人ぐらいです。特に、お医者さんの場合はこれ、別給与にしますけれども、窓口で会計してくれたり、あるいは中で調達事務をしてくれたりする職員が市役所の中でコピー用紙を買ったりしている仕事をしている職員と余りにも変わったら、これは小さな町だったら、通用しないと私は思います。そういう意味では基本的に同じになると思っています、オーナーの組織と。ですから、私は独法にしても、人件費を安くするのは私にあんまり好きではないんですけども、そんなに変わらない。それよりはその部分をできるだけ事務の効率化とか、いろんな装備の中で落としていった方が合理性があって、先ほど経営が厳しくなったら、人件費を切るとおっしゃいましたけれども、言うておられることが矛盾しているんです。病院は私は労働集約型であると共に、装置型、装備型の両面を持っていると思いますけれども、労働集約型であればあるほど、人件費を落としたら、いい職員さんが集まらない、いい職員さんは逃げていくということだから、矛盾するわけですから、経営としては、そこはきちっと頑張らない限り、病院を持つことの意味がない。

だから、そのいろんな課題をうまく統合しながら、病院をつくろうと思っているから、慎重過ぎるという具合に、第一線の人に議論してもらって、検証してもらいながら、ここまで来ているわけです。ごまかしがあったら、これだけ多様な人が関わっていたら、野洲市がやっていることでち上げだ、ごまかしだというふうになると思います。また、その疑いを持っておられるのは市議員さんだけではないかなと思いますけど。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） すごく大盤振る舞いの何か僕は人件費に関しては、お話を、認識を持ったんですけど。独立行政法人であれば、経営者さんがリーダーシップを発揮することが、やっぱり、一部適用に比べれば、大きくなってくると思うんです。モチベーションを高めるために、業績や能力に反映した人事給与制度とかもつくることだと思いますし、あとは自由度の高い契約を行うこともできると思いますし、職員さんの採用に関しても、試験がなくても、独自の判断で職員さんを採用していくこともできるので、トッ

ブ次第で、かなり牽引力が出てくると思うんです。その辺の見解はいかがでしょう。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 塾を経営しておられる稲垣議員に言うのも僭越でありますけども、独法法人でも、そんな簡単に人を採用したりとか、できません。ただ、医療者といいますか、お医者さんの採用はこれはもうかなり弾力的になると思っています。ただ、一般の市役所と同じように事務をされる人とか、これは、やはり、試験で採用しなかったら、透明性が保てません。当然、ハローワークにも出しますし、同じことだと思いますけど。だから、どこがどう違うのか、言っている意味が私、わからないんです。それとよくも悪くも、きのうも誰か、ご質問あったように、公務員も能力主義といいますか、なかなか成果を何で見るか、難しいんですけども、昇給なんかはそうなっています。

きのうも親方日の丸と、今、どこに親方がいるのかという時代なのに、まだ親方日の丸という言葉を書いておられますけども、これも常々、私が言っていますように、自治体というのは、これはいろんなことを経営しているわけですね、こども園とか保育園とか幼稚園とか。クリーンセンターもこれ、すごい経営ですよ。いつも言っているように、大体9億円ぐらい毎年ごみ等を集めて、処理するだけに。それをいかに圧縮するのか。昔は井勘定だったんですよ。これ、誤解しておられるけども、市町村は廃掃法で、家庭ごみを集める、処理する責務があると思っておられるけど、ただでせえとはどこにも書いていないのに責務があるから、ただやと勘違いしていますけども、本来は適正な料金をいただいているわけで、これもごみ処理の経営をしているわけです。水道もそうでしょう。水道だって、私になったときには毎年4,000万、5,000万赤字だった。赤字設計してあったんですけど、ご存知かなと思いますけども。今、かろうじて、とんとんになっています。

だから、結構、複雑系の経営をしているわけで、何か役所というたら、親方日の丸と書いておられますけど、全く違うと思うので、その中に一部門として組み込むということだから、むしろ皆さん方、安心された方がいいんじゃないか。病院だけ、やっているところよりは給食も経営しているし、ごみも経営しているし、消防も経営しているところに組み込んだ方がいいのではないかなと私は思いますけど。ここも、質問じゃないけど、感想があったら、また答えて下さい。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） やはり、官に対する信用力が、別に僕は低いとは申し上げていませんけど、民間さんに比べて、市長さんご自身の官に対する信用力は高いのかなと、僕は

個人的に今、思いました。別にこれは一般的に僕は信用していないとか、そういったことではないので、誤解しないで下さい。

では、次に移らせていただきます。

新病院の立地場所について、野洲駅南口以外にはあり得ない理由として、費用面を挙げていらっしゃるんですが、遠隔地との市有地交換方式であれば、費用面の課題は克服できると考えますが、いかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 反問します。

○議長（立入三千男君） まずは答えて下さい。

○市長（山仲善彰君） この辺も、読んでいて意味がわからなかったんですけど、全く意味わからない。遠隔地というのとはどこを思っておられるのかも、市外も含めてなのか、市内の遠隔地というのとはあるのかどうかというのは、まず意味わからないです。野洲市内の郊外というんだったら、わかりますけど、遠隔地という言葉がこれ、物すごくひっかかるんですよ、遠隔地というのが。

それと、遠隔地と交換だったら、費用が生じないと。これも野洲駅前の問題をお示しましたね。土地の交換繰り返し、職員さんが鑑定士になって、1円まで合わせて、億単位の土地をやっている。これはすごいことですよ。こんなのを知ったら、びっくりしますよ、実際の土地取引。ましてや、民間企業が野洲の市有地名義の土地に6年間も固定資産税を払っていた。交換というのは売買なんです。何も無理して、交換する必要はないわけです。交換する。売って、買ったなら、いいだけであって。万が一、差し替えたとしても、これは売買ですから、闇取引になりますよ、交換の発想は。

それともう一つ不思議なのは、遠隔地と交換して、野洲駅前の土地とおっしゃるんですけども、これ、実務でちょっと考えても、わかりますよね。例えば、遠隔地にAさんが土地、遠隔地とあえて言います、私、遠隔地と思っていない、市内のどこかに、郊外だったら、1.5ヘクタールの土地になると思います。わざわざ立体駐車場をつくる必要がないから。これ、1.5ヘクタールの土地があると。丸々1.5をまとめて持っておられるのは今、想定できません。じゃ、その土地とあそこを交換するわけでしょう。その土地を持っている方が駅前の土地を欲しくって、事業をするかどうか、わからないですね。転売目的に交換というのはこれはあり得ない。だから、私はもう質問が成立していないと思うんですけども、反問じゃなしに、私の答えはもう全然、びっくりするぐらいの発想かなと思います。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） これ、僕が申し上げたのは確かに、これ、済みません、僕の説明の記載が悪かったと反省しています。単純に交換と書いてありますが、現在、野洲市が抱える市有地、その普通財産の土地を売却して、その費用で郊外の野洲市内の駅前以外の郊外の土地の購入代金に充ててはどうかと、そういったことも含めて、記載させていただいております。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。

（午後3時04分 休憩）

（午後3時06分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 土地の一覧リストがありますね。何でしょう。根こそぎといたら、おかしいですけど、とりあえず、野洲市内の郊外の土地の代金に充てる代金として、普通財産の土地を、南口の土地も含めてですけど、売却を検討すれば、その代金は確保できるということを僕は申し上げているんです。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これ、議会じゃなければ、本当に全く通常しゃべっていたら、冗談を言っておられるんですかという話になりますよ。私になってから、ずっといろんな隠れている財産を全部洗って、順番に処理していっています。今回も3件売りました。その間の中に滋賀銀行祇王支店の土地も出てきた。とんでもないじゃないですか、もう滋賀銀行の言いなりで、使い道もないのに、これもまた、滋賀銀行の配慮ある。誰かがそれで昇進しているん違うかと思うわ。これ、もう言いたくないんだけど、境界も確定しない土地を実測で買うって、これはあり得ないですよ。私はだから、最初、聞いたときに、公簿で買ったのかと言うたら、いやいや、実測ですと言うから、実測やったら、して、何でそんな売らんかったんや言うたら、平成19年に売ろうと思って、普通財産にしたけども、境界確定がしてないから言うから、ぼろぼろ出てくるから、1回、全部見せて下さいと。結局、そこでとまってたわけですよ。そういう土地がいっぱいあるのに全部、順番に掘り起こして、坂口議員の近くにも工事に失敗して、これ、1回、3年ほど前に表沙汰にしましたよ。とんでもない話やん。全然、関係ない。ある人が出ていかれて、空き地やったやつを道路工事に支障があったと言われて、建設会社にごねられて、その土地を買ったんです

よ。すごい高い価格で。鑑定もしていない。そのかわりにせっかく売ろうと思っていた優良地を今度は値引きをして、渡して、そんなことの繰り返し。言わないけども。私はこれも全部議会に出さない限りは予算をとらんとだめだから、闇の土地開発基金でやられているから。竹生の竹ヶ丘でも、4,000万ほど、わけのわからんのがあったら、全部、これ、議会に1筆ごとに存在している、存在していない、出して、整理して、やりましたよ。

だから、一方ではこんな病院のために、こんなことする人いますか。稲垣さんのところに子どもさんを塾に入りたい。月、幾らか知らんけども、月1万円やとする。その1万円を生み出すために今、ポケットにお金があるけれども、これは他に使うから、この1万円を稼ぐために、何か家財道具を捜してきて、売りに行って、この子どもの1カ月の塾代のために1万円をわざわざ調達に行く人はいますか。家計でもやらない。野洲市は売るのは売る。順番に整理していつている。これでも、最大限、職員は一生懸命やってくれて、やっているわけですよ。病院の土地の代金をやるために、このリストから野洲駅前の土地を含めて、売りますわと行って、ちょっと私、親じゃないからいいけども、心配になりますよ。そういうことを言っておられるとしたら、もう全然、論理、意味ないわ。それが交換やったら。交換じゃないじゃないですか。議長の助言を受けて、質問されたと聞いていたから、私はこういう助言だったのかと思いましたね。

普通はこれ、質問、これ、ほして、さっき、教育せえとか勧奨せえというて、教育長にしつこく言っておられたでしょう。きのうもある議員さんが質問の仕方1回も習ってないとおっしゃった。もう半年たっているんだから、議員さんの中で質問のやり方ぐらい勉強されたらどうかと、教育長にしつこく学校の先生に超勤の報告したかどうかとか、校長に言ったら、もう一回、校長が言っているかどうか、確認せえと言うんやったら、議会の中で質問の仕方、この質問は遊休地を売って、その財源によって、病院の土地を確保したらどうですかという質問になるわけであって、土地の交換によってというのはこの当該土地は駅前の土地だと私は読んでいた。聞いてみたら、このリストにあるような土地をまとめて売って、売れる土地を今、全部スケジュールアップして、売っていますよ。お母さんが本当にせっかくお金が10万あるのに稲垣さんの1万円のためにわざわざその10万に手を付けなくて、家財道具をもう一回売りに行っているような話ですよ。

以上、お答えとします。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。続けて下さい。

○2番（稲垣誠亮君） 単純に僕のその記載の仕方が問題があるんでしょうけど、記載の

仕方をつついて、おっしゃっているように聞こえるんですけど。僕が言いたいのは南口にも土地はあるじゃないですか、市有地、それを郊外であれば、地価が違うわけですから、一部を売却することによって、病院建設の駐車場と病院の敷地を含めて、調達することも可能だと思ったので、そういう意味の趣旨で聞きました。説明がわかりづらくて、申しわけありません。

あと、こちらに関連して、僕は市長さんのお話をずっと聞いてて、思ったことなんですけど、市長は割と南口の場所にこだわっていらっしゃるように僕にはすごく感じたんですけど、南口の市が確保している土地があるからという理由のみで、あとは病院に電車に乗ってきやすいとか、そういった今まで広報に記載されている内容以外に特にまだ何かお話しされていらっしゃるかどうか、特にあるんでしょうか。もう今までおっしゃってきたことが全てでしょうか。それをお聞かせいただけませんか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何か勝手に私の話を要約してもらっていて、それ以外ないですかというのも変なご質問だと思うんですけども、具体的にこれはどうですかという質問でないと、はい、そうですと言うたら、何か稲垣さんが全部代弁してくれていることになりまして、私が言っているのは決め付けで、野洲駅前とは言っていません。ですけども、これは私だけじゃなしに、もう何回も本当に言っていますけど、病院のあり方の検討の中で、野洲市民のために病院をつくるんだったら、できるだけ駅に近い土地に空間があればと。現に、土地を買うときの議論でも、公開の議論で、何人かの方が買うんだったら、病院をつくってほしいという話もあったんですよ。ですけど、そのときはまだ病院の話というのはあんまり具体化もしてなかった。職員のイメージで、やっぱり、1.5ヘクタールぐらい要るだろうということだったから、私は覚えてますよ。図書館のあそこの協働センターで、病院ということはある女性の方が言われたけども、考慮に入らないことはないけども、ちょっと面積的に、やはり厳しいんじゃないですかということをしていました。

でも、野洲病院の話がここまで煮詰まってきた、病院のサイドからすると、便利なところがいい。スタッフの確保にもいいと。挙げれば、切りがないほど、私はいろんなプラス面があると思います。ただ、個人的には私は納得しないけども、車椅子の方が歩かれるとか、いろいろ、これは納得しませんけど、あるかもわからない。でも、それを上回るプラス面が私もあると思っているし、委員の方は、全て検討委員会の方は全てあそこがいいとおっしゃっている。ですから、あそこにしたということ。それよりも、いい土地があ

るとおっしゃるんだったら、もうここ2年半ほどなるわけですけど、挙げていただいたら、全然私はさっきも言ったように、誰かに約束して土地を買ってあげるとか、誰かに約束してこの土地をどうしてあげるとか、言っていません。

それと、もう一つ気になるのはこれはきちっと記載をして、そしてから、返還をしようとしているわけで、中途半端なお金を原資で要らないんですよ。何か経営感覚がちょっとないと違いませんか。投資というのはそういうものであって、何か土地を今、慌てて売りに行く、土地を売るというのはすごい作業が要るわけですよ。今、ここに挙がっている土地なんて、すぐ売れないから、売れるやつだったら、すぐ売りたいんですけども、順番に境界確定をしていって、整理をしていって、売っているわけで、そんなことをしたら、時間間に合わないじゃないですか。

だから、そういうことなので、今、一番病院をつくるんだったら、たまたま野洲市が得られて、全体から考えても駅の近くという絞り込みをしてきた、その中で一番現時点で、ベストかどうかは別として、一番いい条件の土地だから、あそこにつくった方がいいというご意見を私も賛同して、提案をしているということですけども。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 先日から、過去の南口の土地問題、そのこちらの、僕はわからないので、純粹に聞いているんですけども、過去の土地問題の経緯があるじゃないですか。そのことと今回のこの新野洲市立病院の南口に選定されている理由とは全く別問題というふうを考えてよろしいのでしょうか。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。

（午後3時16分 休憩）

（午後3時17分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 先ほどに付随しては、病院の場所としては、中主方面、北桜、南桜、市三宅、竹ヶ丘、三上あたりが僕が場所的には、そのあたりでできないのかなと、あくまでも南口は反対という気持ちを持っていました。

あとは先ほど、ちょっと僕は反問のときに答えが漏れたんですけど、済みません。選挙のときのポスターの件のことを市長が反問でお尋ねになってきたと思うんですけど。

（「反問に関してはもういいです」の声あり）

○2番（稲垣誠亮君） もういいですか。

○議長（立入三千男君） ちょっと、もう質問通告書にないやつを言わんといて下さい。

○2番（稲垣誠亮君） 済みません。申しわけありません。

では、次に移らせていただきます。

立地場所が医療スタッフの確保に有利とありますが、当然のことながら、詳細なアンケートを踏まえた上であることとしますので、客観的内容をお知らせ下さい。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） アンケートを踏まえてという、これもちょっと何か全部わからないんですけど、立地場所はアンケートをとっていません。これは絞り込みでやってきます。推測で答えますと、野洲病院の職員さんとか、スタッフに駅に近い方が魅力があるかどうかをアンケートをとったかと言っておられるのかなと思うんですけども、とっていませんけども、個々に聞けば、やはり、駅がいいと。これは今の病院の幹部も言っていますし、きのうも言いましたように、滋賀医大は医者を引きつけて位置付けて、送ろうとしてくれています。京大も送ろうとしてくれています、現時点では。それは、やはり、限りなく駅に近くしてもらった方がいいお医者さんとか医療関係者が送れる、集まる、はっきり言っています。私は市民の便宜から考えると、何度も言うように、かろうじて、走らせている循環市民のコミュニティーバスとか、減りつつあるけれども、何とか、かろうじて民間が維持してくれている路線バス、そしてタクシーの便を考えたら、郊外へ持っていったら、タクシーを呼ばんとだめですよ。誰もそんなもん、ずっと郊外の199床ぐらいの病院にタクシーが常駐しているとはとても考えられません。ですから、私はそういった便宜が確保できる野洲駅前が一番好ましいというふうに思っています。ここはもう譲れない。何か、ここでやるから、AかBかはその時点ではどちらもありでやっていますし、現時点ではAですけども、これを前提にして、野洲市が病院を建てるということで構想の予算を提案させていただいています。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 次に、移らせていただきます。

市立病院については全国的に見れば、累積赤字が100億円を超える自治体もあり、過去の経緯を見るに、野洲市に病院を運営する当事者能力について、疑問を感じています。病院経営の経常収支シミュレーションを読みましたが、新規事業を行う際には赤字シミュレーションが出るはずがなく、仮に病院関係の累積が一方向的に拡大する状態に陥った場合

の対応策や構想について、別段ありますでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 対応策は何回も言っていますように、きちっと健全経営をすること。それと、検討委員会の提言書にもありましたし、構想にも書きました。やはり、人で。さっきも言われたように責任を持って運営する人と優秀なスタッフ、そして、病院の場合は本当に評価が高いお医者さんがいたら、患者さんが連なります。どこかの退職市長じゃないけども、弁護士さんでもそうですけども、やっぱり、これは人です。ですから、そういうところをきちっとやるか、やらないかが分かれ目であって、ただ、客観的に見ても、いつも言っていますように、野洲市民の方が病気になられないんやったら、わかりますよ。これはもう同じ人間である限り、病気になられる。そうしたら、最先端でなくても、安心して、医療にかかれるというところがあるだけでも、私はいいと思いますけども、今、言ったようにできるだけ、最先端の医療を最先端の能力を持ったお医者さん、看護師さん、医療関係者でやってもらうことによって、野洲市民の安心が得られる。

何か信用ばかりしておられないんですけど、稲垣さんは何を信用しておられるのかなと思うんですけども、私は大いに疑問を持って、検証、たたいていただいていると思いますけども、私もいろいろ疑問はあったけども、いろんな人と議論をして、かなり自信を持ってきています。かといって、きのうみたいに誰が責任を取るんや言われたら、私はずっと生きているわけじゃないから、取れませんけども、現時点では責任を持った提案だと思っています。職員も、今、一緒に議論している職員は皆さん、それなりに納得してくれていると思います。

また、質問されると思うんですけど、今、病院問題というのは稲垣さんは選挙に出るときに、一生懸命病院を考えて、反対だとおっしゃった。私、今、議論させていただいて、申しわけないんですけども、かみ合っていない。だから、これを一般市民の方に問いかけても、どこまでなのか。だから、今は医療も専門家だし、こういったことについては徹底して、やはり、検討委員会とか、専門家で関わらせていただいたことを私たちは信用するしかないというふうに思っています。今の高度な社会というのはそういうものだと思いますけども、それを何か一概に信用できない、信用できないと。じゃ、どこが信用できないかということをおのシミュレーションを全部公開していますし、きのうは坂口議員が1年ごとのシミュレーションを欲しいとおっしゃったから、幾らでも提供します。そういうことで、今、考えております。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 単純な発想で、十中八九、失敗するわけですよね、全国的に見ても。市立病院を、やっぱり。失敗しているじゃないですか。野洲市だけが特別で、うまくいくというふうに要約できると僕は思っているのですが、それが信用できないというふうにおっしゃるんでしたら、僕は別に信用できないというか、単純に全国を見れば、明らかなことなんじゃないかなというつもりで言っています。

あと、基本的には僕もその病院反対という意見は僕に入れてくれた人は多分、そういう人が多かったのかなとは思いますが、やはり、そういった人たちの気持ちを僕は代弁しているつもりなので、ここで申し上げます。

あと、次、移ります。

（「ちょっと反問します」の声あり）

○議長（立入三千男君） 市長、ただいま、市長から反問の申し入れがありましたので、反問を許可します。

○市長（山仲善彰君） 私は選挙で選ばれている市長です。そして、私に投票いただいた方があると思っています。ですけれども、いろんな課題についてはきちっと課題を明らかにして、検証して、そのときの状態です。今、稲垣さんは自分を支援をしてくれた方は病院に反対だからと、でも、今、議論させてもらっているんですけど、今のお話を聞いていたら、私は一生懸命稲垣さんに答えていますけれども、その方たちにこれはこうですよということを言おうとしないで、反対の人の代弁のためにここで言うておられるんだったら、もうこれ以上お答えしても仕方がないし、稲垣さんは質問じゃなしに、反対の表明だけをしておられるのかなと思うんですけども、稲垣さんは今、この質疑の中で、考え方を食べる、認識を変える余地があると思いつつやっておられるのか。どうもうわさで聞いていると、市民の方も稲垣さんとしゃべったら、まさに今のことをおっしゃっていると、自分が支援した人に相談しないとわからない。自分の支援をした人と話さないとわからないとおっしゃっていて、全然対話が成立しないという話を何人かの市民の方から聞いています。市民の方が稲垣さんと対話を交わされた。これだったら、もう全然、民主主義も議論も議会制もないわけで、今、ずっと聞いていまして、気になったのは支援している人が反対だから、私はと。そうじゃなしに、選ばれたのと、ここは縁を切って、市民の代表です。選ばれた、投票された人の代表じゃないわけですよ。ここはもう基本だと思いますけど。逆に自分がここで納得したり、議会の委員会で納得したら、それを市民の方とやりとりの中で、ご理

解いただかないと、いつまでもその支援した人のそこにこだわっていたら、もうこんな、議員さんじゃなくて、単なるロビイストですよ。

稲垣さんのスタンスとしては、支援した人のは重要ですよ。でも、こういう議論の中で、病院が要るとか、私が言ったり、他の議員さんが言われたことで賛同したり、納得したら、意見を変えられる余地があるのか、もうがちがち、自分の出自を4年間守って、その意見に従おうとしておられるのか。ちょっとこれだけ、反問権、もったいないんですけど、今、言われたことが気になるので、そこをお伝えするのと、自分は考えを変えようとする可能性があるのかどうか、お聞かせいただきたい。

○議長（立入三千男君） ただいまの反問に対する発言を求めます。

稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） まず最初に、その市民の方のうわさということなんですけど、それは僕はそんなデマに近いような話なんじゃないかなとは思っております。ただ、僕自身、一番最初に言っていますが、その市民の方の要望に応えることが、やっぱり、義理を果たすことだと思っておりますので、その主張をしていくことは大事だと思っておりますけども、何が何でも、考えを変えないとか、そういったことは一切思っておりません。例えば、市長さんを、僕は、ここに座っていらっしゃる方の中でも一番見識に富んで、とてもご優秀な方だと僕は本当に心から思っているんです。なので、僕ごときが思い付かない考えや意見や発想とか、そういったこともこれからたくさんお聞かせいただきたいと思っておりますし、そういった意見を聞く中で、僕自身が考えが変わることは十分にあり得る話だと思っております。ただ、今現時点では僕は現時点での判断なり、思いをこちらで伝えているだけなので、何が何でも変えないとか、そういったことはありません。それでいいでしょうか。

○議長（立入三千男君） 反問はこれにて、終了します。

引き続き、稲垣議員、質問を続けて下さい。

稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 去年の市民向けの郵送のアンケートの中で、サンプル数が50%いかなかった、きのう坂口議員も提案されたアンケートの件なんですけども、中核医療機関のアンケートですが、その中で、2つ候補地を南口とする設問と市民病院整備の有無についての設問が2つあったと思うんですが、こちらの設問に関しては、僕はこれ、市民の方とお話しして、市民の懇談会、市議会主催の懇談会で実際、市民の方に指摘されたことなので、議事録で残っているかどうか、ちょっとわからないんですけど、その市長のお

考えに誘導するように設問がつくられているように僕には見えませんが。例えば、自分なら、まず病院の場所であれば、メリットとデメリットを含めて、複数の候補地を書くと思うんです。ですけど、あの設問には、市有地を確保している南口がいいと思うかという設問になっていますので、必然的に、やっぱり南口に賛成する人がどうしても多くなると思うんです。あとは市、病院の整備についてもこの点もメリット、デメリットを含めて、民営と独立行政法人、市営と、その辺のことも書いて、アンケートを取れば、より正確なアンケートが取れたと思うんですが、そのアンケートではアンケートを題材とするのは不足なのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 義理と言われましたね、義理。投票していただいた義理。私はこれはそういうものではないと思います。義理は大切ですけども、議員さんというのは議場で義理でやってもらったら、私はだめだと思います。偉そうなことを言いますが、私も少なくとも政治家の端くれですけども、日常生活では義理は大切にしますが、市民のために、市のためになるので、その議論を闘わずに義理ではやってはだめだと思います。

それに、なぜ私はこれを言ったかというたら、今のご質問も、きのうも坂口さんも言われましたけど、徹底的に情報開示をして、公開をして、一旦、特別委員会では採決いただいているわけですよ。

あのアンケートは本来は法に基づく地域福祉計画を策定するアンケートです。長くなるけど、何回も言わんとわかってもらえないみたいだから、言います。野洲市のこれからの福祉をどうしようか。現状に対して、市民の方はどういう評価、ニーズを持っておられるか。その中に1ページだけ、それを独法法人がどうか、複数案とか、それは既にご意見を、ご意見というか、市の情報はお伝えしてある、その前提でやっています。だから、先ほどの教育長が答弁、困ったのはわかりますよ。全てやろうと思ったら、膨大な文書をアンケートに付けないとだめです。でも、そうじゃなしに、いい意味で街角で聞く、それまで軽くないんですけども、そういうものでしょう。だから、今は既存の情報を持っておられる、レベルはいろいろあるけれども、市民の皆さん方に福祉に関して、順番に答えてもらう中で、病院についてはどうですかというのをきわめ付きじゃなしに、ないよりはましの補足情報でお聞きしよう。でも、それで聞いても、半分の方が回答があって、これはきのうも言ったように、コンサルはそれでも有効な数値ですと言ったので、そうしたわけですよ。これ、2,000にしても、率は変わらない。

きのうも言ったように、市議会の投票でも50%を切っていて、これ、まさに五十歩百歩やと思いますよ。半分しか投票していただいていないわけですよ。その中にも、また20人の方は投票が4分の1から何ぼかあるわけでしょう。私はでも、それは関係ないと思っているんですよ。どなたの議員さんも、500票の方も2,000票を超えている方も、ここでは対等で市民の代表です。選んでくれた人の代表じゃないんです。義理でいったら、稲垣さんの義理は少ないはずよ。2,000票を取った人の義理の方が大きいんじゃないんですか。1,000票の方が義理が大きい。エネルギーが大きい。どっかの市長と一緒にですよ。人口が何倍かあったら、市長権で議決するとき、2本しかない手では足らんから、5本ぐらい挙げさせてくれというのと一緒で。新聞に載ってたでしょう。これ、民主主義と違いますよ。きのう、国連の議論もしましたけども、国連も人口が1,000万であろうが、1億であろうが、10億であろうが、1票しかない。

だから、とにかくそういうことで、皆さん方の意見をそっと聞こうとしたわけであって、50%でも参考になる。その中で、75%の方はそういうことです。それを誘導とか、もう十分議論して、駅前という素案を出して、まだ随分議論している途中に、あれをやったのは3月だと思うんですけども、年度をわたるから、いずれにしたって、数カ月。25年3月です。本当に稲垣さん、義理でやっているから、さっき、私、土地交換の話したけども、私は誠実に答えましたよ。あなたが言っている土地交換はそうじゃなしに、遊んでいる土地を売って、そこで金を稼いだらいいと言うけども、全くあなたの質問は破綻していますよ。私はきちっとあなたの質問が破綻しているということを示しているつもりですけども、悪びれもなく、質問を続けている。すごいと思いますけども。ですから、今のアンケートもそういうことです。

お答えしておきます。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 土地のことは可能性の一つとして、僕は申し上げました。今のアンケートなんですけど、単純に僕はもう少しアンケートに配慮を重ねてもよかったのではないかと、単純にそれを思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私も協議は受けましたけども、職員に設計してもらいました。さっき言ったように限界があるんですよ。1ページぐらいで、どこまで背景情報をお知らせするのか、それは今までの市の広報とか、市民集会を開いている、あるいは議会の傍聴、

検討会の傍聴という前提だから、あんなっていると思います。それをもって、ここ、あなたはこれ、1時間ぐらいご質問なさっているんだと思うんですけど、差し引き入れたら、もっとですけど、これがアンケートの信憑性がそこまで重要なのかどうか、もうあれではだめやおっしゃってもらったら、言ってもらってもいいですよ。でも、ないよりは誘導じゃなしに、素直にワンシート入れて、そこで市民のご意向を伺ったら、少しは参考になるのではないかというレベルで、あれをもって、病院を動かそうとか、思っていません。

次、また、質問されると思うんですけども、私は当初から、結構問題は複雑、野洲病院の問題もあるし、いろんな制度もあるから、市民の代表である議会で、特別委員会で徹底して、議論していただくと共に、一方では、公開で専門家を入れて、議論して、判断をいただくということでやっているのです、紙1枚が紙10枚になっても、余り私はそんなに変わらない。ないより、あった方がいいけど、今度は10枚にしたら、読まれませんよ。答えがこんなたくさん質問されても、答えられないと。これはアンケートの常識です。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） そういうふうに切り返されると、細かいことを何かまた言うことになりますけど、だって、単純に市内に病院が必要かと言われたら、みんな、はいと答えると思うんです。あと、場所についても、市有地を確保している南口と書いてあれば、はいと答える方が大部分だと思うんですよ。単純にそこに1、2、設問を加えるだけで、そんな枚数が10枚になるとか、大した労力にはならないと思うので、やはり、その市民のアンケート結果がこういうふうになりましたというふうに後々にそれを材料として、やっぱり、使われる以上は、そんなに労力を全然要しないことだと思うので、その辺の配慮は単純にあってもよかったのかなと思いました。その点はいかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） あってもよかったけども、私は、だから、何ページもできないので、ああいう答えで事前の情報をきちっと開示してある中だったら、あり得るという判断をいたしました。それだけのことです。見解のまさに相違だと思っています。

○議長（立入三千男君） 次、進めて下さい。

稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） では、次に移らせていただきます。

野洲市の人口や財政規模からして、今回の市立病院の建設構想に関し、民意の確認は不可欠と考えます。そこで、早急に住民投票を行い、市民の判断を仰ぎ、合意を得た上で、

事業を進めるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ご承知のように、この間も丸山議員から投票条例のことがありましたけども、発議、提案は誰でもできます。だから、稲垣議員がされたら、制度を運用させていただきます。私はさっき、言ったようなことで進めてきています。結構、複雑な問題なので、単にぱっと聞いて、どうのこうのとか、あるいは長い文章を出したとしても、なかなかご理解がいただけないので、端的な問題じゃなしに、複雑な議論をした上でないとだめなので、この制度よりは議員の皆さん、これ、20人もおられるんですから。このごろ、もう規模からいったら、18人とか16人になっていますよね、20人もおられるんだから、議会をまずきちっと位置付けていただいて、ご議論をいただいて、判断いただいたら、いいんじゃないかというのが私の意見ですが、いろんな意見は私はあると思いますし、住民投票は市民でも議員さんでも、どなたでも発議ができますので、自ら判断いただいたらいいと思います。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） それでは、市長さんからは行いう意思なり、気持ちなりはないということ解釈してよろしいでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 何かしつこいですね。私は当初から言うているんですよ。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。

（午後3時41分 休憩）

（午後3時41分 再開）

○議長（立入三千男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 最後に、質問に移らせていただきます。

病院経営の困難さを考えれば、検討委員会のメンバーの中に経営状態が大変すぐれている民間病院の経営者を加える考えは当初からなかったのでしょうか、お尋ねします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） なかったわけではないですけども、滋賀医大は独法法人ですし、京都大学病院も独法法人ですし、かなり優秀な医療コンサルタント、アドバイザーも入ってくれています。今回の検討会は野洲病院の岡田院長も入っていますが、それが今、ご要

件の経営がすぐれているかどうかというところに当てはまるかどうか知りませんが、民間の病院長も入っています。そういったことで、十分ではないかと。それと、口では簡単に優秀な民間病院と言われますけども、誰を入れるのか、理事長を入れるのか、事務部長を入れるのか、病院長を入れるのかということもあって、そう簡単ではないですし、今、野洲市で病院をどうしようかということなので、東京、大阪でうまくいっているとか、あるいは僻地というと、言葉は語弊ありますけども、いわゆる地方だと、また今度は医療機関が少ないので、割合集中しやすいので、簡単です。

野洲の場合は結構、複雑です。ご心配になっているように、近隣には幾つかの公立病院もあるわけで、その中で本当にいけるかどうかということからすると、滋賀県の病院事情をよく知っておられて、一応、独立採算である滋賀医大の学長、そして2回目の検討会は柏木院長、ちょっと不幸にして、責任を取られました。私は尊敬しているし、評価している辣腕、独法法人病院長だと思っていますけども、柏木先生にも、協力をいただいて、かなりのアドバイスをいただいています。私もこれ以上、ベストはないと思うんですが、もう反問できませんけど、今さら、入れるつもりがなかったと。もう終わっている検討会に今さら誰かがおられるんだったら、何も紹介していただいたら、これからでも、計画の中でまたアドバイスを求めますので、私は誰も人を限っていません。本当にもう全国からでも、一番いい人がいたらというぐらいで、きのう言ったように佐古先生でも、普通だったら、あり得ないですよ、佐古先生が協力してくれるというのは。京大の福山教授でも、前も言いましたように、前から関係があるからであって、すごく優秀な、国の医療政策にもアドバイスしている教授ですよ。知る人ぞ知る。大病院の総長に招かれていたけど、断ったぐらいの人ですよ。軽々と、じゃ、誰を想定して、思っておられたんですか。反問できないけど、自発的に答えてくれた方が有益な議論になると思いますけど。お答えいたします。だから、決して、人をおろそかにしてません。野洲市においてはベストな人材で、その3つの検討会を開かせていただいたと思っていますが。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 今回、この検討委員会の最終判断がなされたわけですけども、当然、その中に民間病院の経営者さんが入っていないわけなんですけども、やはり、財政上の、やっぱり病院を運営するにあたっては、僕は財政上の裏付けが、やはり一番大事なんだと思うんですけど、そうですね、やはり、どんな経営者さんかと言われれば、年間、かなり高収益を上げている現場の第一線の理事長なり、財務担当者さんなり、そういった方

をここのメンバーに入っていて、委員会を行ってれば、より完成度の高いものが出たのではないかなと僕は思ったので、お聞きしましたが、いかがでしょうか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） さっきもお答えしましたように、実際は公開で人選をして、公募もしています。して、民間病院と今、おっしゃったので、岡田院長は民間病院の院長です。だから、言っておられることは全部満たしていると私は思っています。

それと、公立病院ですぐれたところの院長さんも、実際は大学から行っている人が結構います。病院と、あれだけの巨大な組織というのは、新任の医者から入って、最後まで行く人はいません。本当に経営能力もあり、優秀なお医者さんというのは全国を渡り歩いたりして行って、力を付けていくわけです。たまたまその病院長だとしても、その病院がすぐれたとしても、その院長さんとか理事長を呼んできたとしても、その方はちょっと前まではどこかの大学の教授だったかもわからない。

ですから、そういうことも考えて、稲垣議員はその業界というと、言葉悪いですけど、医療界に通じておられるんだったら、ぜひ、まだ終わりじゃないんですよ。構想をつくったら、もう何か決まるみたいに思っておられますけど、基本構想ですから、基本計画、ぜひこれ、監査委員が牽制球を投げておられて、わけわからないんですけども、来年度からできるだけ早く、基本計画を進ませてもらえますけども、もうここで、もっともっとご議論をいただいたら、いいわけでした、今、稲垣議員が心配しておられるのは病院をつくるか、つくらないかの議論の心配なのか、いい運営ができるための心配なのか、どちらかなんですよ。

何でも、私はいつも彫刻の例で言っていますけども、いきなり鼻からつくったり、目から彫りませんよね。きちっと大きく削って行って、順番に鼻から表れて、目が表れるわけであって、今、大きな丸太の木とか、角材を持ってきて、順番に彫って行っているわけで、今、鼻をどういう形にしたいと思っておられるのか、そもそも彫刻をつくろうとして、それをオーケーを出しておられるのか。その彫刻は粘土でつくるのか、木でつくるのか、そういう議論ですよ。

ですから、今、病院は必要だという議論は出てきた。つくれるという議論も出てきた。つくらんだったら、こういう大まかな姿はという議論をしているわけであって、そこにも私はベストな人だと思いますけども、よりベストな人があるんだったら、次の基本計画の中のいろんなアドバイスとか、企画の中に稲垣議員がご推奨の、ぜひ期待していますけれ

ども、予算に賛同いただいた上で、そういう方が貢献いただけるように、それをしてもらわなかったら、あなたは終わってからのことに入ってもらった方がいい、入ってもらった方がいいや。アンケートを取ったらいいじゃないかとか、ばっかりじゃないですか。全く生産的じゃないわ。過去のことの繰り返しを言っているだけじゃないですか。だから、私は反問できませんけども、稲垣議員は基本計画が入っている一般予算に賛成するのか、反対するのか、ここまで攻めてきたんだったら、義理とは言わないけど、義理あると思いますよ。

○議長（立入三千男君） 稲垣議員。

○2番（稲垣誠亮君） 今のお話で、先の部分をお話ししますが、確かに岡田院長は民間の病院の経営者さんではありますけど、実質的に破綻状態に近い病院の院長さんですよ。だと思っんです。やはり、現場で何十億、何百億、ある程度、厳しい経営環境の中で、生え抜きで生き残ってきた辣腕の大病院なりの経営者さんに、経営陣の方に参加してもらった方がよかったのかなと思うので、やはり、僕はこの検討委員会のメンバーさんを見たときに、官優先で構成されているなというふうには思いました。僕自身も、今回、改選されて、もう既にこの辺のことは決まっていたことですので、今後に関しては、こういう人選のメンバーなんかに関しても、発言をできるだけしていきたいと思っんですけど、僕自身、何分、個人なので、自分で見付けてこいと言われても、なかなか実行困難なこともあると思っんですけど、市の執行部さんの協力もお願いして、そういったことを見させていたいただきたいと思っんです。

あと、最後に予算案の部分に関してですが。

○議長（立入三千男君） ちょっと、予算。

（「いやいや、義理で答えようとしてはるから」の声あり）

○2番（稲垣誠亮君） 僕が今回、こんなに大変長い時間、話させていただいて、自分でも市長さんに向かって、大変失礼な言動もあったので、大変反省しております。なのに、かなり誠意を持って、一つ一つ丁寧に辛抱強く答えていただいて、ありがとうございます。

（「もう一回聞いてもらえるんですか」の声あり）

○2番（稲垣誠亮君） まだ、それに関しては判断を迷っております。それは本心です。

（「質問、終わり」との声あり）

○2番（稲垣誠亮君） はい。以上、終わりになりますが。済みません。では、ありがと

うございました。

○議長（立入三千男君） 暫時休憩いたします。

（午後 3 時 5 2 分 休憩）

（午後 4 時 0 5 分 再開）

○議長（立入三千男君） それでは、休憩前に引き続きまして、会議を開きます。

次に、通告第 1 4 号、第 1 5 番、鈴木市朗議員。

鈴木議員。

○1 5 番（鈴木市朗君） 1 5 番、鈴木でございます。

今日、朝起きてみますと、雪がちらちら降っておりまして、非常に寒い朝でございます。この寒い朝に、私は大概思い出す俳句がございます。それは、これは今の時期に若干合わんと思いますが、「梅一輪 一輪ほどの暖かさ」。これがいつも私、雪が舞うときには必ず私の頭の中に入ってくる俳句でございます。

そしてまた、一般質問の前に、この 3 月で十数名の職員さんが退職されるということをお聞きしております。この十数名の職員さんには市民福祉の向上のために数十年間、努力していただきましたことに感謝を申し上げたいと思います。そしてまた、退職された後にも我々議会の方にも、どうかまた、ご協力を賜りますことをお願い申し上げまして、一般質問に入りたいと思います。

一問一答でございますので、まず、街づくりと自主財源の確保について、お尋ねしたいと思います。

市民ニーズが多様化する昨今、新年度を見る限り、依然として、依存財源に偏った編成となっている。市民福祉や教育推進のためには自主財源の確保が求められる。企業の業績回復による法人税等の伸びが反映される中、税収の根幹となる固定資産税の確保が今後、大きな課題となってきます。

そこで、次の点について、お尋ねをいたします。

その前に、平成 2 4 年から今年度平成 2 6 年度の自主財源と依存財源の構成比率をみますと、平成 2 4 年度の自主財源は 5 2. 2 %でございます。そしてまた、依存財源、これは頼るお金ですね、これが 4 7. 8 %、平成 2 5 年におきましては、自主財源が 5 3. 1 %、依存財源が 4 6. 9 %です。そして、平成 2 6 年度の当初予算におきましては、自主財源が 5 5. 8、依存財源が 4 4. 2 %という構成比率になっております。2 4 年度と比較いたしましても、今年度 2 6 年度予算におきましては、自主財源の確保はかなり改善

されている心配がうかがえております。これは執行部の皆さんがご協力をされたたまものだと私は思っております。平成26年度当初予算中、市税が占める構成比45.3%のうち、固定資産税構成比が20.6%です。いわゆる、これは土地家屋償却資産の部類に入っていきます。増減額が1億5,356万円、増減率4%となっている。この要因は何を示すものか、市長にお尋ねをいたします。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 鈴木議員の街づくりと自主財源確保についてのご質問のうちの1問目、今、固定資産税の増減要因をお聞きいただいたと思いますので、それでお答えします。

ちょっと注意が抜けておりまして、なぜかといいますと、自主財源比率、お褒めいただいたんですけども、他の議員さんにもお話ししましたけど、公共の財源構成というのは当然、民間と基本的に一緒のところもありますけども、自主財源比率が高いからといって、健全ではございません。人間の食べ物と一緒に、たんぱく、炭水化物、ビタミン、ミネラルが要ります。問題は、やはり、いわゆるプライマリーバランスがどうかということと、借金が返せるような借金かどうかということです。

自主財源比率が、例えば、悪かったら、悪いかといいますと、そうじゃありません。学校の耐震化はできるだけ補助金をもらってやろうと思っています。道路も基本的に交付金、補助金なしはやっていません。野洲は従来は他流試合をしない、交付金がなかった不交付団体だということもありまして、余り有利じゃないというので、自主財源で交付金がもらえる道路なんかも丸々やっていました。かえって、いびつです。これは褒められたことじゃなくて、国とか県の財源だからというので、依存というよりはこれ、私がいつも言っていることですけど、市民が払われた税金が戻ってくるだけでして、国のお金と違います。どこか、外国が金をくれているわけと違うので、制度というのはそういうものなので、できるだけ、組み合わせでいって、依存財源といいますか、制度にのっとるものをして、できるだけ、補助金をもらってくるというやり方をしないとだめですけども、旧の野洲町はそうじゃなしに、田んぼがあって、お米があって、お酒ができたらいいという発想と一緒に、交付金をもらわなかったら、地方交付税なかったらいい、交付金がない方がということで、チェックが働いていません。その結果、どうなっているかというと、県の高い貸付資金、振興資金、もう典型的なのは北櫻の11億5,000万。実際は8億ぐらい借りていて、金利が入って、結構いっているんですけど、もう結果的に県の高い金利の裏借金で

す。他のも全部そうです。

ですから、私の財政への観点はそういうことなので、自主財源をふやしていく、絶対額はふやしていきたい。ですけど、バランスについては適正バランスにしんとだめでして、お肉はいいからというて、お肉で100%はだめでして、野菜もビタミンも要るということですので、ちょっとそこが抜けていましたので、後はお答えをいたします。

今回の固定資産税1億5,356万円の増額となっていますが、その主な要因といたしましては、竹ヶ丘の第2工区の造成の完成をはじめとして、その他、小規模開発等による土地課税分の増、約1,300万円、また、家屋分として、新築等による増額約4,700万円の他、新築家屋軽減の期限切れやご承知のとおり、自治促進法で、特例で軽減しておりました。これが適用期限になることによる増額で、約2,600万円です。また、償却資産につきましては、京セラ株式会社野洲工場と株式会社村田製作所の2社の設備投資による増収約6,900万円で、合わせまして約1億5,300万円となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） ただいま村田製作所の償却資産のものが入ってきているという、回答をいただきましたが、市長は今までの質問の中で、随分古い話、今も米と酒屋の話も出ましたけど、ちょっと私も一遍古い話を出してみたいと思いますので、ちょっとお聞きしていただければ、ありがたいと思います。

まず、お尋ねしたいのは村田じゃなしに、今の京セラです。当然、村田さんも入ってくるわけなんですけど、企業立地促進法というものが平成19年10月29日にこれ、厚生労働大臣、舛添要一、経済産業大臣、甘利明、この方の産業集積の形成、または産業集積の活性化に関する基本的な計画の同意についてというのがこの平成19年に滋賀県で、商業活性化ということで、第1号の同意をいただいたというような経緯がございます。このときの市長がこれをいただいたことによって、ほな、もうどちらかというたら、うちよろけになって、喜んではりましたわ。これだけのものをもらったんやと。滋賀県で第1号でした。

この状況を見ますと、場所が、当然、今、おっしゃった、京セラの敷地12万坪を入れて、京セラから野洲日野川線の野洲川の方を向いて、竹生の手前ですね、ここが45ヘクタールです。そうしてまた、篠原駅の小南の一部と入町、大篠原、この部分が110ヘクタール、これを工業振興区域に変えてもいいという、こういう許可が出たんですよ、

平成19年10月29日に。これをもって、うちよろけになって、喜んでほりましたがけれども、これは、僕はこのときに県営では場整備をしている、優良農地にこの北口周辺、また、JR篠原駅周辺地域、これのところが工業区域に変更になるはずがないということをおっしゃっていました。この企業立地促進法の中で、今、市長がご回答いただいた中で、京セラの敷地の中に京セラの、要するに建物、あるいはオムロン、そしてまた、その中に入る償却資産、それがもうこの3年間の、確か経過措置期間が5年でしたかな、固定資産税の免除、償却資産税の免除というのが。3年ですか。

3年でしたね。それが認められるという有利な立地条件になっておったんです。

今、市長がおっしゃった中で、要するに、建物、償却資産、それが今、この1億5,360万の中に、反映されているというようなことで捉えられたらいいのか、その中で、建物に対する固定資産税、償却資産税に対する固定資産税の割合というのは企業立地促進法の中でどのように反映されているか、お尋ねしたいと思います。市長、わかる範囲内で、通告していませんので、えらい失礼な話なんです。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 今、免除の総額の内訳ですが、ちょっと今、手元にありません。経ってから、確定してから、3年間免除なのですが、これ、わかったら、ちょっと部長に答えてもらいます。わかりますから、今、おっしゃった部分で、3年間、免除で、今年の1月から新たにこの今、申し上げた総額が戻ってきていますから。

○議長（立入三千男君） 総務部長。

○総務部長（新庄敏雅君） 額で1,200万。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） わかりました。企業立地促進法に関する償却資産、固定資産税が1,200万ということで、よくわかりました。ありがとうございます。

続きまして、過去に多大な投資を行った、中畑、桜生区画整理事業に関し、今年度の当初予算にどのように反映されておりますか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 中畑及び桜生のあの土地区画整理事業における平成25年度の固定資産税は約4,700万です。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） 当初、小篠原土地区画整理事業、あるいは桜生土地区画整理事業ですね。中畑、小篠原土地区画整理事業におきましては、5億500万ほどの補助金が区画整理事業におりしております。そしてまた、桜生土地区画整理事業におきましては、1億9,400万の補助金がおりにあります。こうした莫大な補助金を出して、こういうような、どちらかといえば、個人施策に結び付くような、こういうような補助金支出というのは僕は好ましくないということをおねがね申しておりました。ところが、行政側としては固定資産税、償却資産税でフィードバックされるから、それはまちづくりの観点から見ても、これは、やはり、やっつけていくべきものだということで、議会としても、容認をいたしました。

ところが、中畑、小篠原区画整理事業の中で調整池がありますね、かなり大きい調整池が。あの調整池は市の方に移管されていると思います。あれだけの莫大な規模の調整池を市がこれから管理していくにはかなりのメンテナンスコストがかかってくると思われまます。そして、5億500万、あるいは1億9,400万のこの補助金というのは当時のこれ、市単費で出ているものか、それとも、どこかの補助採択事業の中から出ているものなのか、その辺がどのような仕組みで補助金が出ておるのか。そしてまた、これだけの多額の補助金を出して、固定資産税、償却資産税の中で、何年かかって、これ、償却いうのか、こちらの方の自主財源の方に充てられるのか、その辺の見解をちょっと求めたいと思いたしますが、わかる範囲内で結構です。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） これ、一問一答ですけど、たくさん質問いただきましたけども。土地区画整理事業の補助とそれを固定資産税で取り戻せるかどうかという発想、これも田んぼとお米とお酒の割合単純な論理で野洲の場合はやってこられまして、中畑は私になったときに、最終の整理でして、いろいろ議論いたしました。まだ幾つか残事業が残っていました。今、おっしゃったように、かなり手厚い補助になっていましたので、次に始まる市三宅に関しては一定のルール化をいたしましたけども、あそこについても、ある程度の約束をしてありましたので、限界がありました。ただ、市三宅に関しては、できるだけ、筋の通る補助金にしたかわりに、きのうもご質問をいただきました、雨水幹線事業をやるという目処が立ちそうでしたので、調整池をなくしました。それによって、基本的な補助金に戻しました。中畑、小篠原は、ちょっと正式に調べてもらいますけど、基本的に単費の補助金だと思います。国の制度はございません。まさに資産運用ですから。

長くなりたくないんですけど、大分質問されたから、言いますけど、土地区画整理事業というのは個人の事業でして、公的に支援するというのはどこまでかという、公共的な意味があるからというのであって、固定資産税で元が取れるという発想でやるのはこれは危険です。一部、公共の道路とか公園とかで持てるもの、いわゆる公共で持てるものがあれば、持つ場合もありますけれども、基本的には、やはりその中で財を生み出していただく、単純に言いますと、10ヘクタールの田んぼがあったら、道路とか公園に出すと、3割減ると、そのかわり、7割は地価が上がると、その中で、元を取ってもらおうという仕組みですので、全てその中で、回ってもらおうのが原則ですけども、野洲の場合は結構、井勘定で手厚く、筋がぎりぎり立てばとやっています。そういうことで、成り立っております。

ただ、単純に言いますと、今、ちょっと調べてもらったんですけども、今の中畑と桜生、これを合わせて、さっき言いましたように、土地区画整理事業区域の固定資産税、4,700万になっています。従前の調整区域の田んぼのときはこれ、15万になっていまして、300倍になるわけです、税の。ちょっとこれ、調べてくれているから、確かなはずですので、私は原典まで当たっていませんけど、300倍です。そうすると、5億円6,000万だとすると、十数年で元が取れますけども、そういう単純な話ではなくて、今議会でも、道路の編入とかをいただいていますけども、道路の維持管理も要りますし、子どもさんの学校も要りますし、福祉経費も要りますので、固定資産税を丸々というものじゃなしに、もっと複雑な計算をしんとだめですけども、田んぼとお米とお酒の関係からいったら、十数年で元が取れる取り組みではなかったかなというふうに思います。

以上、お答えといたします。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） 今、申し上げました、中畑、小篠原区画整理事業に関しましては、完成年度が平成21年度です。戸数が概数ですが、206軒。詳細を申し上げますと、今、4,700万という、ばったした数字を言うていただきましたが、固定資産税の税収総額が3,241万1,272円という形になっております。また、桜生区画整理事業におきましては、これはもう4.8ヘクタールですから、戸数が58軒、面積が4.7、完成年度が19年度というようになっております。これだけの支出を町単費でやっていくということは、どういふのか、市としても、単費でやっていくことについては非常に無理があったものだと私は思っております。

そしてまた、市三宅東部区画整理事業におきまして、市長が今、おっしゃいましたように、補助金体系がもう変えてしまったというようなことで解釈しております。市三宅東部区画整理事業におきましては、面積が3.2ヘクタールで、市からの補助金額が3,017万1,105円でございます。ここも、将来見込み人口としては、260人を想定されておりますが、その中で、固定資産税、償却資産税の見込みというのはまだ立ってはいないんですが、今、この市三宅東部区画整理事業のこの9割方、完成している状況を見ますと、かなりの中で、区画整理事業内に農地を保有されている部分が4割ぐらいあるわけなんです。駅に近い、あれだけのところを農地でのけておかれるということ自体がどちらかといえば、不自然に思うわけです。やはり、市としても、3,000万の補助金を出している以上は何らかの形でうちを建ててもらい、また、事業系のアパート、マンションを建ててもらい、そしてまた、さまざまな事業を行ってもらいというような指導をやっていかなければならんと思うわけなんですけど、その辺の考えとそれから、リバーサイドタウンの場合はこれは私がかねがね言っております民間活力で、今、頑張ってもらっておりますね。このリバーサイドタウン、竹ヶ丘、これの面積が12.6ヘクタールで、347区画、将来見込み人口が999名というような積算になっております。この399というのは、社会増によるものか、それとも自然増によるものなのか、どのような人口増を想定されておられるのか、お聞きしたいと思います。

そしてまた、さっき、答弁漏れがありました。中畑、西河原の土地区画整理事業の中で、調整池のあと、メンテナンスですね、それをちょっと聞き漏らしてしまいましたので、ちょっとまた、お教え願いますか。

何点か、申し上げましたが、よろしく申し上げます。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） また、これ、一問一答にしてはいっぱいご質問にありましたから、答弁漏れというか、忘れるんですけども、まず、調整池ですけども、市が今、電気代、ちょっと正確な数値を忘れちゃったけど、百数十万円、毎年使っております。これは随分前に私は公開させていただいて、これだけ要りますよと。電気代だけで、それだけの百数十万円なんですけども、ポンプの更新時期になると、相当な金額、あれ、ポンプアップしていますから、ポンプの更新費用がかかってくるというふうに思っています、本来ですと、やっぱり市三宅でやったように河川改修をした上で、素直な開発をしないといけないということだと思っています。もういきなり排水対策ができていないところをああいいうふうに

やったことから、結果的に億単位の、何億もの調整池をつくらざるを得なくなったと。お金も大きいですし、少し高い目の運動場にはなっていますが、不自然な土地利用になっていますし、今、鈴木議員が心配していただいているように、固定資産税もかけられない、マイナス資産をあれだけ抱え込んでいるということになります。

それと、あと、市三宅東部で、まだ農地がたくさん残っている。これはやはり、本来の補助の趣旨とは異なります。ただ、やはり、所有権を持っておられますので、強制とはいきませんが、きちっとそういう方向に促進されて、結果的に固定資産税等が上がるのか、人口がふえるという形で持っていかないといけないというふうに考えております。

それと、竹ヶ丘、細かい数値は見ていませんが、ちょっと自然増か、社会増かじゃなしに、市内転入での増か、市外からのということですが、これは今の野洲市の総合計画、基本計画でも最終的に平成32年だったと思いますけど、1,500人と見ているのと同じような、多分、係数で、他市から来られる方と今、例えば、マンションとか賃貸マンションに住んでおられる方があそこを買われるのを係数掛けた結果なので、丸々ふやしていないのはそういうことでもあります。

これで、全部お答えできたかどうか、足らんかったら、ご指摘下さい。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） まちづくりのためには必要であるということは常々思っております。やはり、市税を執行して、とり行う事業でございますので、こういうことじゃなしに、民間活力による事業展開を今後、図っていく必要があるかと思っておりますので、その辺はひとつよろしくお願ひしたいと思います。

次に入ります。平成23年3月に地区計画によるA地区、B地区、C地区と新たな市街化区域15.4ヘクタールが設定されました。秩序あるまちづくりと自主財源の確保に向けた取り組みが一層となるが、考え方をお聞きしたいと思います。当然、私が言うまでもなく、地区計画に沿って、まちづくりを行っていくわけですが、その自主財源の確保に向けた取り組み、その辺をお答え願えたら、ありがたいです。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ちょっとご質問が具体的にあれなんですけど、今までの流れの趣旨から行きますと、1つは市街化区域に17.4ヘクタールを編入させていただきました。ここはまだ十分な土地利用が進んでいませんので、余り税収につながっていません。それと、地区計画でというのは、今後、先ほどご指摘の竹ヶ丘も地区計画で調整区域をやって

いますし、既に都市マスタープランで組み込んでいただいています山脇の地区計画で、相当な面積ということでございますので、この計画が、まだ山脇は確定はしていませんけども、今、事前の多分、手続で、私もまだ最終的な判断をしていませんけども、良好な開発がされるのであれば、同様に住宅地、あるいは商業区域として、税収増につながってくるというふうに考えています。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） また、古い話になりますが、この15.4ヘクタールのうちに、下ノ沢笠作という字があります。この下ノ沢笠作におきましては、約10ヘクタールほどの面積でございます。市長がお米とお酒の話をされていましたが、そういうような話の過程で、ここはもともと白地だったんですよ。30年前は白地だったんです。それを当時の、要するに当時の発起人さんというんですかな、その方がほ場整備をしていこうと。このほ場整備をしていく過程にはまずは友川の改修が発生してきました。友川の改修。そして、市三宅妙光寺線のアンダーパス、その用地売り払い金で、あの事業をやったわけなんです、三十何年前に。私らはそれをやることによって、即、市街化区域になるという認識のもとで、みんなはやったんですよ。ですから、市道なんですけど、あの道路を見てもらうと、一般の農道より幅員は広いですね。最低5メートルぐらいあるんですよ。これはもう市街化区域ということ想定して、行った事業です。

それを当時、町役場へ行って、当時の課が、たしか管理課というのがありましたね。局長、管理課がありましたね。管理課へぼく、行ったんですよ。そしたら、鈴木さん、これ、何言うてるの、あんた、白地やったとこ、こんな青地に戻して、こんなもん、市街化区域になりますかいなと言われて、ようってなことだったんです。で、それで、これは何とかしなあかんというので、この30年間、私は、やはり、町の活性化のためには精いっぱい動きました。やっと、平成23年3月に、やはり、まちづくりをみんながしようということで、組合員50名ほどが、みんながそのスクラムを組んで、お願いした結果が、こうして15.4ヘクタールが市街化区域になって、これからまた新しい町があこで展開されようとしているんですよ、新しい町が。それは何を意味するかいうたら、結局、ご存知やと思いますが、商業施設を張り付けますね、商業施設を。商業施設を張り付けるということは一般住居より土地の固定資産税も高ければ、中に入ってくる償却資産税も大きい。そしてまた、そこで、雇用が100人以上生まれる。さまざまな相乗効果があって、そういうものができてくるというようなことで、進めてきているわけなんです。

先ほど、この固定資産税のことをおっしゃいましたが、中畑、小篠原、桜生で、あの事業をやるまでは固定資産税が15万円ということ言うてはりましたね。それが4,700万ほどにはね返ってきていると。今、私が調べましたこの15.4ヘクタールでは固定資産税が約25万から30万までですよ。そうしたときに、あこが市街化区域になり、商業施設になってきたときに、固定資産税、あるいは償却資産税として、市の方にフィードバックされるのが、ざっと単純計算ですよ。誤解しないで下さいよ、単純計算したら、1億近いものが自主財源として確保されるんじゃないかなと、そういうような思いを持って、今、組合員50名が取り組んでおる事業でございます。それをどうしてくれとか、こうしてくれとか、何も申しませんので、そういうことはまた後のお楽しみにしててください。

それでは、次に移ります。

だから、今、私が申し上げましたC地区における雨水幹線の認可の見通し、これは大体いつごろになりますか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） ご質問にお答えします。

既に他の議員の方の質問にもお答えしていますように、平成27年を目処にしております。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） 平成27年ということは、これはC地区における認可ですか。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） はい、そうです。

○15番（鈴木市朗君） わかりました。C地区における雨水幹線の認可が27年やと。そうすると、もうそこそこ法線は決まっていると思うんです。この雨水幹線におきましては、JRを横断していかなければならないという大きな問題がありますね。今、幸いにして、笠作踏切の下が復員約2メートル500ほどありますかな、2メートル500。その水路を利用するか、もしくは法線が引かれていない大井川水系を利用するか、そういうことも議論されていくと思いますが、私が今、申し上げました笠作踏切下のあの既存の水路を利用されるのか、その辺の見解をお伺いしたいと思います。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） なかなか微妙な問題のご質問で、際どいご質問だと私は思ってい

ますけども、まず、基本調査は、基本設計の必要な調査は終えておりますから、どれだけの用量の水を受けるのか、断面は計算できております。ただ、法線がどれが適切かどうかはこれからの検討ですし、ご承知のように、既に一度、地権者さんも一定の合意をされて、開発の事前の審査が出ています。でも、それが成立しないので、私のとこまで来ないで、担当部局でお返しをしています。そのときの議論では借地をされるということで、借地をされて、その結果、公共物、水路ですとか道路をどうするかというのが大きなネックになって、結果的にそこで成立をしておりません。まずは、やはり、皆さん方おっしゃるように、治水優先ですから、市としては、どれだけの計画断面が要るのか。ただ、地権者、あるいは事業者の土地利用がどうなのか、そこをうまくすり合わさないと、計画の法線、ラインまで決められませんので、そこは今、未定ですので、今後、地権者なり、開発事業者の意向と、市といいますか、市民の安全を守るための治水政策の考え方、原則等をすり合わせていただいて、適切なところに法線を引かさせていただくということになるというふうに考えております。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） よくわかりました。私どもの組合の方も、やはり、十二分に協力体制を敷きながら、一日も早い、駅前の水害を解消していきたいという思いもございません。

そして、この雨水幹線の件ですが、この間、市長が当時の町単で、祇王井川をショートカットで抜いていくということを県の方に町単でやれます、県、国の補助金は要りませんというようなお話を私は聞きまして、この今のショートカットの話はこれ、確か平成16年ぐらいのことだと思うんですよ。当時の市長さんがあこをショートカット、ショートカットと言うて、JRを横断して、北口に逃して、北口に抜いて、北口から友川なり、大井川水系へ流していくという構想を持っておられました。それが町単費でやられているというような当時の県との覚書というのは今、初めて聞いたんですよ。聞いて、私もびっくりしております。そんなことはとても不可能やと。当時の一般会計予算が100億から110億ですよ。それをショートカットしたら、何億かかりますか。ほな、町単費でやれっこないですよ。ですから、やはり、この今の雨水幹線、これは、やはり駅前の治水の目的のために祇王井川水系の水を、この雨水幹線を一日も早く完成させて、友川水系へ放流していくというのを行政としても、一日も早い計画を立てて下さい。地権者も協力するところは協力いたしますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それから、全国的に少子高齢化で人口減となっているが、湖南地域は環境や利便性の面で、今後、ますます人口増が見込まれている。当市の第2ステップとしての市街化区域の拡大の考えはいかがですか。第2ステップとしてですよ。

○議長（立入三千男君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 次の市街化区域の拡張についてのご質問にお答えをいたします。

これもこれまでも申し上げていますように、野洲市は近隣の町から比べると、市街化区域の比率が半分以下です。現在で、767ヘクタールで、12.6%、草津市が38.88、守山が26.41、栗東26.64、湖南市でも20ということですから、もっと拡大をしていかないといけません。何回も言いますが、お米と田んぼとお酒です。これを変えていかないとだめです。先ほど、補助金も懸念をしてもらいました。私も基本的に補助金は適正に出すべきですが、単なるマイナスではなしに、どなたかも質問されましたように、人口がふえるとか、世代交代が、やはりバランスよくなるということからすると、一定の公共的な支援はあってもいいと思いますが、いずれにしても、できるだけ、本来の民間主導で市街化区域をふやしていくということです。

ただ、今、ご質問がありました十数ヘクタールがまだ未利用ですから、県がどうの、国がどうのという以前に自らそこが埋まらない限り、次の計画というのは市としても無理ですし、当然、県レベルと協議しても、まずはそこをきちっと計画的に使った後でということになりますので、今、ご指摘の場所を速やかにいい形でご整備いただいた後で、ぜひこの比率が低いからということじゃなしに、持続ある発展ということで、取り組んでいきたいと思っております。

それと、先ほど、祇王井川の放水路を旧の町が自らやるという、これ、不思議な約束なんですけど、公文でやられています。これ、平成12年から14年のことで、16年ではございません。その文書には旧町が責任を持ってやると、書いてはあるんですけども、国の補助等が得られれば、それも使って。この平成12年という年は不思議な年でして、言いましたように、金がないからと、PFIで、学校をわざわざ高い金で借金しています、自主財源がないから。

それとか、さまざまなことが行われている年なので、不思議なんですけども、金がないのに自らやると。これ、せつかく触れられましたから、言いますが、河川法上も矛盾しておりまして、1級河川をわざわざ町がやると。町がやる場合、国の補助をと書いてあるんですけど、国の補助を得るとするのは準用にするということなんです。普通河川だっ

たら、単費です。でも、1級河川を準用にやるのはこれはあり得ません。ですから、随分、県とやりとりして、もう一回戻したときにも、県も加担しているはずなんですよ。この時期にあそこの野洲の下水道の管が入っている土地を買っている。いろいろあったことでありまして、先ほどの稲垣議員、土地の問題を言っていただきましたけども、今、順次、ほじくり出してはしませんけども、課題が出てきたときに全部整理していますけれども、本当に不思議なぐらいのつじつまが合わないことを、いろんな、県まで協力しながらやっている。ですから、二束三文の土地を高く買っている。そしてから、あり得ない県の管理の川を町が巨大なお金をやって、放水路をするとか、今後、こういうことがないように、過去を責めるんじゃなしに、ないように透明性を保ちながら、公平なまちづくりを進めていきたいと思っています。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） ぜひともご期待申し上げたいと思います。ちなみに、参考までに申し上げますと、市街化区域のパーセンテージは旧野洲町のときは16%でした。旧中主町と合併いたしまして、12.何がしかのパーセンテージに落ちたということで、湖南4市の中でも、圧倒的に市街化区域が少ないというようなことをちょっと参考までに申し添えておきます。

それでは、教育長、今度、よろしくお願いします。

学校現場でのいじめの実態と教育について、小林凜という俳号を持つ小学生俳人、本名、西村凜太郎君、12歳、6年生でございます。小林凜というのは本名は西村なんですけど、俳句の世界で、ご存知だと思いますが、小林一茶の小林をとって、凜太郎の凜を付けて、小林凜という俳号で活躍しておられる方です。時間もありませんので、早いこと読んで、また何します。

小林凜という俳号を持った少年は現在11歳。小学生3年のときに初めて朝日歌壇に応募したこの俳句、「紅葉で神が染めたる天地かな」という句が大人に交って、入選されました。その後も何回も入選を繰り返し、天才児があらわれたと評判を呼んでいた。そんな彼がついに初の句集「ランドセル俳人の五・七・五」の中で、「いじめられ 行きたしたけぬ 春の雨」、これ、11歳。不登校の少年、生きる希望は俳句に詠むということで、ブックマン社から発売されております。

西村君へのいじめは小学校1年生のころから始まりました。低体重で生まれ、幼稚園の卒園時には体格も平均に追い付いたそうだが、脚力や腕力は弱かった。本人の前書きによ

れば、からかわれ、殴られ、蹴られ、ときには消えろ、ぐずとののしられた。それが小学校5年まで続いたという。例えば、そのいじめられた中で、こんな句があります。「いじめ受け 土手のタンポポ 一人つむ」、これが11歳のときの俳句でございます。俳句で思いを表現するようになったのは幼稚園のとき。母の史さんによれば、私や祖父母から俳句を教えたことがないらしく、テレビや、読んで、俳句に出会ったそう。同級生の女の子や保護者からいじめの実態を知らされたのは小学校に入学してから間もなくのころ。家族が学校に訴えても、取りつく島もなく、2年生になってからも危険ないじめ行為が続き、自主休学という選択を選んだ。だが、そんな日々の中でも、凜君は俳句をつくり続けた。「影長し 竹馬のぼく ピエロかな」「ブーメラン 返らず蝶と なりにけり」「万華鏡 小部屋に上がる 花火かな」、いずれもこれは朝日歌壇で入選しております。

あるとき、学校に俳句を見せに行ったところ、教師は俳句だけじゃ食べていけませんと話し、また別の教師はおばあちゃんが半分つくっているのかと思っていましたと言う。しかし、共に暮らす母と祖母はでき上がった俳句がたとえ駄作であれ、秀作と褒め、手に取り合って、喜びのダンスを踊る。物心付くころから、他の子より、何もできないことの多い自分を感じている凜には他から認められることが何よりの教育と考えているからだ。学校に期待できない以上、子どもを守り、感性を育むのは家族しかない。この中で、凜君が8歳のときに詠んだ句ですが、「春の虫 踏むなせっかく 生きてきた」という句を詠んでおります。願わくば、いつか凜が教育現場で尊敬する師に出会ってくれる日の来ることを願うと母は後書きに書いております。この俳句を受けて、いじめの実態、幼・保・小・中学での実態、教育長は51件あるとおっしゃっていましたが、その実態はどういうことですか。

○議長（立入三千男君） 質問の途中でありますが、お諮りいたします。

本日の会議時間は会議規則第9条第1項の規定により、午後5時までとなっておりますが、議事の都合上、会議規則第9条第2項の規定により、本日の会議を延長いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議ないようでございますので、よって、会議時間を延長することに決定いたしました。

引き続き、一般質問を行います。

教育長。

○教育長（川端敏男君） 鈴木議員の学校現場でのいじめの実態と教育についての1つ目の質問でございますが、幼・保・小・中学校での実態について、お答えをさせていただきます。

今年度の市内の小中学校でのいじめの報告件数は1月末現在で51件でございます。いじめの実態ということで、例えば、悪口を言われるとか、からかわれるとか、ちょっと肩をぼーんと突かれるとか、そういった程度のももございますし、また、そのことがしばらく継続しているといったような実態もございます。現在のところ、解決に向けて、指導継続中のものもございますけれども、重大な事案は今のところ、ございません。

なお、保育園とか、幼稚園で起こったいじめの件数につきましては、園から報告をするシステムをとっていないため、件数の把握はできておりません。しかしながら、園や保育所ですかね、園では園児や保護者からいじめの被害の訴えがあれば、その都度、職員の方が丁寧に対応しているものと思います。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） 一問一答ですが、時間がありませんので、2題、続けて質問したいと思います。

教育委員会ですね、学校、今のこの西村凜太郎君のこれを見てもわかるように、先生がそこまで理解していただいているか、そういうことです。最後の方に締めくくっておられますように、いつか学校現場で尊敬する師に出会えるという日も待っているということで、最後は締めくくっておられますけれども、重大な事案がないということでございますが、やはり、そういうことも、教育委員会としては、そういう子どもがおるということも自覚していただいて、今後の取り組み、それと西村凜太郎君を教材とした学校があると聞いているが、その取り組みについての見解をお教え願えませんか。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） いじめの問題に対する対応につきましては、これまで野洲市が大切にしてきました人と人とのつながりとか人権教育を基盤として、未然防止に力を注いでいるところでございます。ところが、やはり、目の行き届かないところで、そういったいじめも起こってまいりますので、そういった場合は教職員が一丸となって、いじめに対応するというシステムをとっているところでございます。特に学校で起こった問題につきましては、やはり、個人情報に十分配慮しながら、情報共有をして、透明性を確保しなが

ら、適切に対応をしているところでございます。

今も申し上げましたけれども、各学校では「ストップいじめアクションプラン」というのがございまして、それに基づきながら、組織的にチーム一丸となって、取り組んでおります。もちろん、学校だけに任せるわけではございません。学校と教育委員会が常に二人三脚で課題解決に向けて、取り組んでいるところでございます。

それから、もう一点の凜太郎君を教材とした取り組みについての見解でございますけれども、学級の実態に合わせまして、凜太郎君の俳句を学習の教材として、授業に取り組まれているということは大変すばらしいことだなど、そんなふうに思っております。授業の中身につきましては、実際に私も見ておりませんので、何とも申し上げられませんけれども、いじめの問題につきましては、さまざまな教材を工夫しながら、子どもたちが自ら考え、よりよい行動ができるような取り組みを展開していくことが大切であるというふうに考えています。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） 通告書にも書いておりますが、教育長、西村凜太郎君を教材とした学校があると聞いているが、その取り組みについての見解をお尋ねしているわけなんです。その学校での教材に使っている学校、どこの学校で、どのような取り組みをしているのか、それを私は通告書でお聞きしているわけなんですよ。

○議長（立入三千男君） 教育長。

○教育長（川端敏男君） どこの学校でというのは、確か私の知っているのはどこかで見たんですが、ちょっと間違っていたら、お許しをいただきたいんですが、確か三重県の学校だったと思っております。6年生を対象にした授業で、6年生の子どもたちがこの俳句を教材にしながら、勉強して、その先生の学級では確か凜太郎君も学校に招いて、一緒に給食やらを食べたというふうなことではなかったかなと思っております。ちょっと記憶が不十分で申しわけございませんが、確か三重県の学校であったふうに思います。

以上でございます。

○議長（立入三千男君） 鈴木議員。

○15番（鈴木市朗君） いや、やはり、教育長、こうして、きちっと通告しているわけですから、それは調査をしてもらわんことには通告している意味がないですよ。どこやと言いませんけど、小野江小学校ということですよ。言いましょか。松阪市立小野江小学校。

この小野江小学校がこの西村凜太郎君の、いわゆる、生い立ちからさまざまな部分を西村凜太郎君を招いて、そこで、いじめに対する子どもたちに教材として使っていると、取り組んでおられるということなんですよ。

やはり、私みたいな者がこんな俳句を言うこと自体が、自分の性にも合うてないんですよ。たまたま、この西村凜太郎君のこの新聞を見たときに、これ、ネットで引いたんですよ。なら、これ、全部出てきますから。いじめられて不登校、天才児、ランドセル俳人、小林凜。こんな簡単なことなんですよ。パソコンでぷぷぷーと引いたら、これ、出てくるわけですから。私の今、しゃべったことが全部出てくるわけですから。

これから、まだ、他にも会議が入っていますので、皆さん、お疲れですので、最後にこの小林凜君の俳句をご紹介させていただいて、質問を終わっていこうと思います。先ほど、申しあげました「春の虫 踏むなせっかく 生きてきた」。これは凜君が8歳ですね。「生まれしを 幸かと聞かれ 春の宵」「葉桜や 祖母の幸とは我のこと」「母もまた 我を幸とす かすみ草」「乳歯抜け すうすう抜ける 秋の風」、こういうのを詠んでおられます。

そして、小学校6年生のときにそのいじめてた子どもが凜君に謝りに来たんですよ。謝りに来たときにその作った歌が「仲直り 桜吹雪の奇跡かな」。これがいじめっ子が謝りに来たときに「仲直り 桜吹雪の奇跡かな」というようなことで、詠んでおられます。というように、長々とお清聴ありがとうございました。これをもって、終わります。

○議長（立入三千男君） 以上で、通告による一般質問は終了いたしました。

本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りいたします。明8日から3月24日までの17日間は休会といたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（立入三千男君） ご異議なしと認めます。

よって、明8日から3月24日までの17日間は休会することに決定いたしました。

なお、念のため申し上げます。来る3月25日は午後1時から本会議を再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。ご苦労さんでした。（午後5時05分散会）

野洲市議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

平成26年3月7日

野洲市議会議長 立 入 三千男

署 名 議 員 梶 山 幾 世

署 名 議 員 高 橋 繁 夫